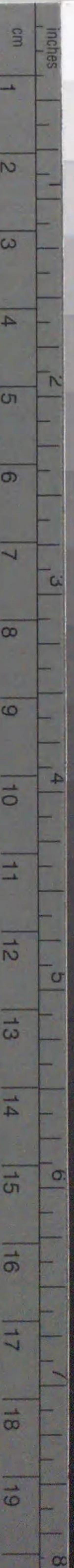


Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

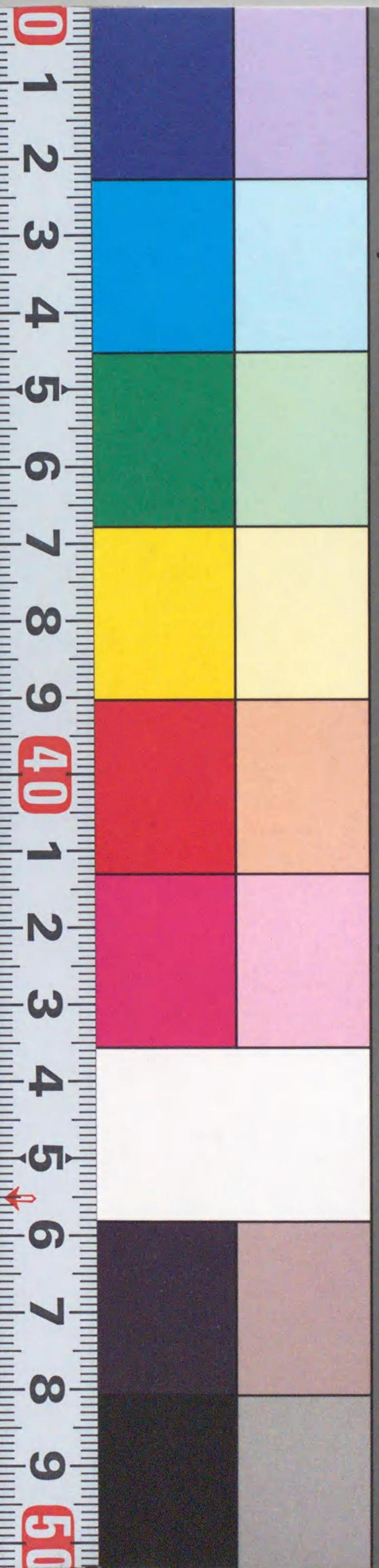
A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black




GB22

7



00715236



東京大學史料編纂所編纂

大日本史料

第二編
之十六

東京大學藏版

㊦

~~2.10.08~~
~~To 456d~~

GB22
7



715236

大日本史料

第二編之十六目次

後一條天皇

寬仁四年

八月

三日	防鴨河始、.....	一
	權律師成秀寂ス、.....	一
六日	東宮御讀經結願、.....	四
八日	釋奠、.....	四
	大僧正濟信ニ山城葛野郡ノ水田ヲ賜フ、.....	四
九日	政、.....	五
	七月十九日・八月廿五日、政、	
	七月廿二日、結政所物忌、	
	同月廿三日、結政、	

目次 寬仁四年八月

十一日 定考、……………六

十三日 祈年穀奉幣、……………七

十八日 入道前太政大臣藤原道長、賀茂社ニ參詣シテ、仁王經ヲ供養ス、……………八

一條天皇女御從二位藤原元子、出家ス、……………九

藤原元子ノ事蹟、……………

廿二日 大風ニ依リテ、内裏所々ノ門舍等破壊ス、……………一六

廿五日 關白内大臣藤原賴通、鹿島・香取兩社ニ奉幣シテ、封戸ヲ寄セ奉ル、併セテ勸學院・施藥院ニ封戸ヲ寄進ス、……………一九

廿九日 入道前太政大臣藤原道長、松尾社ニ奉幣ス、又、病ニ依リテ、法性寺五壇法ノ結願ヲ延引ス、……………二一

九月

三日 御燈、……………二三

四日 參議右兵衛督藤原公信ヲ檢非違使別當ニ補ス、……………二三

入道前太政大臣藤原道長、鴨河堤ヲ巡檢ス、……………二四

九日 重陽平座、……………二五

十一日 伊勢例幣、……………二五

十三日 御瘧病ニ依リテ、不斷大般若御讀經ヲ行フ、尋デ、清涼殿ニ於テ、法華經不斷御讀經ヲ修ス、入道前太政大臣藤原道長モ亦、萬僧供ヲ行フ、……………二六

十四日 陣定ヲ行ヒ、大宰府報ズル所ノ宋商客來著ノコトヲ議ス、……………三二

大納言藤原實資、左右獄所ノ獄囚ニ米ヲ給ス、……………三三

十九日 政、官奏、小除目、……………三三

廿一日、藤原定賴ヲ率分勾當・勸學院別當及ビ興福寺俗別當ト爲ス、……………

廿二日 内裏諸門造營ノ諸國ヲ定ム、……………三五

廿四日 關白内大臣藤原賴通、賀茂社ニ參詣ス、……………三六

廿五日 右近衛府定考、……………三七

入道前太政大臣藤原道長、松尾社ニ參詣ス、……………三七

廿六日 小一條院御瘧病、……………三七

廿八日 七瀬御被ヲ行ヒ、二十一箇寺ニ於テ、御誦經ヲ修ス、……………三八

入道前太政大臣藤原道長、醫師但波忠明ヲシテ、灸治セシム、……………三九

十月

一日 旬平座、……………四〇

二日 關白内大臣藤原賴通ノ上東門第二火アリ、……………四一

四日 右近衛府看督使ヲ補ス、……………四一

五日 結政、陣申文、……………四二

 十四日、結政、

 十七日、結政所物忌、

 瀧口、内裏右衛門陣前ニ夜盜ヲ射ル、……………四二

 御惱ニ依リテ、入道前太政大臣藤原道長、丈六五大尊像等ノ造顯ヲ發願ス、

 尋デ、前權少僧都心譽、御加持ヲ奉仕ス、……………四二

七日 主計頭安倍吉平ヲシテ、安福殿前ノ怪異ヲ占セシム、……………四四

 十一月四日、内侍所ノ怪異ヲ占ス、

八日 御惱ニ依リテ、孔雀經不斷御讀經ヲ行フ、尋デ、又、御讀經アリ、……………四五

十日 興福寺維摩會、……………四八

十三日 大法師仁統ヲシテ、明年辛酉革命ニ當ルヤ否ヤヲ勘申セシム、……………五〇

十四日 賀茂御祖社假殿遷宮、尋デ、正遷宮アリ、……………五一

十五日 入道大納言兼皇太后宮大夫正二位藤原道綱薨ズ、……………五六

十七日 小除目、……………一八

二十日 政、陣申文、内印、是日、長門ノ新司ニ、築垣ノ宣旨ヲ下ス、……………一九

十一月

一日 平野祭、春日祭、……………二一

 民部卿從二位前大納言藤原懷忠薨ズ、……………二二

二日 梅宮祭、……………三八

 丹生・貴布禰兩社ニ奉幣ス、……………三八

五日 入道前太政大臣藤原道長病ム、……………三八

八日 不堪佃田奏、明日、官奏アリ、……………三九

十一日 宇佐使ヲ發遣ス、……………四〇

十三日 吉田祭、……………四二

十七日 大原野祭、……………四四

十八日 五節、……………四四

十九日 鎮魂祭、……………四六

二十日 新嘗祭、……………四六

廿一日 豐明節會、……………四七

 主計頭安倍吉平、雷鳴ノ占異ヲ奏ス、

廿三日 陣定ヲ行ヒ、主稅寮勘申スル所ノ美作國春米ノコトヲ議ス、……………五一

廿六日 賀茂臨時祭、……………一五二

廿七日 故式部卿敦康親王々女姫子女王御著袴、……………一五五

廿七日 一品脩子内親王、御養女藤原頼宗ノ著袴ヲ行ヒ給フ、女同延子……………一五五

廿八日 山城愛宕郡ノ地ニツキテ、延曆寺ト賀茂社司トノ爭論アルニ依リ、使ヲ遣シテ延曆寺領ノ四至ヲ實檢セシム、……………一五七

廿九日 京官除目、權大納言藤原齊信ヲ大納言ニ、權中納言同行成ヲ權大納言ニ、參議源道方ヲ權中納言ニ任ジ、權中納言源經房ヲシテ、大宰權帥ヲ兼ネシム、……………一五九

圖版 藤原行成自筆書狀

十二月

二日 内裏清涼殿ニ放火アリ、……………一七三

六日 右近衛中將藤原公成ヲ藏人頭ニ補ス、……………一七三

九日 入道前太政大臣藤原道長、枇杷第ノ造作ヲ巡見ス、……………一七四

十日 權大納言藤原行成著座ス、……………一七四

廿七日、權左中辨源經頼著座ス、

十三日 右衛門府ノ倉燒亡ス、……………一七六

十四日 入道前太政大臣藤原道長、延曆寺ニ於テ廻心菩薩戒ヲ受ク、尋デ、山上ニ七佛藥師法ヲ修ス、……………一七六

十八日 疫癘ニ依リテ、大極殿ニ於テ、臨時仁王會ヲ行フ、又、六齋日ノ殺生ヲ禁ジ、輕犯者ヲ免ズ、……………一八二

入道前太政大臣藤原道長ノ申請ニ依リテ、無量壽院ニ阿闍梨六口ヲ置キ、封三百五十戸ヲ寄進ス、……………一八五

廿二日 官奏、陣申文、位記請印、……………一八六

廿四日 季御讀經、……………一八六

三十日、太皇太后宮并ニ中宮季御讀經、

閏十二月十五日、皇太后宮季御讀經、

廿六日 政、……………一八九

故中務卿具平親王々子師房御元服ノ儀アリ、仍リテ、源朝臣ノ姓ヲ賜フ、……………一八九

廿七日 小一條院王子著袴ノ御儀アリ、……………一九一

權中納言源道方等ニ昇殿ヲ聽ス、……………一九二

廿八日 内侍所御神樂、……………一九二

三十日 射場始、……………一九三

僧綱召、内侍司除目、.....一九五

閏十二月

一日 官奏、.....二〇二
十六日・二十日及ビ廿六日、官奏、

五日 新任國司等ノ申請ノコトヲ定ム、.....二〇二
十四日、春日社造營及ビ防河ノコトニツキテ指示ス、
 十七日、攝津守源長經ノ申文ヲ定メントス、

八日 政、.....二〇四
十一日・十九日・廿六日及ビ廿七日、政、

十日 位記召給、.....二〇五

十四日 荷前、.....二〇五

十八日 大工常道茂安ヲ以テ、造内裏門大垣等大工ト爲ス、.....二〇七
 小一條院王子御名、御誕生、尋テ、夭折シ給フ、.....二〇八
 無量壽院ノ附近ニ火アリ、.....二〇八
 御佛名、.....二〇八
十八日、太皇太后宮御說經、皇太后宮御佛名、藤原頼通家讀經、

廿五日、太皇太后宮御佛名、
廿七日、中宮御佛名、

右近衛府射場始、.....二一〇

廿一日 公卿分配ヲ定ム、.....二一〇

廿二日 入道前太政大臣藤原道長、故東三條院藤原詮子ノ御忌日ナルニ依リ、慈徳寺ニ於テ、佛事ヲ修ス、.....二一一

廿三日 直物、小除目、殿上所充、.....二一一
 故左大臣源雅信ノ男入道寂源、大原ニ於テ、講説ヲ行フ、仍リテ、入道前太政大臣藤原道長、之ニ臨ム、.....二一三

廿五日 疫癘ニ依リテ、大極殿ニ於テ、仁王經御讀經ヲ行フ、.....二一四
 前加賀守源政職、群盜ノ爲メニ殺害セラル、.....二一六

廿六日 散位平爲幹ヲ檢非違使廳ニ召問ス、.....二一七
常陸介惟通姓、卒ス、

廿七日 郡司讀奏、.....二二〇
 入道前太政大臣藤原道長、無量壽院二十齋堂及ビ三昧堂ヲ建立ス、是日、

十齋堂供養ヲ行フ、……………二二〇
廿九日 大宰府、南蠻賊徒ノ、薩摩ニ來リテ、人民ヲ虜掠スル由ヲ報ズ、……………二二三
三十日 申文、……………二二四

武藏立野勅旨駒牽、……………二二四
追儼、是日、權大納言藤原行成ニ帶劍ヲ聽ス、……………二二五
是歲 前權律師蓮海寂ス、……………二二六

年末雜載

社會、……………二二八
經濟、……………二三二
宗教、……………二三三
學藝、……………二三八

寛仁年中

雜載

社會、……………二四四

治安元年

正月

一日 御藥ヲ供ズ、小朝拜、節會、……………二四五
二日 二宮大饗、太皇太后宮拜禮、……………二四六
關白内大臣藤原賴通家臨時客、……………二四七

一日、藤原道長家并ニ賴通家拜禮、

三日 太皇太后藤原彰子ニ拜觀アラセラル、東宮敦良親王モ亦、朝觀シ給フ、……………二四八
皇太后宮ニ於テ、飲宴、和歌ノ興アリ、……………二四八

藤原教通家饗宴、

四日 鬪亂ノコトニ依リテ、關白内大臣藤原賴通ノ車副等ヲ獄ニ下ス、……………二四九
六日 敍位、關白内大臣藤原賴通・左大臣藤原顯光・右大臣藤原公季ヲ并ニ從一位ニ敍ス、……………二四九

七日 白馬節會、……………二五一

八日 御齋會、後七日御修法、……………二五二

十日 入道前太政大臣藤原道長、法性寺ニ於テ、修正ヲ行フ、……………二五三
五日、道長、無量壽院十齋堂ノ法會ヲ行フ、
九日、道長、無量壽院阿彌陀堂修正ヲ行フ、

十一日 右近衛府荒手結、……………二五四

暴行ノ廉ニ依リテ、主殿助橋正平ヲ追捕セシム、……………二五四

十二日 右近衛府眞手結、……………二五五

十六日 踏歌節會、……………二五五

次侍從ヲ補ス、……………二五七

十七日 射禮、……………二五八

廿四日 縣召除目、……………二五八

廿二日、初メテ吉書ヲ御覽アラセラル、

前上總介菅原孝標等上洛ス、

廿六日 賭射、……………二八三

藏人ヲ補ス、……………二八四

廿八日 疾疫ニ依リテ、臨時仁王會ヲ行フ、……………二八五

二月

一日 尙侍藤原嬉子、東宮敦良親王ニ參入ス、……………二八六

式部卿敦儀親王、中納言藤原隆家ノ長女ト婚シ給フ、……………二九〇

大納言藤原齊信・權中納言源道方及ビ參議藤原定賴、著座ス、……………二九〇

二日 釋奠、……………二九一

辛酉歲ナルニ依リテ、治安ト改元シ、常赦ヲ行フ、……………二九二

四日 祈年祭、……………三一二

皇后宮御所燒亡ス、……………三一二

七日 位記請印、……………三一二

大納言藤原實資第ノ附近ニ火アリ、……………三一一

八日 園・韓神祭、……………三一三

十日 大原野祭、……………三一三

十一日 列見、是日、關白内大臣藤原賴通、加階ノ後、始メテ宜陽殿并ニ陣座ニ著ス、……………三一四

十二日 圓融天皇御忌、……………三一五

二十日 皇太后宮ニ於テ、管絃ノ御遊アリ、……………三一五

廿五日 是ヨリ先、疾疫等ニ依リテ、春日社行幸ノ延引ヲ定ム、是日、疫癘祈禳ノ爲メニ、二十一社ニ奉幣ス、……………三一五

十三日、祈年穀奉幣定、

十四日、内裏觸穢、

廿六日、春日社行幸ノ日時改勘、

廿八日 入道前太政大臣藤原道長ノ室從一位源倫子、無量壽院ニ於テ出家ス、……………三二一

三月

三日 御燈、……………三二四

四日 大宰權帥源經房ノ赴任ヲ餞シ給フ、……………三二四
二月廿六日、任符請印、
七日、伯耆守藤原資頼、赴任ス、

七日 藥師寺最勝會、……………三二八
疫癘祈禳ノ爲メニ、大極殿ニ於テ、壽命經ヲ轉讀セシム、又、大僧正濟信
ヲシテ眞言院ニ於テ、天台座主權僧正院源ヲシテ延曆寺ニ於テ、前權少僧
都心譽ヲシテ園城寺ニ於テ、律師仁海ヲシテ東寺ニ於テ、同成典ヲシテ仁
和寺ニ於テ、各不動法ヲ修セシム、……………三二八
十日、疫癘ニ依リテ、相撲ヲ停メントス、
廿四日、十二門御讀經ヲ停ム、

八日 直物、小除目、……………三三四
四日、藤原重尹ヲ勸學院別當ニ補ス、

十日 内裏觸穢、……………三三五

十五日 太皇太后宮ニ於テ、御佛供養アリ、……………三三五

十七日 異牛、内裏ニ奔入シ、諸宮ノ御在所ヲ脅スノ怪異アリ、……………三三五

十八日 御物忌、……………三三六

十九日 石清水臨時祭、……………三三六
修理職及ビ木工寮等ヲシテ、賀茂齋院ヲ修理セシム、……………三三七
右近衛中將藤原長家ノ室歿ス、……………三三八

廿二日 筑前觀世音寺、大宰府學校院別當ノ寺領ヲ妨グルヲ、同府ニ愁フ、……………三四六

廿五日 季御讀經、……………三四九

廿九日 入道前太政大臣藤原道長、御惱平癒立願ノ報賽トシテ、無量壽院ニ於テ、
丈六ノ佛繪像百餘體ヲ供養ス、……………三五〇

是春 疾疫流行シテ、夏ニ及ビ、疫死スル者多シ、……………三五五

四月

一日 旬平座、……………三五九
東大寺別當傳燈大法師朝晴寂ス、……………三五九

三日 平野祭、……………三六二

四日 廣瀬・龍田祭、梅宮祭、……………三六三

五日 小除目、……………三六三

八日 小一條院御所高松殿、燒亡ス、……………三六三
 八日 大神祭使ヲ發遣ス、仍リテ、灌佛ヲ停ム、……………三六四
 十三日 賀茂齋院選子内親王御禊、……………三六五
 十五日 關白内大臣藤原頼通、賀茂社ニ詣ス、……………三六六
 十六日 賀茂祭、……………三六六
 賀茂社、延曆寺トノ間ニ、所領ノ境論アリ、
 十八日 少僧都如源寂ス、……………三六九
 十九日 吉田祭、……………三七四
 權律師叡効寂ス、……………三七四
 (目次終)

大日本史料 第二編之十六

後一條天皇

寬仁四年庚申

八月小盡
庚辰朔

三日、壬午防鴨河始、

〔左經記〕 八月

三日、壬午、以午剋始防河事、宇治官史忠信、率史生以下臨其所、分宛國々、立驗札云々、近
 江所當川合社西・賀茂下社以南堤百七十丈可築之、頃河口堤六十丈可築、同河□百廿丈可
○下關ク、

○防鴨河定ノコト、五月十一日ノ條ニ、入道前太政大臣藤原道長、鴨河堤ヲ巡檢スル
 コト、九月四日ノ第二條ニ見ユ、

權律師成秀寂ス、

〔僧綱補任〕三 ○興福寺本

寬仁四年八月三日

史以下驗ノ
札ヲ建ツ所
近江國ノ所
課

寛仁四年八月三日

權律師成秀 〔朱書〕「八月三日入滅、」

〔僧綱補任〕 乾 ○彰考館本

律師成秀 八月三日卒、

〔僧綱補任〕 三 ○興福寺本

權律師成秀 寛仁元年三月十五日任、天台宗、御持僧勞、〔朱書、下同〕「左京人、覺慶大僧正入室、」同四年「八月三日入滅、」

〔僧綱補任〕 乾 ○彰考館本

律師成秀 天台宗、延曆寺、寛仁元年三月十五日任、護持僧勞、大僧正覺慶弟子、〔正曆元年〕永祚二年延命院七禪師補了、院源僧都弟也、陸奥守從四位下平朝臣元平男 法性寺阿闍梨、院源奏、同四年八月三日卒、

〔護持僧次第〕 一、後一條院 ○中

阿闍梨成秀、寛仁元年三月十五日任權律師、護持勞、同四年八月三日卒、陸奥守平元平子、

〔護持僧補任〕 ○青蓮 後一條天皇 ○中

成秀權律師、覺慶座主弟子、

〔寛仁元年〕長和六三十五任權律師、御持僧勞、寛仁四 〔マ、〕 卒、

天台宗
左京ノ人

護持僧
延命院七禪
院源ノ弟
法性寺阿闍
梨

父ハ平元平

覺慶ノ弟子

遮那業ノ相
承

實相房

一條天皇宸
筆御八講ノ
梵音
法性寺
寶幢院檢校

〔遮那業血脈譜〕 裏書 ○青蓮院所藏

〔朱書〕政筭——成秀——智深

成秀 律師、覺慶弟子、實相房、

〔權記〕 長保四年九月

廿九日、辛酉、○中 今日御八講僧被定云々、宸筆法華御八講ノコト、長保四年十月二十二日ノ條ニ見ユ、中略、

梵音 ○上 成秀 法性、

〔法中補任〕 寶幢院檢校次第 號院主

成秀阿闍梨 寛弘元年十一月廿三日任、〔十脱之〕寛仁元年三月五日任律師、〔マ〕同三年四月三日入滅、

東陽房座主覺慶弟子、

○成秀、敦成親王家御修法ニ請ゼラル、コト、寛弘六年九月二十二日ノ條ニ、藤原道長ノ阿彌陀經供養ニ讀師ヲ勤ムルコト、同八年三月二十七日ノ第二條ニ、一條天皇御葬送ノ百僧ニ定メラル、コト、同年六月二十五日ノ條ニ、賀茂社行幸御祈ノ賀茂下社御讀經僧ニ定メラル、コト及ビ伊豫ノ溫泉ニ下向スルコト、寛仁元年十一月十日ノ第

寛仁四年八月三日

寛仁四年八月六日 八日

一條二見ユ、

六日、^乙東宮御讀經結願、

〔小記目錄〕

^九佛事上 臨時御讀經事
^院宮御讀經事 ○九條家本

同四年八月六日、東宮御讀經結願事、
^(寛仁)
^(敦良親王)

○コノ條、小記目錄ニ據リテ掲書ス、發願ノ日、詳ナラズ、

八日、^丁釋奠、

〔左經記〕 八月

八日、^丁亥、^{○中}略 及午後參大學寮、

^(源經房) 皇太后宮權大夫・^(藤原經通)左京大夫參著廟門、

先拜廟、次著寮

饗、次著都堂、^(京カ)雨儀、

講論了、次著百座、次著宴座、^(雜事)如例、

次著穩座、^(守藏人)講師式部丞定親、^(長)讀事畢

上下分散、^左大夫被獻絕句、

〔小記目錄〕

^三年中行事三 二月
^{釋奠事} ○九條家本

同年八月八日、釋奠事、^(寛仁)
^(寛仁四) ○以上二字、同家
新寫本ヲ以テ補フ、

大僧正濟信ニ山城葛野郡ノ水田ヲ賜フ、

〔日本紀略〕

^{後一}條院 八月

講師儀
讀師

水田五町

五十町トノ

說

佛餉燈油料

上卿藤原齊

結政所物忌

八日、^丁亥、宛給大僧正濟信山城國葛野郡水田五町、

〔東寺長者補任〕

一 長者大僧正濟信 ^(務)法 ^(寛仁四年)、八月八日賜山城國水田五十町、

○後七日御
修法阿闍梨

^{名帳・仁和謝法}
^{記等、異事ナシ、}

〔高野春秋〕

^四 秋八月八日、^(濟信)信僧正賜山城國內水田五十町於佛餉燈油料、

○濟信ニ牛車宣旨ヲ賜フコト、二月二十七日ノ第一條ニ見ユ、

九日、^戊子、政、

〔左經記〕 八月

九日、^(藤原道長)戊子、^(衍カ)參入道殿、次參給結政所、在政、^(中宮)大夫、

○七月十九日及ビ八月二十五日、政、^(藤原齊信)七月二十二日、結政所物忌、并ニ同月二十三日、

結政ノコト等、便宜左ニ合斂ス、

〔左經記〕 七月

十九日、^(衍カ)戊辰、早旦參給結政、政、頃之左大將被參内、^(源經頼)余觸事由參内、^(下略)祈雨奉幣使ヲ

カ、ル、七月十九日ノ第一條ニ收ム、^(源經頼)發遣セントスルコトニ

〔廿〕二日、^(辛未)參結政所、依爲物忌、不著座退出、

寛仁四年八月九日

寛仁四年八月十一日

十三日、參結政所、無政、事了參陣、頃之退出、

八月

廿五日、甲辰、參結政所、有政、上侍從、中納言、行成余參内、奉仕朝夕膳、

十一日、庚寅、定考、

〔左經記〕 八月

十一日、庚寅、參官司、定考、藤原齊信、藤原教通、源道方中宮大夫・左大將・左大辨被參、申文・請印・定考等、了

被著朝所、上官列立如常、各座定、一獻、左大辨、藤原重平二獻、權辨粉熟、即食、三獻、余、自一飯

汁、今年暑氣殊甚、仍四獻、左少辨、藤原資業餅餠云々、著宴座、一獻、左大辨、次酌權座中、二

獻、余、次酌三獻、左少辨、次酌上下立箸、即拔之、各退出、著東廊、頃之著穩座、一獻、左大辨

二獻、權辨上卿遙仰權辨云、依去天曆元年例、可停止舞樂者、天曆元年八月十一日ノ條參看、依瘡也、

疾疫流行スルコト、是春ノ條ニ見ユ、權辨召史、仰可停樂之由、三獻、余、召史生、此間降、仍次召近邊所司、

次見參、上宣、命曰、不一史信賢勸盃、左六年取ヒ、酒成上卿盃之後著本座、請盃巡行儀如常、又二獻之間權辨進著座上、左大將御盃、歸本座巡行、

〔中右記〕 嘉承元年八月

廿八日、依有考定、已刻許參太后政官、行カ著宴座、中著穩座、中此後上卿命右中辨

申文 請印 一獻ヨリ罰 酒ヲ行フ 暑氣甚シキニ依リ氷瓜ヲ居ウ 穩座 疾疫ノ流行ニ依リ音樂ヲ停ム 見參

挿頭モ停ム

云、依去寛仁四年〔〕瘡歲例、可止音樂并挿頭花者、

〔山槐記〕 仁安二年六月

廿五日、辛卯、朝間天陰、時々小雨、午了晴、今日列見也、中次著朝所、中三獻、中

居飯汁、此次居氷、盛大土器、破氷也、非削氷、後日左大辨雅頼卿曰、内々、可居削氷之由仰了、厨家若依無甘葛不居歟、遺恨事也者、此事先跡不分明、列

考者二・八月行之、然者不可有此儀、延引之時、雖有六月例、所見不詳之由、小槐隆職宿禰申

云々、然而六月之間厨家有氷、官中公事居之、不可有難之由、左大辨内々評定令居云々、

藤原忠親予後日勘見之、寛仁四年八月十一日記、居氷、已有先例、

〔年中行事秘抄〕 二月 炮瘡時例

寛仁四年八月十一日、定考、中略

已上止音樂・挿頭等、

十三日、壬辰、祈年穀奉幣、

〔小記目錄〕 三年中行事三 二月 祈年穀奉幣事

〔左經記〕 八月

寛仁四年八月十三日

寛仁四年八月十三日

奉幣使定
日時勘申
外記不參
使ノ差文ヲ
里第ノ外記
ニ給フ

寛仁四年八月十八日

七日、丙戌、○中 四條大納言於左仗被定廿一社奉幣使、兼又召陰陽寮被勘日時、十三日、十七日、
今日外記等皆有障不參、仍令史奉宮文・硯等、(マ、) 延不見事也、
八日、丁亥、○中 風聞、四條大納言依不參外記、令史賜使差文於大夫外記(小野)文義朝臣、在所
里亭、勞在所
云々、

○コノ條、小記目錄ニ據リテ掲書ス、

十八日、酉、丁 入道前太政大臣藤原道長、賀茂社ニ參詣シテ、仁王經ヲ供養ス、

〔小右記〕 ○京都御所東 八月 山御文庫本

十八日、丁酉、○中 早且宰相來云、只今參入道殿、今日參給賀茂、被供養般若經云々、
○中 略

晚頭宰相從入道殿來云、於賀茂上下御社被供養仁王經各十部、下社者於舞殿被供養、上社者橋殿、請僧大僧都慶命・前大僧都心譽・少僧都定誓・律師懷壽・律師定基・律師明尊・阿闍梨日如・阿闍梨遍救、皆有行香、兩社有僧俗饗、由上下社之間雨脚滂沱、御共卿相左大將(藤原)教通・皇太后宮權大夫經房・中宮權大夫能信・右衛門督實成・左大辨道方・右兵衛督

上下兩社ニ
仁王經各十
部
請僧
扈從ノ公卿

僧綱等ノ行
粧善美ヲ盡
ス

藤原頼通見
物ス

仁王經百部
トノ説
饗饌布施
公卿等皆帶
劍ス

源頼定ノ室

〔左經記〕 八月

公信・修理大夫通任・侍從資平、御前法師十人、雲上人・地下者等其數不幾、僧綱并阿闍梨乘車、僧綱等盡善盡美、各皆有前駟、過差無極、今日作法不用儉約、見物車數多云々、
(藤原) 關白乘別樣車給云々、○流布本ヲ以テ校正ス、

十八日、丁酉、入道殿令詣賀茂給、上達部八人・僧綱五人・凡僧十一人・四位九人・五位十二人、上達部・僧綱并日・遍救車、自餘馬云々、 已剋著下社給、先奉幣、次被供養仁王經百部、(マ、) 請十口僧、慶□・實誓・懷壽・定基・日助・遍救・教圓・貞範・圓勝、○僧一人ノ名ヲ脱スルカ、 行香畢被參上社、〔事脱カ〕 雜同前、但有饗饌、又事了、十口請僧給布施、今日供奉上達部已下皆帶劍採笏之、又上下社司在御儲之、 不及秉燭還御々寺々、〔堂カ〕
(云脱カ)

一條天皇女御從二位藤原元子、出家ス、

〔小右記〕 ○京都御所東 八月 山御文庫本

十八日、丁酉、○中 略
故左兵衛督室家女御、今曉出家云々、
(藤原元子)

〔榮花物語〕

十六もとのしつく 梅澤義一氏所藏三條西本 かゝるほとに、 式部卿(爲平宮)の頼定の左兵衛督、○中略 源頼定ノ病ノコトニカ、ル、六、(八九) 六月九日、ほうしになり給ぬ、女御の御はらのひめきみたちの御あ
月十一日ノ第二條ニ收ム、

寛仁四年八月十八日

頼定ノ薨去

父藤原顯光
ニ疎ンゼラ

事蹟

母盛子内親
王

寛仁四年八月十八日

りさま、あはれにいかにくとおほしなから、われふかくなり給にたれば、すへきかた
なし、かの御氣しきもよにわりなかつたへかたくおほされて、女御もあまになり給ぬ、○中略
上、兵衛督又の日うせ給にけり、○六月十一日 元子 第二條參看、女御といみしうおほしまとひたり、一条院
の御ことなどは、いみしなから、うとくしくてひさしくならせ給にしうちに、○一條天皇 崩御ノコト
寛弘八年六月二十
二日ノ條ニ見ユ、みこなともおはせさりしかはこそあれ、これはよにたくひなくおほさるゝ
にもことはりとみえたり、○中略、元子ノ父藤原顯光、堀河第二死穢ノ生ジタルヲ忌ムコトノあさましくをいほけたまひて、この女御の御あたりのことをあやにくにおほしの給へは、このほりかはのゐんの御ことをは、いまにろむせさせ給ける、○富岡本ヲ以テ校ス、本書、元子ノ出家ヲ、頼定薨去ノ以前ニ係ケタルハ、誤ナシ、

○元子ノ事蹟、便宜左ニ合敘ス、

〔榮花物語〕

四 みはてぬゆめ 長徳二年 かくて冬にもなりぬれば、ひろはたの中納言 顯光 岡本、
コノ次ニあきみ 梅澤義一氏所藏三條西本 兼通 ときこゆるは、ほりかはとの、御太郎也、それとしころの北方には、村上の
みかとのひろはたのみやすところのはらの女五宮おそ、もちたてまつりたまへる、その御
はらに女君 イナシ ふたところ、おとこ一人そおはするを、年ころいかてそれは内・東宮にとおほ
（藤原計子） （藤原重家） （元子） （居貞親王） （元子・藤原延子）

承香殿女御

しなから、世中わつらはしくて、内にはおほしかけさりつ、春宮には淑景舍さふらはせ給
へは、○藤原原子ヲ東宮女御ト爲スコト、長徳元年正月十九日ノ第一條ニ見ユ、 よろつには、かりおほしつるに、このたえまにこそ
はとおほしたちて、このひめ君、内にまいらせたまつり給、○富岡本ヲ以テ校ス、

〔大鏡〕

三 東松泰三氏本 一、太政大臣兼通、忠義 公、
○上 又、太郎君、○中 略 この御北方には、村上先の先帝の女五宮、盛子 廣幡のみやすところの御は
らそかし、その御はらに、男子一人・女二人おはしましゝを、おとこきみは、重家の少將
とて、○中 略 出家してうせ給にき、○長保三年二月四日ノ第二條參看、女君ひとゝころは、一條院の御時の承香
殿の女御とおはせしかと、すゑには、爲平式部卿のみこの御子源宰相頼定の君のきたの
かたにて、あまたのきんたちおはすめり、そのほと御事ともは、みな人しろしめしたら
ん、その宰相うせ給にしかは、あまになりておはします、いまひとゝころは、今の小一條
院のまた式部卿宮とましゝおり、むこにとりたてまつらせたまへりしほとに、○中略、小一條院、藤原寛子ト婚シ給フコトニカ、ル、元年十一月二十二日ノ第二條ニ收ム、 御やまひにもなりにけるにや、うせたまひにき、○三年四月十日ノ第二條參看、

承香殿女御元子事 一條院女御

左大臣 顯光公、女

寛仁四年八月十八日

入内
從二位
一條天皇崩
御ノ後
頼定
ニ通ズ

世系

妹藤原延子
ハ小一條院
御息所
所生ノ頼定
女

寛仁四年八月十八日

長徳二年十一月十四日入内、同十二月二日爲女御、長保二年八月廿日敍從三位、寛弘

二年正月十三日敍從二位、^(一條天皇)天皇晏駕後、通參議源頼定卿、後爲尼、

〔一代要記〕

夏 一條院天皇 後宮

女御從二位藤元子

右大臣顯光一女、母盛子内親王、

長保二一十一月十四日入内、十二月二日爲女御、同三一八月廿日敍從三位、寛弘二一正月

十三日敍從二位、天皇晏駕之後、通參議頼定朝臣、後爲尼、

〔尊卑分脈〕

藤原氏

五藏頭 顯光 檢別當、左衛門督、牛車・輦車、右大將、東宮傳、左右

重家 從四下、左少將、號一乘院、號光少將、本朝美人、

皇慶 東大、阿闍梨、

女子 元子、從一位、一條院御時承香殿女御、天皇

女子 延子、小一條院式部卿宮時御

〔榮花物語〕

三十四 くれ待星

○上 (長暦元年)

敦康

姫子

○中

この宮をは中宮と申す、

○長暦元年三月一日ノ條參看、中略、

御匣殿には左衛門督のむすめ、左大殿の女御の御

一條天皇ノ
殊寵ヲ蒙ル

出家

受戒

出奔

顯光元子ノ
頼定ニ通ズ
ルヲ怒リテ
髮ヲ切ル

はらの姫君なり、

〔榮花物語〕

九 いはかけ

○上略、一條天皇御葬送ノコト等ニカ

あはれにつきせず

めてたうをはしましつるみかと、をしみ申さぬ人なし、かのくらへや・弘徽殿・承香殿

は、みな御ふくあるへし、^(イ)いかてかはさあらざらん、^(イ)いかてかは以下十一字、富岡本、まめやか

にてはとみへ、あはれるなる御かたみのころもは、ところわかすなん、そかうちに、承香殿は、

まめやかに思きこえ給へりしものを、^(ハイアリ)いかてかおほししらぬやうはとみえたり、^(富岡本ヲ)

〔小記目録〕

十六 臨時六 出家事 付受

同年閏十月十一日、右大臣女御自切髮爲尼事、

同十五日、女御請慶圓僧正令授戒事、

同年十一月十二日、右大臣女御夜逃事、

〔榮花物語〕

十一 つほみ花

一條院うせさせたまひてのち、女御・更衣の御ありさまともさま／＼にきこゆるに、承香

殿の女御に故式部卿宮の源宰相頼定の君しのひつゝかよひきこえ給ほとに、右のおとゝき

給て、まことそらことあらはしきこえんとおほしけるほとに、御めにまことなりけりと

寛仁四年八月十八日

實誓僧都ノ
車宿ニ移ル
頭髮舊ニ復
ス

顯光勘當ヲ
許ス

堀河第傳領
ノ爭論

みたまふてければ、いみしうむつからせ給て、さはかりうつくしき御くしを、てつから尼
になしたてまつり給に、うきことかすしらすみえたり、あさましう、あやしきことに、よ
人も殿のうちにもいひきはくほとに、そのうちもなをしのひつゝかよひ給ければ、そのた
ひは、いつちもくおはしねとあれば、女御の御めのとあるは、○御めのと以下八字、富岡
本、めのとこのもと、ある
はニ、實誓僧都といふ人のくるまやとりなり、そのいゑにわたり給ぬ、宰相もさるへきに
こそとおもひつゝ、をろかならすかよひきこえ給ほとに、をのつから御くしなともめやす
くなりもていく、あやしう、ひかくしきことに、よの人も思きこえたり、○富岡本ヲ
以テ校ス、

〔御堂關白記〕

○陽明 長和五年四月
文庫本

廿一日、甲午、○中略、賀茂齋院御禊ノコトニカ、ル、
長和五年四月二十一日ノ第一條ニ收ム、源宰相家有狹食西、有前駟車來入家、是
（顯光）右大臣、年來間、彼宰相妾女御有勘當不相合、此嫁宰相後已數年、而今日件家狹食右府來
云々、甚能事也、

〔榮花物語〕

十六もとのしづく
○梅澤義一氏所藏三條西本

○上略、頼定ノ葬送ノコトニカ、
ル、三年四月十日ノ第二條ニ收ム、とのあさましくをい

ほけたまひて、この女御の御あたりのことを、あやにくにおほしの給へは、このほりかは
堀河院沙汰不得心、頗見第十四卷也、
のるんの御ことをは、いまにろむせさせ給ける、これはやけたりしかは、故一条院のこれ
維衛

顯光券ヲ延
子ニ與フ
太皇太后元
子ノ傳領ヲ
給アリトシ

歌什

○平
ひらしてつくらせ給へりしほりかはのるんなれば、女御はわれ領すへしとおほしたれと、
おとゝのけん（延子）をはこ女御にたてまつり給てければ、るんにそさふらふなる、この女御の御
かたには、大宮（藤原彰子）そ御心よせをはしまして、この女御のえたまはんことこそ理ならめとの給
はすれば、おとゝ、このことをえすかくしうおほしきたためぬなるへし、○富岡本ヲ以テ校
ス、堀河第傳領ノ
爭論ノコト、三年四月
十日ノ第二條ニ見ユ、

〔二中歴〕

十二
倭歌歴

拾遺抄哥人 承香殿女御

〔拾遺鈔目錄〕

○陽明文
庫所藏

讀人百卅三人
○中略

承香殿女御一首、雜、

〔勅撰作者部類〕

女部

承香殿女御、

左大臣
顯光女、

拾遺集

雜賀、

千載集

哀、

〔拾遺和歌集〕

十八
雜賀

東三條にまかりいてゝ、雨のふりける日、 承香殿女御
雨ならてもる人もなき我宿を淺茅か原とみるそかなしき

○元子ノ年給ノコト、長徳元年正月十三日ノ條・同二年正月二十五日ノ條・同三年正
月二十八日ノ第二條及び同四年正月二十五日・長保元年正月三十日・同二年正月二十

寛仁四年八月十八日

寛仁四年八月二十二日

一六

四日・寛弘七年二月十六日等ノ諸條ニ、女御元子、内裏ニ參入スルコト、長徳四年二月二十三日ノ第二條・長保元年九月七日ノ第一條及ビ寛弘三年二月二十五日ノ條ニ、懷妊シテ、廣隆寺ニ參籠スルコト并ニ流産ノコト、長徳四年六月是月ノ條ニ、元子ノ母盛子内親王薨去ノコト、同年七月二十日ノ第三條ニ、一條天皇、元子ニ消息ヲ賜フコト、長保二年四月七日ノ第二條ニ、元子、病ムコト、同年十月二十五日ノ第三條ニ、故東三條院藤原詮子ノ七々日御法會ニ、諷誦ヲ修スルコト、同四年二月十日ノ條ニ、一條天皇ノ崩御ヲ悼ミ奉リテ、歌ヲ詠ムコト及ビ會テ同天皇ヨリ御製ヲ賜フコト、寛弘八年六月二十二日ノ條ニ、同天皇ノ七々日并ニ周忌御法會ニ諷誦ヲ修スルコト、同年八月十一日ノ第二條及ビ長和元年五月二十七日ノ第一條ニ、備中守藤原助信ノ赴任ヲ餞スルコト、寛弘八年十月二十四日ノ條ニ、一條天皇ノ御遺領分配ニ與ルコト、長和元年四月三日ノ條ニ、枇杷殿法華御八講ニ、捧物ヲ奉ルコト、同年五月十五日ノ條ニ見ユ、

二十二日、辛丑、大風ニ依リテ、内裏所々ノ門舍等破壊ス、

〔日本紀略〕

後一條院 七月

陣舍

八省院

諸門
諸倉

廿二日、辛未、夜大風吹壞内裏所々、左近陣前軒廊・朱器殿・左衛門陣北舍一字・春華門陣舍東一字・修明門陣舍東一字・右衛門陣舍・宜秋門一字・八省院東廊廿餘間・延祿堂・左近衛府西門一字・待賢門・藻壁門・殷富門・修理職西門・織部司大炊舍一字并倉一字・大膳職倉一字・兵庫倉一字、其外不可勝計、一本、「或説云八月廿一日」下頭書ス、

八月
廿二日、辛丑、夜大風雨、

〔小記目錄〕

大風事
○九條家本

寛仁四年八月廿三日、大風大雨事、所々舍屋、門等顛倒、

〔諸道勘文〕

四十五
慧星上

勘申慧星年々事

○中略

寛仁二年六月十九日、慧星見、經數日、長二丈餘、○二年六月十九日ノ條參看、

○中略
同年八月廿二日、大風、

寛仁四年八月二十二日

一七

慧星出現ノ前兆アリ

寛仁四年八月二十二日

一八

略○中

右、依仰、大略勘申如件、

(嘉承元年)
長治三年三月四日

大外記中原朝臣師遠

〔後愚昧記〕

大風例事

略○中

後一條院

寛仁四年八月廿二日、今日大風吹損所々、廿三日、昨日風吹壞内裏所々、左近陣前
軒廊・朱器殿・左衛門陣北舎一字・春花門(衍之)東陣舎東一字・脩明門陣舎東一字・右衛門
陣(舎脱カ)・宜秋門一字・八省東廊廿餘間并延祿堂一字・左兵衛府西門一字・待賢門・藻壁門・
殷富門・修理職西門・織部司大炊舎一字并舎一字・大膳職舎一字・兵庫寮一字、其外不
可勝計、權大納言(藤原)教通卿召左大史奉親朝臣、可注諸司所々損色之由、被下宣旨、
略○中

此外凡大風例、古今雖有之、不能注進也、

大外記師茂(中)○以上、應安六年九
月記ノ卷首ニ在リ、

〔扶桑略記〕

二十八
後一條天皇

八月廿二日、夜大風、内裏門廊多以顛倒、

〔百練抄〕

四
後一條天皇

七月廿二日、大風、宮城所々悉以破損、

○日本紀略・百練抄等、大風ヲ七月二十二日ニ係ク、今、諸道勘文・後愚昧記等ニ據
リテ、玆ニ掲グ、内裏諸門造營ノ諸國ヲ定ムルコト、九月二十二日ノ條ニ見ユ、

二十五日、甲辰、關白内大臣藤原頼通、鹿島・香取兩社ニ奉幣シテ、封
戸ヲ寄セ奉ル、併セテ勸學院・施藥院ニ封戸ヲ寄進ス、

〔小右記〕

○京都御所東
山御文庫本

八月

十八日、丁酉、○中關白使木工頭輔尹被命云、任大臣後、○藤原頼通、内大臣ニ任ゼラル、
コト、元年三月四日ノ條ニ見ユ、
可奉朝服・笏・封等鹿嶋・香取云々、或云、可奉裝束者、尋入道殿例、無一枚文書、忽無
知其事之者、至被入勸學院・施藥院等之例文等、各在後院、唯鹿嶋等例未能尋得許也、有
故小野宮例文歟、可寫送者、令申云、彼時文書者故三條殿悉燒亡、見御日記、無其事、件
御日記、大納言爲令部類切寄、如此之間漏失歟、但九條殿承貞信公教所被注置之口傳、大
略所見也、定候歟、輔尹云、書取持參者、令出見、注取歸參、朝服・笏奉云々、鹿嶋
之封十戸、鹿取五戸、

寛仁四年八月二十五日

一九

任大臣ノ後
朝服封戸等
藤原頼通ノ
例文ヲ同實
資ニ要ム
頼ノ日記ヲ
部類スル間
ニ闕失ス
貞信公教命
ノ中ニ見ユ
鹿島社十戸
香取社五戸

藤原道長ノ
二條第ヨリ
發遣ス

祭文ノ作者
藤原廣業
使藤原善隆

金銀白妙幣
各二捧

勸學院ニ寄
進ノ送文ハ
軸紐ヲ付ク
官ノミヲ記
ズシ位ヲ記
サ

寛仁四年八月二十五日

廿五日、甲辰、○中 或云、關白於入道殿二條第發遣鹿嶋使、鹿嶋奉笏・朝服・封・香取封、後

治安三年四月

八日、辛丑、○中

關白奉寄封戸於鹿嶋・香椎祭文、〔取〕式部大輔所作云々、示可見之由、答云、彼時文書一具所置、而不知在所、今朝尋求可送者、又召修理進〔善隆カ〕善澄、〔左經記ニ〕問案内、所申不悞、爲關白使向彼社等之者也、〔藤原〕

六月

二日、甲午、今日發遣鹿嶋・香取使、○中略、治安三年六月二日ノ條ニ收ム、赤染辛櫃二合納鹿嶋・香取御幣等、

鹿嶋辛櫃一合納金御幣二捧・銀御幣二捧・白妙御幣二捧、但祭文載各一捧、先例也、而作物所預良明宿禰云、關白被奉時各有二捧、亦關白家司所陳相同、仍有二捧、○流布本ヲ以テ校正ス、藤原實資、右大臣ニ任ゼラル、コト、治安元年七月二十五日ノ條ニ、鹿嶋・香取兩社ニ奉幣シテ、封戸ヲ寄セ奉ルコト、同三年六月二日ノ條ニ見ユ、

〔小右記〕 治安三年十一月

十九日、己酉、○中 代々丞相寄入封物于勸學院文等、皆有軸・紐等、〔關白〕關白○藤原道隆若シクハ同道兼寄文無軸・紐、且注位階、前例不注位、只注官、小一條師尹・堀川兼通・三條賴忠・當時關白賴通等寄文也、○中略、治安三年十一月二十五日ノ條ニ收ム、兼通書紙屋紙、太政大臣之時被入、依

關白ナルニ
紙屋紙ヲ用
ヒザリシハ
失儀カ

勸學院施藥
院ニ各百戸
寄進ノ由ヲ
主計主稅ニ
寮ニ報ズ
大臣ノ職封
ヲ割ク
送文ニ關白
内大臣家ト
書ス

舞樂ヲ奉ル
勅使ヲ遣シ
テ請僧ニ度
者ヲ給ハン
トス

關白書件紙敷、○藤原兼通ヲ太政大臣ニ任ズルコト、天延二年二月二十八日ノ條ニ、關白ト爲スコト、同年三月二十六日ノ條ニ見ユ、古傳云、表或書紙屋紙者、以是〔考カ〕可、賴通書白色紙無所據、以次人可書檀紙敷、○實資、勸學院及ビ施藥院ニ封各百戸ヲ寄進スルコト、治安三年十一月二十五日ノ條ニ見ユ、

〔左經記〕 八月

廿五日、甲辰、○中 參關白殿、今日已剋出御東河、被立〔鹿〕嶋・香取奉幣使、有裝束等云々、又被分奉自御封、鹿嶋十戸、使修理進藤原能隆等、勸學院百戸、施藥院百戸、皆有送文、家令・大少書吏等加署、又被分戸之由、被牒二寮云々、人々被議云、件封戸、先例分大臣封寄之由、有例文等、而令辭內大臣給之後、○七月十九日第二條參看、未無還任宣旨、爲之如何者、送文等波誰家上加可書者、有定、關白內大臣家上被書了、是令辭給之由、諸司未知、仍可書也者、愚案、此事未得意之、

二十九日、〔戊〕入道前太政大臣藤原道長、松尾社ニ奉幣ス、又、病ニ依リテ、法性寺五壇法ノ結願ヲ延引ス、

〔左經記〕 八月

廿九日、戊申、〔藤原道長〕入道殿調舞樂・御幣等、被奉松尾、是依御願云々、使讚岐前司濟政・播磨前司廣業・〔天〕夫史奉親朝臣等也、及晚景參法性寺、五壇御修法明日可結願、而依御燈事、○九月三日ノ條參看、夜半結願、即可令出給云々、御迎參也、頭中將

寛仁四年八月二十九日

俄ニ病再發
シテ結願ヲ
延引ス

平癒

寛仁四年八月二十九日

〔源〕朝任、爲勅使、御修法阿闍梨・番僧等賜度者各一人、中壇番僧八人、自餘六人、日者令息給ヘリ、而當此時頗又有御惱氣、仍有定合留給、今七個日
被延御修法云々、御迎人々各以退出云々、

二二

九月

一日、己酉、○中略、源經頼ノ解除ノコトニカ、ル、九月三日ノ條ニ收ム、次參入道殿、御惱頗有減氣、○中略次參法性寺、及晚退出、
○五壇法ノ發願及ビ結願ノ日、詳ナラズ、道長ノ病ノコト、五月一日ノ條ニ、灸治ノコト、九月二十八日ノ第二條ニ見ユ、

藤原道長五
壇法ノ結願
ヲ早メント
ス

源經頼由祓
ヲ修ス

公信藤原道
長第二參ル

九月小盡

三日、辛亥御燈、

〔日本紀略〕後一條院 九月

三日、辛亥、御燈、

〔左經記〕 八月

廿九日、戊申、○中略及晚景參法性寺、五壇御修法明日可結願、而依御燈事、夜半結願、即可令出給云々、御迎參也、○藤原道長、五壇法ヲ修スルコト及ビソノ結願ヲ延引スルコト、八月二十九日ノ條ニ見ユ、

九月

一日、己酉、早旦臨東河解除、不奉御燈之由也、

四日、壬子參議右兵衛督藤原公信ヲ檢非違使別當ニ補ス、

〔小右記〕○京都御所東山御文庫本 七月

十七日、丙寅、式部大輔廣業來、即相逢、○中略檢非違使別當宣旨今日不可被下云々、〔味カ〕未旦
右兵衛督公信參殿、日高退出、依別當事歟云々、別當宣旨延引事、又廣業所陳也、

九月

寛仁四年九月三日 四日

二二三

藤原頼通參
内シテ宣旨
ヲ下ス

寛仁四年九月四日

二四

四日、壬子、○中略今日關白病後參内、○藤原頼通ノ病ノコト、七月二十五日ノ條ニ見ユ、被下檢非違使別當之宣旨、參議右兵衛督公信、

〔公卿補任〕七 參議正三位藤公信、四、九月四日爲使別當、○一代要記・歷代皇紀等同ジ、

〔榮花物語〕十六 もとのしづく梅澤義一氏所藏三條西本○上略、藤原行成ヲ權大納言ニ任ズルコトニカ、ル、十一月二十九日ノ條ニ收ム、左兵衛督のかは

りのへたうには、○へたうには、富岡本、別たうにて、よかてかけ給兵衛督には故ニ作ル、（藤原爲光）ほうちう寺のおとゝの御この公信の宰相なり給ひにけり、

○檢非違使別當源頼定薨ズルコト、六月十一日ノ第二條ニ見ユ、

入道前太政大臣藤原道長、鴨河堤ヲ巡檢ス、

〔小右記〕○京都御所東山御文庫本九月

四日、壬子、早朝宰相來云、或云、今日入道殿可被巡檢鴨川堤、行事上大納言公任卿相共

可被實檢、卿相馳參云々、宰相參入、○中略宰相來云、入道殿始自賀茂下御社至二條大路末

堤、引行事上卿・辨・史等巡檢、他卿相追從、入道相府作法不異舊儀云々、○流布本ヲ以テ校正ス、

〔系圖纂要〕四十四 紀氏上 紀朝臣姓宣明 長和元年十二（月、下同ジ）十二使宣、元瀧寛仁三年正（口）一廿三

左衛門尉、同四年九（一）防鴨河判官、

上卿藤原公任賀茂下社ヨリ二條ノ末ニ至ル公卿扈從ス防鴨河使判官ヲ定ム

見參

九日、（丁）重陽平座、

〔日本紀略〕後一條院九月

九日、丁巳、平座・見參、

〔小記目錄〕五 年中行事五〇九條家本

同四年九月九日、平座・見參事、

十一日、（己）伊勢例幣、

〔小右記〕○京都御所東山御文庫本九月

十一日、己未、○中略中宮大夫齊信卿行今日例幣事云々、

十二日、庚申、參内、○中略、御惱ニ依リテ、御讀經ヲ修スルコトニカ、ル、本月十三日ノ條ニ收ム、朝任云、早朝御祓後、（藤原道長）入道相府被

參、次諸僧參入者、昨伊勢例幣、今日後齋、仍有御祓歟、○中略、昨日入道殿依瘡病事被罵

辱諸卿、○中略今朝又被勘當兩頭、依祓懈怠、朝任所談、○中略又關白有不被早催御祓之氣色、

家子不能進御前云々、朝任密談、○本月十三日ノ條參看、

寛仁四年九月九日 十一日

二五

信上卿藤原齊後齋ノ日御讀經ニ先チテ祓ヲ修シ給フ

○防鴨河使判官ヲ定ムルコト、便宜合致ス、防鴨河始ノコト、八月三日ノ第一條ニ、大和國ノ防鴨河ノ料物ノコト、閏十二月五日ノ條ニ見ユ、

〔日本紀略〕後一條院 九月

十一日、己未、伊勢例幣、

十三日、辛酉、御瘧病ニ依リテ、不斷大般若御讀經ヲ行フ、尋デ、清涼殿ニ於テ、法華經不斷御讀經ヲ修ス、入道前太政大臣藤原道長モ亦、萬僧供ヲ行フ、

〔小右記〕京都御所東山御文庫本 九月

御發病
道長公卿ノ
不參ヲ怒ル

十一日、己未、早旦前帥示送云、昨日主上瘧病發給、上達部多不參之事、藤原道長入道殿被咎之間、

四條大納言參入、罵辱御詞不可敢云、已無謁云々、帥乍驚子夜參入、相遇太后宮女房罷出、藤原彰子

略明日御瘧病當日、余有所勞久不參入、明日欲參、當衰日、不如今日參入、申剋許參入、藤原資平

宰相參上雲上相對歎申、爲朝任同御藥案内、答云、發御及三个度、昨日西剋許發御、未

時剋復常儀、昨日頗宜發御、中略伊勢例幣ノコトニカ、云々、余黄昏退出、

十二日、庚申、參内、宰相乘車後、修理大夫道通在陣、今明内御物忌、招頭中將朝任於

南殿問案内、只今有發御氣色、未二剋前僧都心譽・僧都尋圓・律師叡効・阿闍梨證空奉仕

加持、他僧等讀經、余候陣座、申時藤原公季右大臣參入、朝任云、早朝御被後、入道相府被參、次諸

御物忌
御加持

御讀經ノ請
僧二十口
僧名定
道長ノ激怒
甚シ

僧參入者、昨伊勢例幣、今日後齋、仍有御被歎、大納言齊信・公任・藤原教通・中納言行成・

賴宗・經房・能信・實成・參議通任・左三位中將道雅・參議資平、於入道相府宿所食云々、

右府・下官在陣、是彼云、重發御、仍諸僧退下、從明日以廿僧可有御讀經、於關白直廬

披定僧名云々、秉燭後右府退出、余問出、行成・經房等卿同出、昨日入道殿依瘧病事被罵

辱諸卿、行成卿在御前云々、今朝又被勘當兩頭、依被懈怠、朝任所談、自一昨迄今日腹立

無隙、一昨被罵辱家子并四條大納言、昨日罵辱大方人、今日勘當藏人頭等、又關白有不被

早催御被之氣色、家子不能進御前云々、朝任密談、

十四日、壬戌、中略藤原實資、獄囚ニ米ヲ給スルコ、度内、宰相乘車後、參上殿上、右大臣已下候殿

上、午終御瘧病發御、未終平復由、入道相府被候御所、以能信卿被告諸卿、左大臣參入、

示彼是云、可定申大宋國商客來著事者、本月十四日諸卿云、御藥問如何、被奏案内、可

被從仰歎、仍復陣被奏事由云々、此間御惱更發、重惱御、或云、吉カ平占御邪氣由、仍僧等

奉仕加持、齊信卿密語云、一昨夜々深令叩給、候宿侍臣驚起參御所、已邪氣、右大臣自陣

有消息、仍諸卿復陣、中略陣定ノコトニカ、ル、諸卿徘徊壁後、定初秉燭四條大納言呼頭

辨定賴問御惱、云、頗平復御、重又令取案内、即歸來云、宜御坐者、近習卿カ相更又參上、

安倍吉平御
邪氣ノ由ヲ
申ス

藤原實資ノ
參内ニ網代
車ヲ用フル
公卿アリ

藤原齊信白
晝直衣ヲ著
シテ殿上ニ
在リ

御座所ヨリ
叫聲洩ル
道長ノ祈禱
者ノ如シ

御當日ニ發
作ナシ
祿ヲ給
フ

〔藤原〕章信云、○中 又云、御惱平復給歟、余退出、

十六日、甲子、早朝宰相來云、〔藤原〕廣業候内、送書云、只今已始、主上發御、可早參内由可傳
示者、自大納言御許同有此旨、〔藤原經通〕新宰相來、即參内、○中參内、未三、宰相乘車後、陽明門
編代車二兩立、一兩大納言齊信、車、今一兩不知、往古不見事也、一車者立四條大納言車歟、今一兩立其下、

齊信卿著直衣在殿上、大納言公任卿・參議道方・通任・經通同在殿上、見余參入、齊信卿
退、陽明門車并白晝殿上著直衣交坐上達部中等事、太奇恠由、示公任卿、答云、極奇事也、
初出居御讀經僧後、々又來殿上、不知物情歟云々、僧等奉仕加持、御聲歟、女房聲歟、太
高、或叫或吟、入道相府・關白候御前、入道相府被祈申聲如驗者云々、此間重發惱御云々、
御傍親卿相候御所、申時漸平復御、酉剋退出、公任卿・參議道方・公信・經通・資〔藤原〕一等同
出、中納言實成・參議通任先退出歟、○以上ノ記、流布本ヲ以テ校正若シクハ校異ス、

廿日、戊辰、今日御當日、仍參内、宰相乘車後、陣頭無人、參上殿上、齊信卿著直衣居御
讀經僧後如例、足爲奇、公任卿在殿上、齊信卿每御當日著直衣居僧後、公任卿再三傾奇云、
諸人驚嘲遍滿者、入道相府・關白及御傍親卿相候御所、行成卿・經房卿・公信・經通・資
平或候殿上、或候鬼間、○中今日主上不發御、々加持僧綱已下御讀經僧等給祿有差、僧正

絹無クシテ
道長代給ス

法華經御讀
經ハ講僧二
十一口
萬僧供ニ十
五大寺ノ僧
名ヲ取ル
宣旨

邪氣ノ人ニ
移ル間ハ平
常ニ復シ給
フ
諸天ノ加護
ハ依テ善惡
ニ依ル

藤原公任モ
直衣ニテ參
内ス

十二疋、已下有等差、公家無絹、仍入道相府給之、余秉燭退出、此間雨脚密、召權僧正使
今朝歸參、申障不參云々、

廿六日、甲戌、俄從昨日於清涼殿被行法花經不斷御讀經、請僧、〔廿一〕依御藥云々、

廿八日、丙子、○中齊信卿云、奉爲主上、入道殿被行万僧供、可取十五大寺等僧名之由、

昨日被下宣旨、今朝仰左少辨章信了者、○中人々云、來月五日御受戒○藤原道長、延曆寺ニ於テ受戒スルコト、十二月十四日ノ條ニ見ユ、依御藥事延引○中云々、

齊信卿云、主上發惱御時、駈移於人之間、已如尋常、有御遊等、移人復例之時、忽〔つカ〕むへか
り令叫給也、置御邪氣也者、非人之儀、無四天王之護歟、先年奉拜最勝王經王法政論品、
諸天之護依政善惡、詳見彼品、仰之可信、

〔小右記〕

○前田 家本

○前文關ク、十月一日ノ記ナルベシ、〔經カ〕發願、○コノコト、便宜附載ス、

二日、己卯、○中云、○中略、旬ノコトニカ、入道殿被候御〔物カ〕忌、御惱昨日不發御、

詠給云々、昨大納言公任卿著直衣・半靴、白晝從〔行成〕參入道殿御宿所、帥納言云、
有事之日著也、前日按察齊信卿著直衣候御事、公任卿再三驚難、而准

敦康親王ノ
御靈顯ル

寛仁四年九月十三日

三〇

今日事、彼劣是勝、尤〔尾カ〕爲奇者、帥納言難尤〔日〕參入道殿御宿所、依時服未調出著直衣、御藥晦日重發御、有令立願給、故式部卿親王靈出來者、〔敦康〕敦康親王、儲位ヲ去ノコト、二年十二月十七日ノ條ニ見ユ、〔又カ〕種々物氣顯露云々、
四日、辛巳、○中大納言消息云、主上昨頗有眠給氣、然而無事、今朝御尋常、是又左大將〔教通〕說者、

〔左經記〕 九月

廿八日、丙子、天晴、來月五日御受戒可延引之由、自入道殿有仰、〔依内〕依内御惱不怠御也云々、○ヲ修スルコトニカ、ル、本月二十八日ノ第一條ニ收ム、
十月

一日、戊寅、天晴、參内、〔依御物忌、不參殿上方、○中略〕御惱猶不怠云々、

二日、己卯、天晴、御惱之間無御祈願料之由云々、仍令頭中將申事由、〔朝任〕獻米三百斛之、

〔日本紀略〕 後一條院 九月

十三日、辛酉、請廿口僧令轉讀大般若經、依御不豫也、
廿四日、壬申、○中自今日主上御瘡病、

御祈願料ノ
闕乏ニ依リ
源經頼米三
百斛ヲ獻ル

結願

三壇御修法
ヲ修ス

彗星出現ノ
前兆アリ

〔小記目錄〕

二十御藥事
○京都御所東山御文庫本

寛仁四年九月十三日、被轉讀不斷大般若經事、〔五箇日、依御惱事也〕

寛仁四年九月廿二日、御讀經結願事、

〔小記目錄〕

十佛事下
○九條家本 御修法事

寛仁四年九月十三日、被修三壇御修法事、

〔諸道勘文〕

四十五彗星上

勘申彗星年々事

○中

寛仁二年六月十九日、彗星見、〔經數日、長二丈餘、○二年六月十九日ノ條參看、〕

○中

同年九・十兩月、天皇煩炮瘡、〔四年〕

○中

右、依仰、大略勘申如件、

〔嘉承元年〕長治三年三月四日

寛仁四年九月十三日

大外記中原朝臣師遠

三一

寛仁四年九月十四日

三二

○七瀬御祓ヲ行ヒ、二十一箇寺ニ御誦經ヲ修スルコト、本月二十八日ノ第一條ニ、御惱ニ依リテ、道長、丈六五大尊像等ノ造顯ヲ發願スルコト、十月五日ノ第三條ニ、御惱ニ依リテ、孔雀經不斷御讀經等ヲ行フコト、同月八日ノ條ニ見ユ、

十四日、王陣定ヲ行ヒ、大宰府報ズル所ノ宋商客來著ノコトヲ議ス、

〔小右記〕

○京都御所東山御文庫本 九月

四日、壬子、○中略召使云、按察大納言齊信卿消息云、明日有可定申事、可參入者、稱所勞〔由カ〕

十四日、壬戌、○中略度内、〔參カ〕宰相乘參上殿上、右大臣已下候殿上、○中略御惱ノコトニカ、〔藤原資平〕本月十三日ノ條ニ收ム、

左大臣參入、示彼是云、可定申大宋國商客來著事者、諸卿云、御藥間如何、○本月十三日ノ條參看、被

奏案内、可被從仰歎、仍復陣被奏事由云々、○中略御惱ノコトニカ、ル、右大臣自陣有消息、仍諸卿復陣、

定申大宰言上解文并大宋國商客解文等事、〔藤原道長〕綱首、定申云、年紀不幾參來、須從廻却、而申

感當今之德化參來之由、宜被安置也、件定依内々氣色皆所定申也、但公馮年々驗書、不進

正文、進案文、府司之愚頑也、又商客解文初注大宋國、年號上注唐天禧四年、前後相違、

又不圖進人形・衣□、件等事等可被載符、只以定申詞付藏人左少辨章信被奏、不令書奏聞

年紀相違ス
德化ヲ慕フ
由ヲ申スニ
依リ安置ヲ
認ムベシ
大宰府解ノ
不備
宋人ノ圖ヲ
上ラズ

報符ヲ給フ

〔左經記〕

九月

也、諸卿徘徊壁後、〔定初秉燭、漸及更闌、○中略〕章信云、依諸卿定申可給報符者、○流布本ヲ以テ校正ス、

一日、己酉、○中略源經頼ノ解除ノコトニ

次參入道殿、〔藤原道長〕注、帥中納言被參入、被申云、唐人

來著之由有府解、〔有貢朝〕物解文、先令覽關白殿之後、可付大夫史奉親朝臣也者、〔但波〕

〔小記目錄〕

十六 臨時六 異朝事
○九條家本

同四年八月廿五日、唐人船二艘到著由大宰府言上事、〔寛七〕

同年九月七日、唐人來著解文事、

大納言藤原實資、左右獄所ノ獄囚ニ米ヲ給ス、

〔小右記〕

○京都御所東山御文庫本 九月

十四日、壬戌、左右獄所給米、〔左三十七人、右十六人、各升米、右先不計獄臣遺米、依囚數少加今五令、又左右獄囚外、稱中獄者、部仕之女各宛給者、〕以得命令

給、昨今施行不仰自家宛給之由、令稱得命自願、〔雜カ〕

十九日、〔丁卯〕政、官奏、小除目、

〔左經記〕

九月

十九日、丁卯、參結政所、〔有政、上侍〕政了有官奏、〔今年始今日也、〕次左右兩府并諸卿被參陣、〔藤原顯光、同公季〕

寛仁四年九月十四日 十九日

三三

公卿陣ニ參集ス

獄囚ノ數ヲ以テ給ス

船二隻

貢物ノ解文

寛仁四年九月十九日

三四

左兵衛督藤原能信、常陸平維衡、出羽守大江時棟、
常陸介平維衡、源中納言下名上、兵部不具了、仍藏人左少辨章任承仰傳左府、以左中辨率分勾當可爲之由、
左府仰左大辨、仰奉親朝臣、頃之各分散、
廿四日、壬申、○中藏人辨章信云、以左中辨可爲勸學院・山階寺等別當之由、被下宣旨、
(藤原賴通)關白殿宣之

〔小右記〕

○前田 十二月

三日、己卯、馬一疋遣常陸介維衡朝臣許、以彼郎等通政云男遣之、通政者我僕也、
國之期、不知其日、然而依爲家人之上、有勞心、兼日所遣也、
四日、庚辰、○中略

衝黑維衡朝臣來、謝昨馬之恐、覽談雜事、

〔小右記〕

○京都御所東 山御文庫本 治安元年九月

九日、辛巳、常陸介維衡申明日赴任之、被織物褂、

〔日本紀略〕

後一條院 九月

十九日、丁卯、除目、

藤原實資馬
ヲ維衡ニ與
フ維衡ハ實資
ノ家人

維衡ノ赴任

〔公卿補任〕

七 權中納言正二位藤原能信、廿六、九月十九兼左兵衛督、

〔辨官補任〕

右大辨正四位下藤原賴 九月廿一日爲卒分勾當・氏院別當、

〔小記目錄〕

四 京官除目事 付直物・臨時・復任・女官
○京都御所東山御文庫本

同九月十九日、小除目事、

○藤原定賴ヲ率分勾當・勸學院別當及ビ興福寺俗別當ト爲スコト、便宜合敘ス、

二十二日、庚午、内裏諸門造營ノ諸國ヲ定ム、

〔小記目錄〕

○九條 家本

同四年九月廿二日、可造内裏諸門國々定事、

〔小右記〕

○前田 十月

廿七日、甲辰、但馬守則隆來、言造陽明門雜事、行事史信賢云、皆可改定新柱者、改替無損柱、忽無其儲、朽損柱只三本、其外無損、何奉〔者カ〕示至無朽損柱、不可改替之由了、

〔小右記〕

○九條 家本 治安元年十二月

十五日、乙卯、○中左中辨重尹持來信乃國司申造股富門覆勘文、余答云、爲納言時、
(藤原實資)納言

寛仁四年九月二十二日

三五

陰陽寮勘文
陽明門八但馬國
柱三本朽損
信濃國ノ造股富門覆勘文

寛仁四年九月二十四日

藤原實資ヲ右大臣ニ任ズルコト、治承行造門大垣等事、昇晉後無指宣旨、仍不執奏、然而加詞可奏之由相示了、〔歌カ〕點而返却難奏達歟、

○定ノ日、小記目錄ニ據リテ掲書ス、造皇嘉門及ビ大垣ノ諸國ヲ定ムルコト、三年九月二日ノ第二條ニ、大風ニ依リテ、内裏所々ノ門舍等破壊スルコト、本年八月二十二日ノ條ニ、大工常道茂安ヲ以テ、造内裏門大垣等大工ト爲スコト、閏十二月十四日ノ第二條ニ見ユ、

二十四日、〔壬〕關白内大臣藤原賴通、賀茂社ニ參詣ス、

〔左經記〕 九月

舞人陪從ハ近衛府官人

廿四日、壬申、關白殿詣賀茂、〔藤原賴通〕舞人・陪從・近衛司人、辨・少納言・史・外記・召使・官掌供奉如常、

才男

於下社歌舞之後、有神樂事、々了及申剋詣上社、歌舞・神樂皆以如前、人長左近將監茨田

賴通脱衣シテ人長ニ被ク

重方來殿上人座前、召才男、〔藤原定賴〕頭辨・中將兩人應召、次進上達部座邊再三舞、關白殿脱衣給

重方、諸卿又被物、給〔上カ〕二官祿、次歸御、

〔日本紀略〕 後一條院 九月

廿四日、壬申、關白内大臣參詣賀茂社、

病ニ依リテ延引ス

〔小記目錄〕

攝政關白物詣事 賀茂・春日

同四年四月十四日、關白賀茂詣依御不豫停止事、○賴通ノ病ノコト、四月二十八日ノ第二條ニ見ユ、

二十五日、〔癸〕右近衛府定考、

〔小記目錄〕

六年中行事六 八月 定考事 ○九條家本

同四年九月廿五日、府定考事、〔右近衛府〕

○コノ條、小記目錄ニ據リテ掲書ス、

入道前太政大臣藤原道長、松尾社ニ參詣ス、

〔小記目錄〕

攝政關白物詣事 諸社 ○九條家本

同四年九月廿五日、入道相國被參松尾事、〔藤原道長〕為關白、〔藤原賴通〕祈云々、

○コノ條、小記目錄ニ據リテ掲書ス、

二十六日、〔甲〕小一條院御瘡病、

〔小記目錄〕

二十 御惱事 院宮 ○京都御所東山御文庫本

寛仁四年九月廿六日、院御瘡病事、〔小一條院御惱事〕

○コノ條、小記目錄ニ據リテ掲書ス、

寛仁四年九月二十五日 二十六日

藤原賴通ノ為ノ祈願

二十八日、子七瀬御被ヲ行ヒ、二十一箇寺ニ於テ、御誦經ヲ修ス、

〔左經記〕 九月

源經頼御被
使ヲ勤ム
物怪ノ言ニ
依リテ御物
忌アリ
御誦經ノ布
施ノ請奏

廿八日、丙子、天晴、○中及午剋參入道、○中次參内、爲御被使向二條末、云々入夜歸宅、
〔殿脱カ〕
今朝頭中將被示云、依物氣申、○御惱ヲ加持シ奉ルコト、自明日二日堅固御物忌也、始自今
日三个日兼日廿一寺可有御誦經、布施布每日廿一端可奉者、仍奉請奏了、且又可用意之由、令
仰信理之、〔錦カ〕

十月

一日、戊寅、天晴、參内、依御物忌、不參殿上方、

七日、甲申、天晴、參内、御惱猶不怠御云々、爲御被使、臨陰事了歸參、今日七瀬御被被
行也、

〔小右記〕

○前田 〔千月〕
家本

二日、己卯、○中

云、昨○中略、旬ノコトニカ、入道殿被候御〔物カ〕

〔小記目錄〕

御祭事付解除
○九條家本

寛仁四年九月廿八日、七瀬御被事、

重ネテ七瀬
御被ヲ行フ

○御瘡病ニ依リテ、御讀經等ヲ修スルコト、本月十三日ノ條ニ、同ジク、藤原道長、
五大尊像等ノ造顯ヲ發願スルコト、十月五日ノ第三條ニ見ユ、

入道前太政大臣藤原道長、醫師但波忠明ヲシテ、灸治セシム、

〔小右記〕

○京都御所東
山御文庫本 九月

廿八日、丙子、源中納言經房於鬼間清談、又人々云、今日入道殿灸治給者、仍從内參入、
〔藤原道長〕
修理大夫通任於左衛門陣外相逢、云、入道殿灸治給了者、〔但波〕先是中宮大夫〔藤原〕齊信、
中納言〔藤原〕兼隆、〔右兵カ〕左近衛督〔藤原〕公信、在彼殿、彼是云、灸後湯治者、○中入道殿以濟政被消息云、今
日灸治無殊苦痛、更來問事爲喜、如此之間不能相對者、○流布本ヲ以テ校正ス、

〔小右記〕

○前田 〔千月〕
家本

五日、壬午、○中今日入道殿又灸治肩云々、

〔左經記〕 九月

廿八日、丙子、天晴、○中及午剋參入道、令灸治給、
〔殿脱カ〕

○道長ノ病ノコト、八月二十九日并二十一日ノ條ニ見ユ、

肩ニ灸ヲ据
ウ

藤原實資等
道長第二赴
ク

湯治ヲ加フ

十月 大盡 戊寅朔

一日、戊寅、旬平座、

〔小右記〕 ○前田 〔十月〕

二日、己卯、○中 〔十月〕 云、昨帥中納言行成・皇太后宮權大夫經房 〔藤原〕 宜陽殿有菊酒

事、不異散樂云々、入道殿被候御 〔物カ〕 忌、○首付ニ「平座 見參事」ト見ニ、

〔左經記〕 十月

一日、戊寅、天晴、參内、依御物忌、不 及晚帥中納言・皇太后宮權大夫・侍從宰相被參著左

仗、〔藤原資業〕 藏人左少辨奉勅進陣座、無御出之由仰帥中納言、即奉上宣仰史、令敷宜陽殿座、諸司

依例敷座居饌、上達部移著之後、辨・少納言入自日花門著、一獻少納言、二獻右少辨、三

獻左少辨、上卿被答云、先例自上滿獻盃、而今日自下滿獻盃如何者、權 次侍從宰相依上宣、可召侍從

之由仰少納言、辨申云、無五位辨之時四位獻盃、但可隨左右仰者、无重答 少納言起座、召之歸著、四獻余、〔藤原賴〕 次居汁、次見參・目錄奏聞 〔之カ〕 後、召少納

言給見參、召辨給目錄、各退出、

〔日本紀略〕 後一 條院 十月一日、戊寅、平座、見參、

〔小記目錄〕 五 年中行事五 ○九條家本

菊酒

散樂ノ如シ

上卿藤原行

上卿獻盃ノ
順次ヲ答ム
見參

〔小右記〕 ○前田 〔十月〕

二日、己卯、○中 〔十月〕 云、昨帥中納言行成・皇太后宮權大夫經房 〔藤原〕 宜陽殿有菊酒

事、不異散樂云々、入道殿被候御 〔物カ〕 忌、○首付ニ「平座 見參事」ト見ニ、

〔左經記〕 十月

一日、戊寅、天晴、參内、依御物忌、不 及晚帥中納言・皇太后宮權大夫・侍從宰相被參著左

仗、〔藤原資業〕 藏人左少辨奉勅進陣座、無御出之由仰帥中納言、即奉上宣仰史、令敷宜陽殿座、諸司

依例敷座居饌、上達部移著之後、辨・少納言入自日花門著、一獻少納言、二獻右少辨、三

獻左少辨、上卿被答云、先例自上滿獻盃、而今日自下滿獻盃如何者、權 次侍從宰相依上宣、可召侍從

之由仰少納言、辨申云、無五位辨之時四位獻盃、但可隨左右仰者、无重答 少納言起座、召之歸著、四獻余、〔藤原賴〕 次居汁、次見參・目錄奏聞 〔之カ〕 後、召少納

言給見參、召辨給目錄、各退出、

〔日本紀略〕 後一 條院 十月一日、戊寅、平座、見參、

〔小記目錄〕 五 年中行事五 ○九條家本

〔小右記〕 ○前田 〔十月〕

二日、己卯、○中 〔十月〕 云、昨帥中納言行成・皇太后宮權大夫經房 〔藤原〕 宜陽殿有菊酒

事、不異散樂云々、入道殿被候御 〔物カ〕 忌、○首付ニ「平座 見參事」ト見ニ、

〔左經記〕 十月

一日、戊寅、天晴、參内、依御物忌、不 及晚帥中納言・皇太后宮權大夫・侍從宰相被參著左

仗、〔藤原資業〕 藏人左少辨奉勅進陣座、無御出之由仰帥中納言、即奉上宣仰史、令敷宜陽殿座、諸司

依例敷座居饌、上達部移著之後、辨・少納言入自日花門著、一獻少納言、二獻右少辨、三

獻左少辨、上卿被答云、先例自上滿獻盃、而今日自下滿獻盃如何者、權 次侍從宰相依上宣、可召侍從

之由仰少納言、辨申云、無五位辨之時四位獻盃、但可隨左右仰者、无重答 少納言起座、召之歸著、四獻余、〔藤原賴〕 次居汁、次見參・目錄奏聞 〔之カ〕 後、召少納

言給見參、召辨給目錄、各退出、

〔日本紀略〕 後一 條院 十月一日、戊寅、平座、見參、

〔小記目錄〕 五 年中行事五 ○九條家本

夜間ノ出火
藤原道長及
ビ頼通内裏
ヨリ歸第ス

藤原齊信物
忌ヲ破リテ
訪フ

人々多ク參
集ス

〔小右記〕 ○前田 〔十月〕

二日、己卯、○中 〔十月〕 云、昨帥中納言行成・皇太后宮權大夫經房 〔藤原〕 宜陽殿有菊酒

事、不異散樂云々、入道殿被候御 〔物カ〕 忌、○首付ニ「平座 見參事」ト見ニ、

〔左經記〕 十月

一日、戊寅、天晴、參内、依御物忌、不 及晚帥中納言・皇太后宮權大夫・侍從宰相被參著左

仗、〔藤原資業〕 藏人左少辨奉勅進陣座、無御出之由仰帥中納言、即奉上宣仰史、令敷宜陽殿座、諸司

依例敷座居饌、上達部移著之後、辨・少納言入自日花門著、一獻少納言、二獻右少辨、三

獻左少辨、上卿被答云、先例自上滿獻盃、而今日自下滿獻盃如何者、權 次侍從宰相依上宣、可召侍從

之由仰少納言、辨申云、無五位辨之時四位獻盃、但可隨左右仰者、无重答 少納言起座、召之歸著、四獻余、〔藤原賴〕 次居汁、次見參・目錄奏聞 〔之カ〕 後、召少納

言給見參、召辨給目錄、各退出、

〔日本紀略〕 後一 條院 十月一日、戊寅、平座、見參、

〔小記目錄〕 五 年中行事五 ○九條家本

番長日下部
爲行

上卿藤原行
成

御物忌

結政所物忌

北陣下二發
見ス
文慶僧都ノ
番僧ノ包ヲ
盗ム
奏聞

寛仁四年十月五日

四日、辛巳、○中以番長日下部爲行爲看督使、以將監扶宣示遣中將公成許、(高)即書○下文

五日、壬午結政、陣申文、

〔左經記〕 十月

五日、壬午、天晴、參結政、左大辨被參、事了參陣、侍從中納言左仗令申文給、(藤原行成)

十四日、天晴、○中參結政所、事了參内、依御物忌、不參殿上方、

十七日、甲午、參結政所、(依爲物忌)次參内、(不著座)

○十四日、結政及ビ十七日、結政所物忌ノコト、便宜合敘ス、

瀧口、内裏右衛門陣前ニ夜盜ヲ射ル、

〔左經記〕 十月

五日、壬午、天晴、○中余奉仕朝夕膳、入夜瀧口藤原致時來殿上口令申云、於北陣下取僧

裏之盜人、追著右衛門陣前射臥者、(源朝任)頭中將召出納遣彼所令實(檢カ)、出納來申云、事已有實者、

被盜主文慶僧都番僧者、頭中將被奏事由、余有頃歸宅、

御惱ニ依リテ、入道前太政大臣藤原道長、丈六五大尊像等ノ造顯
ヲ發願ス、尋デ、前權少僧都心譽、御加持ヲ奉仕ス、

小南第二於
テス
先ヅ不動尊
大威德像ヲ
造ル
寫經ヲ發願
ス
御惱重シ

御邪氣

〔小右記〕

五日、壬午、

關白被參者、

爲主上被造丈六五大尊、後日阿闍梨頼尊云、只被奉造不動尊・大威德尊、亦奉寫千部法花

經・金泥大般若六部之御願、奉爲主上被立申云々者、

六日、癸未、早朝前帥(藤原)隆家告云、去夕參入道殿、清談間、(藤原彰子)太后以敦親朝臣被(仰云カ)、主上

重發惱御、只今可參給者、乍驚被參、(藤原)又有御藥重發御之氣色、不經案内、暫候退

出者、可取案内由、云遣章信許、問遣帥納言許、(藤原)行成、報云、只今或云、去夕重發御者、

午後參内、(宰相乘)卿相不參、入道相府・關白被候御所、又御傍親卿相祇候云々、御藥案内

問頭藏人、云、此兩三日時々發御、偏是邪氣也、今(日カ)雖殊事不御、猶非尋常(日カ)云々、前僧

都心譽奉仕御加持、駈移邪氣云々、(藤原實資)予臨、途中秉燭、

○御惱ノコト、九月十三日ノ條ニ、七瀬御被等ヲ修スルコト、同月二十八日ノ第一條

ニ、道長、無量壽院ニ於テ、丈六繪像百餘體ヲ供養スルコト、治安元年三月二十九日

ノ條ニ見ユ、

寛仁四年十月五日

四三

四二

七日、甲申、主計頭安倍吉平ヲシテ、安福殿前ノ怪異ヲ占セシム、

〔小右記〕 ○前田 〔十月〕

七日、甲申、○中 未・申時許雉集小南庭中云々、〔安福殿カ〕 飛去、〔安倍〕 吉平占申云、非有火事、從良・坤方奏兵革事歟者、○首付ニ「雉入安福殿集事言占申之」トアリ、 若聞誤歟者、〔八俣部〕 左近將曹重種云、〔隆家○藤〕 是前帥所示送、〔藤原道長〕 更不聞事也、

八日、乙酉、○中 略 左近將曹重種云、昨雉入 〔安福殿カ〕 飛去、〔安倍〕 吉平占申云、非有火事、從良・坤方奏兵革事歟者、○首付ニ「雉入安福殿集事言占申之」トアリ、

廿八日、乙巳、○中 略、御讀經結願ノコトニ、宰相同車參内、參上殿上、○中 略、晚頭聊發御、邪氣時々叫、○御惱ノコト、本月八日ノ條ニ收ム、 宰相同車參内、參上殿上、○中 略、晚頭聊發御、相逢者、即參謁、○中 略 關白云、○中 略 一日雉恠尤可恐火事、邪氣所申不可必信、然而火事必定可難遁給者、攘火事内外被行者、申云、於神祇官齋院、自明日有御祈宜乎、亦天台諸院・諸堂御祈是古跡也、而不被行如何、被答云、天台御祈近代絶而不聞、又神祇官御禱自明日可令奉仕者、○神祇官御祈ノ有無ハ、詳ナラズ、

十一月 一日、戊申、早朝宰相自内退出云、去夜候宿、中納言經房、相共候二間、○中 略 女房等只存

可有火事之由、通宵周章、〔恐所〕 四日、辛亥、一日内侍所。兩度鳴、〔御占云、兵革事云々、〕

〔左經記〕 十月 七日、甲申、天晴、參内、○中 略、七瀬御被ノコトニカ、ル、人々云、〔校〕 教書殿東砌上有雉云々、召陰陽師於藏人所有御卜、〔火事、兵亂、〕

〔日本紀略〕 〔後一〕 條院 十月 七日、甲申、安福殿前雌雉來居、即飛去、有御占、○内侍所ノ怪異ヲ占スルコト、便宜合絃ス、

八日、乙酉、御惱ニ依リテ、孔雀經不斷御讀經ヲ行フ、尋デ、又、御讀經アリ、

〔小右記〕 ○前田 〔十月〕 八日、乙酉、○中 略 晚頭宰相來云、依御當日參入大内者、或云、自今日被行孔雀經不斷御讀經、入夜宰相示送云、今日發御、邪氣多詫女房云々、

九日、丙戌、宰相云、昨日御惱 〔源〕 由、頭中將朝任所談者、大納言示送云、昨御 〔橋カ〕 殊

寛仁四年十月八日

四五

雉安福殿ニ集ル若クハ火事アラハ

藤原實資同頼通ニ禳火ノ御祈ヲ進言ス 近來天台諸院ノ御祈ハ中絶ス御祈ヲ行フベシ

女房等火災ヲ恐レテ周章ス

内侍所ノ神鏡鳴ル由ヲ兵革ノ由ヲ占ス

雉校書殿ノ東ノ砌ニ在リトノ説ヲ藏人所ニ於テ御占アリ

邪氣女房ニ移ル

叫聲洩レ聞

事不(御カ)、邪氣聲・入道殿行事聲等、相交不靜也者、
十一日、戊子、參内、宰相(資平)後、大納言公任卿・右大辨朝經同參候殿上、
案内、彼是云、今間有發御氣、女房叫聲聞、(極カ)不靜、關白候御所、又問章信(藤原)、今間殊事不御者、

孔雀經御讀
經結願

十五日、壬辰、略宰相來、小時退去、入夜來云、略主上殊事不御云々、
今日孔雀經御讀經結願、僧十二口、

藤原道長ノ
行事驗者ノ
如シ

十六日、癸巳、内豎來(云カ)、藏人良任傳仰云、明日御讀經結願、辰時可參入者、略宰相同車參内、參上殿上、帥納言(藤原)行成、左大辨(源)道方、同參、申時許入道殿參入、關白亦被候御所云々、主上頗發御云々、邪氣移人、其聲時々聞、入道殿行事給、宛如驗者、略明日依物忌不可參御讀經由、觸頭中將朝任、黄昏退出、

御讀經ヲ延
行ス

十七日、甲午、略八卦厄日、仍不參御讀經結願、
宰相從内示送云、略依御惱不快、被延御讀經七箇日者、入夜宰相來、
十九日、丙申、宰相來云、或云、夜部主上重發惱給、
廿日、丁酉、參内、參上殿上、略頭中將朝任云、御藥一昨發御、昨日殊事不御者、入道

小康ヲ得給
フ

殿・關白被候御所、至申終候殿上、不承御惱發(御カ)之由、略
宰相今日乘車尻、

不斷御讀經
結願

廿五日、壬寅、參内、宰相乘車尻、陣頭無人、大納言公任、皇太后宮權大夫(源)經房、左大辨道方、在關白御宿所云々、余祇候殿上、頭中將朝任云、昨一昨不發御、今日又無其氣色者、
廿六日、癸卯、扶公僧都臨昏來談次云、今日主上發御者、僧都候御讀經、仍所聞歎、
廿八日、乙巳、藏人辨章信示送云、今日御讀經結願後、可補諸寺別當、必可參入者、關白命也者、令申可參由、其後内豎來云、巳時御讀經結願、彼時以前可參入者、宰相同車參内、參上殿上、以章信朝臣令(中カ)參入由、御讀經結願後、有可被仰事者、酉時打鐘、出居著座、
一頭中將朝任就御導師阿闍梨邊、仰給度者之由、

度者ヲ給フ
行香
御發作アリ

次諸卿著御前座、依不斷御讀經、先是僧侶候御前、及秉燭行香、余・中納言經房・參議道方・朝人相加、晚頭聊發御、邪氣時々叫、入道相府・關白候御所云々、余候殿上之間、章信傳關白命云、於鬼間可相逢者、即參謁、略諸寺別當補任ノ定ヲ延引スルコト、此間帥中納言行成參入、依召參入云々、大納言(齊信カ)同召、依此定事也云々、公任卿不參、關白云、御藥氣色許發、自明日四箇日神事、略春日祭ノコト、十一月一日ノ條ニ見ユ、不可參入、略藤原頼通ノ伯父大納言藤原道綱薨、又輕服卿相

寛仁四年十月十日

四八

故障者多キ
ニ依リ源經
房等ヲシテ
候宿セシム

并僧等不可候 ○中略、怪異ニ依リテ、讓火ノ祈禱ヲ行ハン
トスルコトニカ、ル、本月七日ノ條ニ收ム、 者、又云、近習人々輕服、又母后可御
弘徽殿、如此之間、無可然之人、太可不便、歷藏人頭之上達部相遞可候由、可仰之者、入
夜余退出、

廿九日、丙午、○中略 晚頭宰相來云、參關白殿、不奉謁、次參入道殿、被命云、神事間、源
中納言・新宰相々遞可候宿者、去夕源中納言 （藤原經通） 明日可參宿之由申之者、
十一月

一日、戊申、早朝宰相自内退出云、去夜候宿、中納言 （經房） 相共候二間、御在所太近、聖
體如尋常、女房等只存可有火事之由、通宵周章、○安倍吉平、怪異ヲ占シテ、火事ノ恐
アリト爲スコト、本月七日ノ條ニ見ユ、
三日、庚戌、○中略 宰相來云、去夜候内、

○御瘡病ニ依リテ、不斷大般若御讀經等ヲ行フコト、九月十三日ノ條ニ、七瀬御被等
ヲ行フコト、同月二十八日ノ第一條ニ見ユ、

十日、丁亥、興福寺維摩會、

〔小右記〕

七日、甲申、○中略 關白侍所職事公業朝臣來催維摩會大樹事、
（藤原賴通）

藤原實資大
樹ヲ進ム

講師教圓實
資ニ慶ヲ申
ス

十八日、乙未、○中略 當講教圓來門邊、聊有所慎不相對、緣維摩會事了悅也、（藤原）
消息、

〔小記目錄〕

七年中行事七 十月
維摩會事 ○九條家本

同四年二月十二日、教圓蒙維摩講師宣旨事、
（寛仁）

〔維摩會講師研學豎義次第〕

四年 （寛仁） 庚申、講師教圓、（朱書） 年四十三、（二イ） 萬、（二イ） 二月十一日宣、廿九日講、（天） 天台宗、
伊勢前司藤原孝忠子、實因大僧都弟子、
研學方筭、年卅三、萬、 勅使

〔三會定一記〕

一 維摩會講師次第
（朱書） 右衛門權佐藤孝忠男、（四十二） 寺

同四年 （寛仁） 講師教圓、（延） 延曆、（天） 天台、（芳） 芳筭、（卅二） 卅二、（東） 東大、（長） 長範、（貞） 貞緣、（三） 三、
（三論）

治安六敍法橋、（三九） 略、（中） 長曆三爲山座主、
（宗）

〔僧綱補任〕

三 ○興福寺本

同四年 （寛仁） 庚申、講師教圓、（天） 天台宗、（延） 延曆寺、（二） 二月十一日宣旨、（堅） 堅者芳筭、（興） 興、（卅三） 卅三、（宿） 宿覈長範、（東） 東、
貞緣、（東） 東、（法） 法相宗、

〔僧綱補任〕

○乾
彰考館本

寛仁四年十月十日

四九

天台宗講師
ノ中絶シタ
ルコト二十
九年

宣旨ヲ下ス

寛仁四年十月十三日

五〇

寛仁四年 申、講師教圓、天台宗、延曆寺、〔冊之〕年卅三、臘廿八、〔マ、〕一奉了、慶雲已講○正曆元後、經卅年蒙講師宣旨云々、二月十一日宣旨、實因僧都弟子、紀伊守孝忠子、天台講師絶廿九年、始絶了、〔マ、〕之後是

〔東寺王代記〕後一條院

四年維摩講師延曆寺教圓勤之、從此以後天台講師斷絶、或多之云々、

○コノ條、式日ニ據リテ掲書ス、

十三日、〔庚〕寅、大法師仁統ヲシテ、明年辛酉革命ニ當ルヤ否ヤヲ勘申セシム、

〔日本紀略〕後一條院 十月

十三日、庚寅、仰大法師仁統、〔令脱カ〕勘申明年辛酉當革命否、

〔革命〕外記勘例 ○京都御所東山御文庫記録丙卅所收

勘申辛酉年被行例事

○中

治安元年例

寛仁四年十月十三日、令大法師仁統勘申明年辛酉革命當否、○中略

右、文簿所注如件、仍勘申、

承曆四年十二月十五日 大外記兼主稅助教伊豫權介清原真人定俊勘申〔助脱〕○革曆類永保等同シ、

○辛酉歲ナルニ依リテ、治安ト改元スルコト、治安元年二月二日ノ第二條ニ見ユ、

十四日、〔辛〕卯、賀茂御祖社假殿遷宮、尋デ、正遷宮アリ、

〔小右記〕○京都御所東山御文庫本 九月

十六日、甲子、○中略

權左中辨重尹持來可修賀茂下御社神殿等〔藤原〕日時勘文、東帶之間、不能相逢、示可奏之由了、

勘申注 曆裏、

陰陽寮

擇申可被造立賀茂下御社寶殿雜事日時、

一、可被始作事日時

九月廿八日、丙子、時午・申、十月五日、壬午、時巳・午、

一、可奉遷假殿日時

十月十四日、辛卯、時卯、

寛仁四年十月十四日

五一

陰陽寮日時
勘文

正殿造立ノ
作事始

寛仁四年十月十四日

一、可立神殿柱、上梁日時

同日、時午・申、

一、可奉遷遷日時

十月十七日、甲午、時巳・申・戌、廿三日、庚子、時申・酉、

寛仁四年九月十四日

陰陽師清科行國

權助大中臣義光

主計頭安倍朝臣吉平

藤原頼通ノ指示

廿日、戊辰、○中 權左中辨重尹來云、可造賀茂下御社寶殿之日時等文、令覽（藤原頼通）關白了、仰云、件事有兩日、其前日可行者、御帳・御簾・御座等事、尋例可令奉仕之由、仰之了、

〔小右記〕

○前田 〔十月〕

二日、己卯、○中

權左中辨重尹持來〔賀茂カ〕御社〔御帳カ〕等作物所支度、預元重支度、太猛、仍返給〔進カ〕勘文之

由仰之、前讚岐守濟政來〔源〕院禊祭勘文事究進了、早可放納畢勘文之由、仰遣長官光清

朝臣了、○齋院禊祭料ノコ

禊祭料納畢勘文

作物所預元重支度ノ字
文ヲ明ケ進メテ改良ヲシメ
絹漆等ヲ諸國ニ課ス
金銀等ハ藏人所ヨリ給
請奏ス

社司神殿正
面ノ戸ヲ格
子ニ改メ
ト請フ
神道ハ古例
ヲ尙ブ
藤原實資改
造ヲ許サズ
東宮ノ御賀
ニ御乳母願
ス
賢所ニ五色
幣ヲ奉ルニ
依リ元重ヲ
置ス

四日、辛巳、權辨重尹來云、作物所預元重支度返給了、可令良明宿禰改進之由仰〔奉カ〕親朝臣了、今朝良明宿禰參來〔源〕又云、絹・朱・漆等可召國々欲承案内者、可召之國々定仰又了、

七日、甲申、權左中辨持來賀茂御帳等支度、作物所預元重見了返給、金・銀・水銀・絲等從藏人所成請奏可奏下、自余物可召諸國事等仰之、

九日、丙戌、○中 權左中辨持來從藏人所可給雜物請奏、早可奏下之由令傳云之、不能相逢、

十一日、戊子、參内、○中 藏人式部丞定親・大膳助資通等給宣旨、即下左少辨章信、○コ

ト、便宜 黃昏退出、權辨重尹〔御カ〕社神殿正面戸也、而社司申云、供神物之間、太

狹多煩、今度可懸格子・御簾、丈尺進之者、仰云、自神代所造神殿敷、而改戸懸御格子、

極無便事也、神道事以〔古カ〕、何況御殿乎、件御殿義通朝臣所修造也、更不可依社司申、

如元可造由仰下了、又云、召物〔敦良親王〕支度甚乏少、不足多、召手作布於國々充用如何者、百端

依請、○中 語云、青宮御祈被申賀茂之事、社司令申云々、其事河内守方正妻令祈

申云々、謂方正妻是則御乳母〔也カ〕疑方正云々、○東宮御祈ノコト、詳ナ又作物所預元重以五

色御幣奉恐所、依其事被召候作物所、此事等人々密語、一奇一驚、惡人思身之所致歟、

寛仁四年十月十四日

遷宮ノ日行
事辨藤原重
以テ替經頼
ヲ依

卯刻假殿遷
宮禰宜神人ニ
禰宜所ヨリ
淨衣ヲ給ス

觸穢ノ辨ハ
穢後再ビ行
事ヲ勤ムベ
シヤ否ヤ

實資ノ返答

寬仁四年十月十四日

五五

十三日、庚寅、今曉夢不靜、仍閉北門、史齊通令申云、明日下御社御躰可奉移假殿、而權
辨重尹、有犬產穢、仍不可參社、辨・史共其間祇候者、仰云、只今不能參內、權
朝臣辨カ由、以藏人章信可令申關白殿、自有所被定仰歟、權歸來云、以章信朝臣令申、
仰云、以右中辨經頼源可令參祇社頭者、即仰下了、史齊通時刻多移不歸、仍以書狀示遣章信
朝臣許、未聞返事之間、齊通來示而已、齊通衝黑來云、傳勅旨仰經頼朝臣、令申明且可參
祇社頭之由者、仰可無懈怠之事等、時卯、入夜有章信朝臣返事、如齊通傳申、
十四日、辛卯、卯時下御社御正躰奉移假殿、爲修造正殿、辨・史祇候、禰宜及神人等前日
給淨衣、絹・布有差、皆令進勘文、
十五日、壬辰、早且召遣史齊通カ問昨案内、申云、奉度假殿間、右中辨經頼カ祇候者、又
申云、一日所仰趣等、昨傳權辨重尹了、申云、謹承之者、仰云、穢了者、若如元可被勤歟、
將右中辨中間預參、奉度事雖被始行、依穢不被行奉度之日事、仍以他辨令行、此間如何、
明後可奉還度、事若不具者、在儲日廿三日、事之具不如何、觸穢昨日許也、尋前例可被示
歟、隨案内可經奏達、其報藤原實資左右只從定者、余云、相逢可相示、齊通又歸來云、只今可カ參
入者、略權辨來云、昨犬產穢滿了、但如此之神事執行之人、中間依穢不行事由、忽不覺、

禰祭ニ准ジ
穢滿ツレバ
行事ヲ勤ム
ベシ
支度不具ニ
依リ正遷宮
ノ日ヲ改ム
頼通ノ命

橋義通神殿
ニ字ノ覆勘
ヲ申請ス
惟宗文高土
公出入ノ時
刻ヲ實資ニ
報ズ

土公ノ遊方

寬仁四年十月十四日

五五

左右隨定進止者、余答云、行齋院禰祭事之人、雖有觸穢、其間以他辨令行、遂以元人令行
其事例也、准此若可被行歟、承諾退出、又神事使令可仰遣社司之由、仰辨又了、
十六日、癸巳、略權辨來云、明日可奉移度、而御屏風未畫了、又作物所奉仕物等漆未乾
者、答廿三日儲日也、彼日奉度有何事乎、但申關白可進止之由了、略權辨云、賀茂下御
社正廿三日可奉還度由、關白被命者、
廿日、丁酉、參內、略權辨重尹下宣旨一枚、即下同辨、義通申請下御社
神殿二字覆勘文、
廿二日、己亥、陰陽頭文高云、土公出入時刻、或書云、出入寅・申時者、出時寅、入時申、
仍日入犯土者、
昨日問吉平、答云、雖理不、用來已久、隨又于今用之、陰陽書云、世之所用不可不用者、
如此之事哉者、昨日吉平所注送如此、今日文高所陳亦如此、可注送本文者、爲後所注也、
廿三日、庚午、略
今日賀茂下社御正躰奉還渡寶殿、辨・史等祇候、文高宿禰勘云、新撰陰陽書大將軍方伯之神、
不居四孟、常行四仲、以正四方、三歲一移、百事不可犯、周禮云、大將軍在東方者、寅・
辰方可忌避、雜曆云、土公物見時、甲乙日辰、丙丁日未、戊己日午、庚辛日亥、壬癸日申、
此時犯土、大凶害人、土公遊方、甲子北遊、庚午還、戊寅日東遊、甲申還、甲午南遊、庚

官使等社殿
麗ノ調度ノ美
ヲ賞ス

畫所屏風ヲ
調進ス
作物所預ニ
祿ヲ給フ

賀茂上下社
修造ニ依リ
方忌正殿ノ
下社正殿ノ
引替ノミ遅
引ス

寛仁四年十月十五日

五六

子還、戊申日 西遊、甲寅還、寅・申爲出入時、
廿四日、辛丑、早朝作物所預良明宿禰申云、昨日御帳・雜具等太優美、辨・史等感申、亦
源中納言 經房、參會、深見感者、
廿五日、壬寅、參内、○中一昨賀茂下御正躰奉還渡事、問案内於權辨重尹云、時刻奉渡了、
又問御□御調度事云、太好奉仕、千陪舊物、又畫所御屏風能奉者、〔仕脱カ〕作物所奉仕物多、仍
仰可給預良明宿禰祿之由了、余酉時罷出、

〔左經記〕 十月

十四日、天晴、以卯剋賀茂下御社作假舍奉遷正體、〔惟任イ〕春宮大進□朝臣爲別功、修造件上下社、請覆
依開方忌、爲造替件正殿所、勘先了、而依當御忌方、暫不候替件正殿、而而爲行此事等、以寅刻參賀茂、諸司不敷座、仍仰社司令敷座、史以
奉遷也、今日酉刻可上棟之、〔洛カ〕下相共著座、刻限奉遷了、次義通朝臣并社司等儲酒肴、兩三巡之後歸路、

〔小記目錄〕

諸社遷宮事
○九條家本

同四年九月八日、義通修造賀茂下社事、神殿二字、依
御忌方不造

○賀茂社ヲ修造スルコト、長和四年四月十一日ノ第二條ニ見ユ、

十五日、辰入道大納言兼皇太后宮大夫正二位藤原道綱薨ズ、

九月ニ逝去
ノ風聞アリ
修學院ニ於
テ修善ス

一旦蘇生ス

飲食不通

沐浴
法性寺ニ參
籠ノ後出家
セントス

痢病

〔小右記〕

○京都御所東
山御文庫本 九月

十一日、己未、○中四條大納言示送云、皇太后宮大夫〔藤原〕道綱、今曉逝去之由、從賴光邊所聞
之、遣入了、其後新宰相告送相同、日來道綱卿於修學院修善云々、又大納言示送之事已實
也、〔藤原道長〕入道殿被遣使者、辰刻許隨身番長扶武云、有可案内事、今曉罷修學院、皇太后宮大夫
夜半許爲邪氣被取入、今朝蘇生者、○蘇ノ一字、流布
本ニ據リテ補フ其後人々云、僅如非存非亡、
廿日、戊辰、○中參内、○中略、御惱ノコトニカ、〔藤原〕教通卿招公任卿清談、即復殿上座云、道
綱卿從昨日不覺、只今欲殞命之由、告送宰相乳母許、道綱卿
女也仍經營下曹司者、

〔小右記〕

○前田
家本 十月

五日、壬午、○中忠明宿禰云、昨日依命參皇太后宮大夫家、飲食不受、已及數日、更無爲
術、可治事被傳問者、昨彼修法阿闍梨、〔丹波〕増宮云、食清不受、怖畏猶在、唯獨步向大便
所、以之爲馮、又沐浴如例、○不食爲恐者、
九日、丙戌、○中帥示送云、皇太后宮大夫一昨日欲出家、而室・息等云、先參籠法性寺
之後、隨狀可遂由、懇切相語、仍昨日參入云々、慥所聞也者、
十一日、戊子、參内、○中今日公任卿云、忠明宿禰云、參皇太后宮大夫許、一切不食、痢

寛仁四年十月十五日

五七

出家
藤原道長自
ラ見舞フ

寛仁四年十月十五日

五八

病更發、已

十四日、辛卯、○中略大納言道綱卿夜半許出家之由、四條大納言・新宰相等説、或云、入道殿爲訪大納言出家坐法性寺云々、大納言於彼寺出家、宰相來、推入道殿歸給程參入、々夜來云、未歸給者、

十六日、癸巳、○中略

入道大納言去夜入滅云々、

〔左經記〕 十月

十四日、天晴、○中略皇太宮大夫昨西剋許於法性寺出家云々、依重病也、入道殿訪御坐云々、

十六日、癸巳、天陰、朝間降雨、及午後天晴、依可有當年不堪奏參内、關白殿被仰云、皇

太后宮大夫去夕薨卒云々、仍今日奏不可行者、○不堪佃田奏ヲ行フコト、十一月八日ノ條ニ見ユ、入夜歸宅、關白殿依

皇太后宮大夫御事令退出給、入道殿御宿云、

〔日本紀略〕 後一條院 十月

十三日、庚寅、○中略今日正二位行大納言藤原朝臣道綱出家、

十六日、癸巳、入道大納言道綱薨、十六、依出家無薨奏、

薨奏ナシ
年六十六

室ノ悲歎
男源頼光モ
女ノ不運ヲ
歎ク

攝政藤原兼
家ノ二男
母ハ和歌ノ
名手ニシテ
かけろふの
日記ノ作者
みちつな

〔公卿補任〕 七

大納言正二位同道綱、六十十月十三日依病出家、〔五〕十六日薨、

〔榮花物語〕

十六もとのしつく、○梅澤義一氏所藏三條西本 〔六〕上略、藤原行成、大宰權帥ヲ辭セントスルコトニカ、ル、十一月二十九日ノ條ニ收ム、かゝるほとに、

傳のとのいみしうなやみ給て、かきりくときこえつ、程へぬれは、いかにくときした

てまつるほとに、十月十三日、ほうしになり給ぬときこゆれば、あはれにとのなともきか

せ給なから、あへなむ、めやすきことなめりときかせ給ほとに、さて二三日ありてうせ給

にけり、あはれなるよのなかなり、きたのかたいみしうおほしなけきたり、頼光もいみし

うくちをしきことにおもへり、○くちをしき、富岡本、くわかき人に、おい給へりとしりな

らあはせたてまつりて、わかむすめをそこなひつるなけきをしけり、○富岡本ヲ以テ校ス、

〔大鏡〕

四東松泰三氏本 一、太政大臣兼家

○上このち、おと、の御太郎君、女院の御一腹の道隆のおと、内大臣にて關白させ給

き、二郎君、陸奥守倫寧のぬしの女のはらにおはせしきみ也、道綱なときこえし、大納言

まてなりて、右大將かけたまへりき、この母君、きはめたる和哥の上手にておはしければ、こ

の殿のかよはせたまひへりけるほとのこと、哥など、かきあつめて、かけろふの日記とな

つけて、よにひろめ給へり、○中されはそのはらのきみそかし、このみちつなの卿の、後に

寛仁四年十月十五日

五九

傳殿
源倫子ノ妹
ト婚ス

事蹟

官歴

參議
右近衛大將
大納言
大將ヲ辭ス
正二位
東宮傳
皇太后宮大
夫

寛仁四年十月十五日

六〇

は東宮傳になりたまて、傳殿道綱とそ申めりし、いとあつしくて、大將をも辭し給てき、その殿道綱、いまの入道殿の北政所の御はらからにすみたてまつらせ給て、むまれたまへりしきみ、宰相中將藤原兼經のきみよ、父大納言はうせ給にき、○兼經以下十六字、流布本、兼經道命阿闍梨きは四年十月十三日に出家同十六日にうせ給にきニ作ル、御とし六十六とそきゝたてまつりし、めたる和歌の上手におはしける父大納言殿は寛仁

右近大將道綱卿事

兼家東三條入道攝政二男、母陸奥守藤原倫寧朝臣女、

正曆二年九月七日任參議、年卅七、右中將長徳二年四月廿四日任中納言、年四十二同十二月廿

七日兼右近大將、同三年七月五日任大納言、年四十三長保三年七月十三日辭大將、同十

月十日敍正二位、寛弘四年正月廿八日兼東宮傳、同八年六月十三日止傳、寛仁二年十

月任皇太后宮大夫、同四年十月九日出家、同十五日薨、年六十六

〔中右記〕 大治五年正月

八日、辛亥、○中

裏書

藤氏大臣大納言年齒、

○上大納言通綱、六十六、略

重殿上

從五位下
左衛門佐
土佐權守ニ
貶セラル

昇殿

左近衛少將
五位藏人
右近衛中將

從三位

中宮權大夫

春宮大夫

東三條院々
司按察使
中宮大夫

〔公卿補任〕

非參議從三位藤道綱、三十攝政兼家公、二男、母正四位下藤倫寧朝臣女、寛安

和二八十三重殿上、天祿元十一カ十二年廿從五下、大嘗會、冷泉院御給、天延二正廿九右馬助、貞

元二正廿八左衛門佐、遠光任右少將替、十月十一土佐權守、堀川大相國被停父卿大將之次

遷任也、同三十七如元左衛門佐、高雅任大藏少輔替、天元三正九昇殿、同四正七從五上、

佐勢、同六二二左少將、藤原カ永觀二二二備前介、八月廿八日春宮昇殿、寛和元十一廿宣下、正五下イ

少將、同二三四昇殿、六月廿三藏人、七月廿二從四下、同日昇殿、十月十五右中將、同三

正七從四上、永延元十四正四下、今日行幸攝政第、仍有此賞、十一月廿七日從三位、右

中將如元、永祚二年正月七日正三位、八月五尾張權守、十月五日中午權大夫、册立中將如

元、正曆二年九月七日任參議、十日右中將如元、三年正月廿日兼備前權守、長徳二年四月

廿四日任中納言、十二月廿九日右大將、元右中將、三年七月五日任大納言、九日右大將如

元、同日春宮大夫、四年七月廿日辭大將、不許、○道綱、重ネテ右近衛大將ノ辭表ヲ上ル

年四月七日從二位、中宮初入内賞、三年七月十三日辭大將并大夫、勅許大將、十月十日正

二位、東三條院御賀院司、四年二月卅按察使、寛弘四年正月廿八東宮傳、去使歟、八年六

月十三日停傳、○以上六九年二月十四日兼中宮大夫、長和五年正月廿九日勅授如元、寛仁二年

寛仁四年十月十五日

六一

寬仁四年十月十五日

十月七日遷皇太后宮大夫、〔十六九〕轉后日、○以上七

〔日本紀略〕院一條 長德二年七月

廿八日、丙寅、略○中 今日中納言道綱勅授帶劔、

〔除目大成抄〕二春外國二秩滿

略○上 華山院

從七位上生江宿禰兼平

望河內國權大目闕、任參河權大目、

略○中

長德三年正月廿六日

別當正三位行中納言兼右近衛大將藤原朝臣道綱

〔權記〕 長保二年二月

廿七日、乙亥、略○中 參中宮、勸學院司・學生等參入、略○中 右大將・余雖參不勸盃、依爲別

當也、

〔拾芥抄〕中末 宮城部十九

神泉苑 天子遊覽所、以近衛次將爲別當、乾臨閣謂之正殿、金岡疊石、二條南、大宮

西八町、三條北、善女龍王常見此所、上代者有公卿別當、長保年中道綱卿補之、

神泉苑別當

勸學院別當

花山院別當

勅授帶劔

大安寺俗別當

令旨ニ依リ
テ春宮坊ノ
廳務ヲ知ラ
シメラル
後院別當
一條院別當

冷泉院々司

〔小右記〕○前田 家本 寬弘二年七月

十七日、癸亥、略○中

參内、左大臣・内大臣・大納言二人 〔道綱〕藤原懷平 定申大安寺別當、○中略、元興寺別當扶公ヲシテ、大

寬弘二年七月十七日ノ第二條ニ收ム、〔府〕 左符云、可仰別當上卿歟者、道綱、

〔御堂關白記〕 寬弘四年三月

十四日、辛亥、略○中 入夜業遠朝臣來云、〔高隱〕 東宮仰以傳令知廳事、令旨下者、

〔權記〕 寬弘八年六月

十三日、乙卯、略○中 一條天皇御讓位ノコトニカ、次大臣亦被召、參舊主御所、定院別當等、

○中 大納言道綱、○中 略 右大辨道方、院別當

〔權記〕 寬弘八年十一月

十六日、乙酉、申剋許參冷泉院、略○中 戊剋亦參院、同四剋御葬送也、此剋院別當源中納言

以下院司及侍臣等著素服、略○中 藤大納言 略○中 雖爲院司不著、

〔小右記〕○九條 家本 長和五年正月

廿八日、癸酉、略○中

寬仁四年十月十五日

寛仁四年十月十五日

六四

資平從内示送云、後院別當外、以右衛門督并資平可爲院別當之由、今日略定、廿九日、甲戌、○中略

今朝御讓位以前、左大臣定下院司等、

別當 大納言道

綱、○下

〔御堂關白記〕

○陽明文庫本 長和五年七月

十日、壬子、○中略、内文ノコトニカ、ル、長和五年七月十日ノ第一條ニ收ム、參上々、(皇太后影)宮聞事由、定後院司、中宮大夫 ○中等略 也、

〔尊卑分脈〕

藤原氏北家

五藏兼家 攝政、關白、太政大臣、從一位、氏長者、右大臣、左大臣、左大將、准三宮、號法興院、入道殿、又號東三條殿、母武藏守從五位上藤原經邦女贈正一位威子、○正曆元年七月二日ノ條參看、

道隆 攝政、内大臣、正二位、號中關白、又號南院殿、母同道長公、○長德元年四月十日ノ條參看、

道兼 關白、右大臣、正二位、號粟田關白、又號町尻殿、母同道長公、○長德元年五月八日ノ第一條參看、

道綱 大納言、右大將、東宮傳、楊梅・二條等祖、號傳大納言、母陸奥守藤原寧女、子孫相續略之、委細他卷内各別註之、

五藏道長 攝政、太政大臣、從一位、氏長者、左大臣、左大將、牛・輦車、隨身兵仗、准三宮、母贈正一位時姬、從四上右京大夫兼攝津守中正女、○萬壽四年十二月四日ノ條參看、

楊梅二條兩流ノ祖

世系

後一條天皇
後院司

後院別當
三條院別當

國母

女子 超子、贈皇后宮、冷泉院女御、三條院母、

女子 詮子、東三條院、圓融院后、一條院母后、

女子 宣子、

女子 綏子、號麗景殿女御、三條院東宮時御息所、(藤原)母從三位國章女、○寛弘元年二月七日ノ條參看、

〔尊卑分脈〕

藤原氏道綱卿孫

五藏道綱 大納言、右大將、正二位、東宮傳、春宮大夫、中宮大夫、皇太后宮大夫、按察使、母伊勢守藤原寧女、寛仁四年十月十三日出家、同月十五日薨去、六十六、號傳大納言、

道綱卿傳 (左九) 安和二八十三童殿上、天祿元十一廿二從五下、天延二正卅任右馬助、貞元

二正廿八右衛門佐、天元三正九昇殿、同四年正七從五上、同六年二二左少將、寛和元

十一廿正五下、(二脱之)同年六廿三藏人、同年七廿二從四下、同年十五右中將、同三年正七

從四上、永延元十四正四下、同年十一廿七從三位、永祚二正七正三位、同年十五中

宮權大夫、正曆二九七參議、長德二四廿四權中納言、同年十二卅右大將、同三年七五

大納言、同年九、(月九)春宮大夫、長保二七十三依病辭大將、同年十、(三)從二位、同三年十

正二位、同四年正卅按察使、寛弘四正廿八東宮傳、同八年六十三停傳、(踐祚)同九年二

十四中宮大夫、寛仁二十一七皇太后宮大夫、(十六九)

寛仁四年十月十五日

六五

兼經參議、左中將、正三位、長久四四廿五依病出家、同年五二薨、四十三、母左大臣雅信公女、○長久四年五月二日ノ條參看、

兼宗武藏守、左馬助、從五下、母中關白女、

兼綱右少將、母、

道命阿闍梨、天王寺別當、能讀、哥人、母中宮少進近廣女、○本年七月四日ノ第二條參看、

齊祇權少僧都、母播磨守季孝女、

女子豐子、從三、後拾遺集作者、哥人、大江清通妻、(大江)定經朝臣母、

〔尊卑分脈〕

藤原氏 攝家相續孫

使 倫寧右馬助、右兵佐、丹波守、常陸守、上總守、河內守、伊世守、母山城守恒基王女、貞元二月日卒、哥人、

理能肥前守、從五下、母主殿頭春道女、長徳元八廿五卒、

長能伊賀守、從五上、母源認女、

女子藤原爲雅妻、中清母、

哥人女子道綱卿母、本朝第一美人三人内也、

〔小右記〕

○伏見 宮本 長徳二年五月

母ノ周忌法事

男兼經ハ道長ノ養子

藤原道兼ノ三男兼綱ヲ養フ

男道命ハ道長ノ猶子

女子

二日、辛丑、○中略

新中納言道綱亡母周忌諸事、送七僧粥時、

〔御堂關白記〕

○陽明 文庫本 寛弘八年八月

廿三日、甲子、○中略 藤大納言子年來爲養子、今夜元服、

〔權記〕

長徳三年七月

卅日、壬辰、○中略 此間右大將被陰孫兼綱名簿、(道兼)故二條右丞相三男、將軍爲養兒也、

〔寺門高僧記〕

六 天王寺別當次第 道命 長和五年、治五年、

阿闍梨、道綱右大將息也、御堂猶子也、

〔權記〕

長保三年三月

廿七日、己亥、右大將殿姫君著裳、

〔權記〕

寛弘七年正月

廿六日、丙子、此曉更傳殿姫君亡去、

閏二月

四日、甲寅、○中略 詣傳殿、逢兼綱侍從、予問姫君被亡事、依避日次及于今之由、令達於大

納言殿也、

十四日、甲子、○中

傳大納言殿姫君御法事、書經外題、亦奉僧前米廿石、雖宛扶公法橋云々、

〔小右記〕 ○京都御所東 山御文庫本 寛仁四年九月

廿日、戊辰、○中 告送宰相乳母許、道綱卿女也、○下略、全文ハ上ニ掲グ、

〔小右記〕 ○前田 家本 長保元年八月

三日、癸丑、○中 宮亮來云、右將軍妻法事明日可修、被相問乎、報病發由、宮亮云、非指消息、只見氣色者、

四日、甲寅、○中 右大將妻周忌法事於法興院修之、入禮藤中納言・藤相公・式部大輔・左衛門督云々、

誠信○藤

〔古事談〕 王道后宮 一條院御時、喚諸卿於御前渡殿東第一間、立地火爐、於清涼殿東廂庖

丁、○寛弘元年十月十日 右府 顯光 有嘲詞云々、仍道綱卿放言右府云々、○中 其詞云、何事云

ソ、妻ヲハ人ニクナカレト云々、道綱密通右府北方云々、是則三位中將母也、○下略、全文ハ下ニ掲グ、

〔小右記〕 ○伏見 宮本 長和二年六月

廿五日、乙酉、○中 彼中宮大夫住頼光宅、依爲聾、

源頼光ノ婿ト爲ル

藤原顯光室ト密通ス

室ノ周忌法事

女宰相乳母

女子ノ法事ニ藤原行成經ノ外題ヲ書ス

道綱ノ生誕

父兼家ノ金峯山詣ニ從フ

殿上ノ賭射ニ後方ニ選バル

舞ノ師多好茂

〔かけろふの日記〕 上 ○上 略 なほもあらぬことありて、はるなつなやみくらして、八月つこもりに、とかうものしつ、○中 略 ともすれば、こゝろつきなうのみおもふほとに、こゝなる人かたことなとするほとになりてそある、いへとはかならずいまこんよといふも、きゝもたりてまねひありて、○下 略

〔かけろふの日記〕 中 ○上 略 はつかよひのほとに、みたけにとていそきたつ、おさなき人も御ともにとてものすれば、とかくいたしたて、○中 略 それよりさかりうしろめたき人をさへそへてしかは、いかにくとねんしつ、七月一日のうちあか月にきて、たゝいまなんかへりたまへるなとかたる、○中 略 三月十日のほとに、うちののりゆみのことありて、いみしくいとなむなり、おさなき人しりへのかたにとられていたり、かたかへ物ならは、そのかたのまるもすへしとあれば、このころはよろつわすれて、このことをいそく、まひならずとて、ひひにかくをし、のゝしる、いてるにつきて、かけ物とりてまかてたり、いとゆゝしとそうちみる、とうかのひになりぬ、今日そこゝにてしかくのやうなることする、まひのしおほえのよしもち、女はうよりあまたの物かつく、おとこかたもありとあるかきりぬく、殿は御物いみなりとて、おのことはさなからきたり、ことはてかたになる

寛仁四年十月十五日

七〇

賭射ノ當日
 七〇
 寛仁四年十月十五日
 胡蝶樂（胡蝶樂）「らくカ」
 ゆふくれに、よしもちこてふくらまゐりてきたるに、きなるひとへぬきてかつけたる人
 あり、おりにあひたる心ちす、また十二日しりへのかた人さなからあつまりてまはすへし、
（弓場）
 こゝにはゆみはなくてあしかりぬへしとて、かしこにのゝしる、殿上人かすをおほくつく
 してあつまりて、よしもちうつもれてなむとよく、（道綱母）「きイ」
 我はいかに〜とうしろめたくおもふ
 に、よふけてをくり人あまたなとして物したり、さてとはかりありて、人〜あやしと思
 ふに、はひいりて、これかいとらうたくまひつること、かたりになむものしつる、みな人
 のなきあはれかりつること、あす・あさてものいみいかにおほつかなからん、いつかのひ、
 またしきにわたりてことゝもはすへしといひて、かへられぬれば、つねはゆかぬこゝち
 も、あはれにうれしうおほゆることかきりなし、（十五日）そのひになりて、またしきに物して、まひ
 のしやうそくのことなど、人いとおほくあつまりて、しきはき、いたしたてゝ、またゆみの
 ことをねんするに、かねてよりゆふやう、しりへはさしてのまけ物そ、いていとあやしう
 とりたりなといふに、まひをかいてやなしてん、いかならん〜とおもふに、よにいり
 ぬ、月いとあかければ、かうしなともおろさて、ねんし思ふほとに、これかれはしりきつ
 へ、まつこのものかたりをす、いくつなむるつる、かたきには右兵源中將なむある、おほ

持

道綱納蘇利
ヲ舞ヒ御衣
ヲ賜ル

兼家ノ喜悅

弓ノ師

祝宴

母道綱ヲ遣
シテ兼家ノ
來訪ヲ求ム

な〜いふ（イナシ）せられぬとて、さゝとのこゝろにうれしうかなしきことものにす、まけ
 物とされたかたの、このやともにかゝりてなん、ちになりぬるとまたつけをこする人も
 あり、ちになりければ、まつれうわうまひけり、それもなしほととのわらはにて、わか
（藤原中清カ）
 おひなり、ならしつるほと、こゝにてみ、かしこにてみなとかたみにしつ、されは、つきに
 まひて、おほえによりてにや、御そたまはりたり、内よりはやかてくるまのしりに、れうわ
 うものせてまかてられたり、ありつるやうかたり、（兼家）わかおもてをおこしつること、かむたち
 めとものみななきらうたかりつることなど、かへす〜もなく〜かたたる、ゆみのしよ
 ひにやか、（るイ）きてまたこゝにて、なにくれとてや〜かつくれい、（はイ）うきみかともおほえす、う
 れしきことそのこき、そのよものちの二三日まで、しりとしりたる人、ほうしにいたる
 まで、わかきみの御よろこひきこえに〜とおこせいふをきくにも、あやしきまでうれし、
○天祿元年三月十五日
ノ第二條參看、中略、かくて四月になりぬ、○中 略 略 はてはせうそくたになくてひさしくなりぬ、
○中 略 略 おさなき人かよひつゝきけと、さるはなてふこともなかなり、いかにそたととひふ
 れさなり、○中 略 かくてふるほとに、○中 略 略 たえてことつてもなし、さなから六月になりぬ、○中 略
 こうしくらして、あくるひ、をさなき人とのへといてたつ、あやしかりけることもや、とは

寛仁四年十月十五日

七一

ましとおもふも物うけれど、ありしはまへをおもひ出る心ちの、しのひかたきにまけて、うきよをはかり水のはまへにてなみたになりありやとそみし

とかきて、これみ給はさらんほとに、さしをきてやかて物しねとをしへたれば、さしつとてかへりたり、もしみたるけしきもやと、しらすたまたたけむかし、されとつれなくてつこも

りころになりぬ、○中つくくとおもひつくることは、なをいかてころとしてしにも

ゑにしかなと思ふよりほかのこともなきを、たこのひとりある人をおもふにそ、いとかなしき、人となしてうしろやすからん女などにあつてこそ、しかも心やすからんと思

ひしか、いかなるこちして、さすらへんすらんと思ふに、なをいとしにかたし、いかは

せん、かたちをかへて、よを思ひはなるやと心みんとかたらへは、またふかくもあらぬな

れと、いみしうさくりもよとなきて、さなりたまは、まるもほうしになりてこそあら

め、なにせんにかは、よにもましろはんとて、いみしくよとなけは、我もえせきあえね

と、いみしさにたはふれにいひなさんとて、さてたかかはては、いかしたかはんするとい

ひたれば、○いか、以下十六字、原ト闕ク、一本ニ據リテ補フ、やをらたちはしりて、しすゑたるたかを、にきりはなちつ、

みる人も涙せきあへす、まして日くらしかたし、○中おほやけにすまひのころなり、おさな

相撲ヲ觀ル

母出家ヲ決意ス

道綱コレヲ聞キテ歎歎ス

共ニ出家セント云ヒテ鷹ヲ放ツ

相撲ヲ觀ル

兼家ヨリ冷遇セラレ

道綱ノ元服加冠源兼明

き人まいらまほしけにおもひたれば、さうそかせていたしたつ、まつ殿へとてもものしたり

ければ、くるまのしりにのせて、くれにはこなたさまに物したまふへき人の、さるへきに

申つけてをは、〔くイ〕あなたさまにときはにも、ましてあさまし、またの日もきの〔ふイ〕のことまい

るさまに、〔レイアリ〕えらて、よさは可のさうきこれらかれら、これかをくりせよとて、さいた

ていてにければ、ひとりまかて、いかにころに思ふらん、れいならましかはもろとも

にあらましをと、おさなきころちに思ふなるへし、うちくしたるさまにていりくるをみる

に、せんかたなくいみしくおもへと、なにかひかあらん、身ひとつをのみきりたく心

ちす、○天祿元年七月二十かくて八月になりぬ、○中いつかの日はつかさめしとて、大將に

ちす、八日ノ第二條參看、〔カ〕いとさりさりて、いとめくらたし、○天祿元年八月それより後そ、すこしは

くみえたる、この大共うへに院の御給はり申さん、おさなき人にかうふりせさせてん、

十の日とさためて、すこと、もれいのことし、ひきいれに、源しの大納言物したまへり、

○中しも月になりて、大まゑとてのしるへき、その中にはすこしまちかくみゆる心ちす、

かふりゆへに、人もまたあるなしと思ふくわさもならへて、とかくすれば、いとこ

ろあはたし、ことはつるひ、よふけぬほとにものして、○中あすはこれかきぬきかへさ

道綱被爵ノ
申慶

母ト西山ノ
寺ニ参籠ス

兼家ノ山寺
來訪

道綱父母ノ
間ニ使シテ
奔走ス

父ノ叱責ヲ
受ク

寛仁四年十月十五日

七四

せていてんなとあれは、いささかむかしの心ちしたり、つとめて、ともにありかすへきお
のこともなとまいらさめるを、かしこに物してとゝのへん、さうすへしてこよとて、いて
られぬ、よろこひにありきなとすれは、いとあはれにうれしき心ちす、○天祿元年十一月二十
十日ノ條參看、中略、
般若寺カ
さて思ふに、○中 なをしはしみをさりなんと思ひたちて、にし山にれいのものするてらあ
り、うち物しなん、（兼家） かの物いみはてぬさきにとて、（天祿二年六月） 四日いてたつ、○中 そやをこなふとて、
法師はらけは、○けは、一本、さ
うそけはニ作ル、 とおしあけて、（誦） 念數するほとに、時は山てらわさの、かひ
よつふくほとになりたり、大門のかたに、（兼家） おはしますとていひつゝ、のゝしるをとす
れは、あけたるすともうちおろしてみやれば、こまより、ひふたともしみともしみえたり、
（道綱） おさなき人けいめいしていたれば、くるまなからたちである、御むかへになんまいりき
つるを、けふまでこのけからひあれば、えおりぬを、いつくにかくるまはよすへきといふ
に、いと物くるをしき心ちす、かへりみに、いかやうにおほしてか、かくあやしき御あり
きはありつらん、○中 とくかへらせ給へといふをはしめて、ゆきかへることたひくになり
りぬ、一丁のほとを、いしはしおりのほりなとすれは、ありく人こうして、いとくるしう
するまでなりぬ、これかれなとは、あないとおしなと、よはきかたさまにのみいふ、この

父ト共ニ歸
京セントシ
テ拒マル

道綱母ノ文
ヲ携ヘテ父
ヲ訪フ

歸山
長精進ニ疲
ル

寛仁四年十月十五日

七五

ありく人、すへてよむち、いとくちおし、かはかりのことはいひなさぬは、なとそ、御
けしきあしとて、（きカ） なまにもなく、されと、なとてかさらに物すへきといひはてつれば、よ
しくかくけからひたれば、とまるへきにもあらず、いかゝはせん、くるまかけよとあり
ときけは、いと心やすし、ありきつる人は、御をくりせん、御くるまのしりにてまきる心、
さらにまたはまうてこしとて、なくくいつれば、これをたのもし人にてあるに、いみしう
もいふかなと思へとも、ものいはてあれば、人なとみないてぬとみえて、この人はかへり
て、御をくりせんとしつれと、（か脱カ） きんちはよらんときにおこ、とておはしましぬとて、しゝと
なて、いとおしう思へと、（なカ） あるしれ、そこをさゑかくてやむやうもあらしなといひならさん、
○中 京へ物しやるへきことなとあれは、人いたしたつ、（道綱） 大夫よへのいとおほつかなきを、
御かとのへむにて、御けしきもきかむとて、物すれば、それにつけてふみ物す、○中 ひる
つかた、いてつる人かへりきたり、御ふみは、いてたまひにければ、おのこともにあつけ
てきぬとんのす、○中 六月さかりになりたり、○中 かなしきことは、ひころのなかしや
うしゝつる人の、たのもしけなけれと、みゆつる人もなければ、かしらもさしいです、ま
つのははかりにおもひなりにたる身の、おなしさまにてくはせたれば、えもくひやらぬを

みるたひにそ、涙はこほれまさる、○中 かくふしやうなるほとは、よるひるのいとまもあれは、はしのかたにいて〔あし〕てなかむるを、このおさなき人、いりね〔い〕といふけしきをみれば、物をふかく思ひいれさせしとなるへし、なとかくはの給、なをいとあし、ねふたくもはへり、なといへは、ひたこゝろになくもなりつへき身を、〔こい〕そうにさはりていまゝてあるを、いかゝせんする、よの人のいふなるさまにもなりなん、むけによになからんよりは、さてあらは、おほつかなからぬほとにかよひつゝ、〔レイアリ〕かなき物に思ひなしてみ給へ、かくていとありぬへかりけりと、身ひとつにおもふを、たゝいと〔まい〕かくあしきものして、物をまいれば、いといたくやせ給をみるなんいといみしき、かたちことにも、きやうにある人こそはと思へと、それなんいともとかしう見ゆることなれば、かく〔思ふ〕思ふといへは、いらへもせて、さくりもよゝになく、○中 けふは十五日、〔六月〕いもゆなとしてあり、からくもよほして、いをなと物せよとて、けさ京へいたしたてゝ、思ひなかむるほとに、そらくらきまつ風をとたかくて、〔神カ〕我を〔イ〕となき〔ナシ〕となき、いまはまたふりくへか〔符カ〕へる覽物を、みちにて雨もやふらん、神もやなりまさらんと思ふに、いとゆゝしうかなしくて、佛に申つればにやあらん、はれて、ほと心なくかへりたり、いかにそとゝへは、雨もやいたくふりは

齋ノ日京ニ
出ツ案ジテ
母ヲ中ヲ
雷鳴ノ中ヲ
歸山ス

父母間ノ文
使

異母兄藤原
道隆ノ來訪
ニ應接ス

道隆歸京ヲ
促ス

藤原倫寧道
綱母ニ下山
ヲ勸ム

へると思へは、神のなりつるをとになん、いて、まうてきつるといふをきくにも、いとあはれにおほゆ、〔た脱カ〕こひのたよりにそふみある、○中 たいふ、一日の御かへり、いかてたまはらん、またかんだうありなんを、もてまいらんといへは、〔カイアリ〕なにはとてかく、すなはち○中 きて、いたしたてたれば、れいときしもあれ、雨いたくふり、神いといたくなるを、むねふたかりてななく、すこししまりて、くらくなるほとにそかへりたる、ものゝいとおそろしかりつるみさまのわたりなといふにそ、いとそいみしき、○中 ある人ひるつかた、〔目カ〕大門かたに、むまのいな〔こい〕くうゑして、人のあまたあるけはいしたり、○中 衛中關白殿の〔兵〕共えのすけと申けるとかやなめりとおもへは、大夫より〔ひカ〕かいたして、いまゝてきこえさせさりつるかしまりとりかさねてとてなん、まいりきたると、いひいれて、きかけにたりやすらふさま、きやうおほえて、いとおかしかめり、○中 さらはおなしくは今日いてさせたまへ、やかて御ともつかうまつらん、まつはこの大夫の、まれ〔カイアリ〕京に物しては、ひたにたふけは、山てらへといそくをみ給ふるに、いとなんゆゝしき心ちしはへるなといへと、けしきもなければ、しはしやすらひてかへりぬ、○中 我たのむ人、〔倫寧〕ものよにたゝいま〔ほカ〕ののりけるまゝにきて、天下のことかたらひて、けにかくてもしはしをこなはれよと思ひ

寛仁四年十月十五日

七八

つるを、このきみいとくちおしうなりたまひにけり、はやなを物しね、けふも日ならはもろ
(道綱)
 とんに物しね、今日もあす心かへにまいらんなど、うたかひもなくいはるゝに、いとちか
 らなく思ひわつらひぬ、さらはなをあすとて、物せられぬ、つりするあまのうけはかり思
 ひみたるゝに、のゝしりてものきぬ、さなめりと思ふに、心ちまとひたちぬ、こたみはつ
(兼家)
 ゝむにとなく、さしあゆみて、たゝいりにいはは、わひて、き丁はかりをひきよせて、は
 たかくるれと、なにのかひなし、○中 もしいて給ぬへくやと思ひて、まうてきつれと、か
(はい)
 へりてえつみうへかめり、いかに大夫、かくてのみあるをは、いかゝ思ふとゝへは、いと
 くるしうはへれと、いかゝはと、うちうつふしていたれば、あはれとうちいひしく、(そい)さらは
 とんかくも、きんちかこゝろ、いて給ひぬへくは、くるまよせさせよと、いひもはてぬに、
 たちはしりて、ちりかいたるものとも、たゝとりにつゝ、(みイアリ)ふくろにいるへきははいて、く
 るまとんにみないれさせ、ひきたるせさうなとはなち、たへりたるものとな、みしく
 とゝりはらふ、○中 さるの時はかりにものせしを、ひとす程になりけり、つれなくて
略
 うこかねは、よしゝ我はいてなん、きんちにまかすとて、たちいてぬれば、とくゝと
(そい)
 ておとりて、なきぬはかりにいへは、いふかひもなさに、(きイ)いへる心ちそ、さらに我にもあ

らぬ、○中 つとめつゝふみあり、○中 このたいふの、さもふつゝかにみゆるかな、などそ
略
 あめる、○下

「かけろふの日記」

下 かくてあけぬれば、天祿三年(とイ)にいふめり、ことしもうきもつ

らきもともに心ちはれておほえなとして、大夫さうそかせていたしたつ、おりはしりてや
 かくてはいすなをみれば、いとゝゆゝしうおほえて、なみたくまし、○中 つかさめし、(正月)廿五
(つイナシ)
 日に、大納言になとのゝしれと、わかためは、ましてところせきにこそあらめとおもへは、
(つイナシ)
 つよろしひなといひをこする人も、かへりてはろうする心ちして、ゆめうれしからず、大
 夫許そ、えもいはすしたにはおもふへかめる、○天祿三年正月二十五、あくれば二月にもなり
日ノ第一條参看、中略
 ぬめり、○中 いのりせよとかたらひしほうしのもとより、いひおこせたるやう、いぬる五
 日のよのゆめに、御にてに月と日とをうけたまひて、月をはあしのしたにふみ、日をはむね
 にあてゝいたきたまふとなん、みてはつる、これゆめとたにはせ給へといひたり、○中
 ときしもあれ、夢あはする物きたるに、こと人のうへにてとはすれば、うへもなく、いか
 なるひとの見たるそとおとろきて、みかとをわかまゝに、おほしきさまのまへりことせん
(そい)
 物をとそいふ、○中 あなかま、いとにけなしとてやみぬ、又あるものゝいふ、このとのゝ

寛仁四年十月十五日

七九

母ノ期待

母養女ヲ迎
ヘテ道綱ニ
添ハシメン
トス

養女ハ源兼
忠女ノ所生

みかとを、よつあしになすをこそみしかといへは、これは大臣きやういてたまふへきゆ
めなり、かくまうせは、(兼家)おときみの大臣ちかくものしたまふをまうすとそおほすらん、
さにはあらず、(道綱)きんたち御ゆくさきのことなりとそいふ、また、みつからのおとゝひのよ
みたる夢、(方カ)みきの弟のあしのうらに、をとこかといふをしを、ふとかきつくれば、おと
ろきてひきいるとみしをとへは、このこの、おなしことのみゆるなりといふ、これもおこ
なるつきことなれば、ものくるをしとおもへと、さらぬ御そうにはあらぬは、(わか)わかひとり
もたる人、もしおほえぬさいはひもやとそ、たゝいまのことくにては、ゆくすゑさへ心ほ
そきに、たゝひとりおとこにてあれば、としころもみかしこにまうてなとするところには、
このことお申つくしつれば、いまはましてかたかるへきとしよはひになりゆくを、いかて
いやしからさらん人のをんな一人とりて、うしろみもせん、ひとりある人をもうちかた
らひて、(兼家)わかいのちのはてにもあらせん、この月ころおもひたちて、これかれにもいひ
あはすれば、(兼忠)とのかよはせたまひし源さい將かねたゝとかきこえし人の御むすめのはら
にこそ、(兼忠)女きみいとうつくしけにてもものしたまふなれ、おなしうは、それをやはさやうに
(そい)もきこえさせ給はぬ、(中)略 などいふ人あるときに、(中)略 たよりをたつねてきけは、この人

道綱迎ヘニ
立ツ

近火ニ際シ
テ臨機ノ處
置ヲ探ル

もしらぬおさなき人は十二三のほとになりけり、(中)略 それよりのちもふたたび許ふみも
のして、ことさたまりはてぬれば、(中)略 この十九日よろしき日なるをとさためてしかは、
これむかへにもす、しのひて、たゝきよけなるあしろくるまに、むまにのりたるをのこと
ん四人、しも人はあまたあり、(か)大夫やりてはひのりて、しりにこのことにくちいたる人
と、のせてやりつ、(中)略 と許ありてきぬ、(中)略 三月になりぬ、(中)略 十八日に、きよみつへ
まうつるひとに、又しのひてまじりたり、そやはてゝまかつれば、時はね許なり、もろと
んなる人のところにかへりて、ものなともするほとに、あるものとも、このいぬるのか
たに、(火)めなんみゆると、いてゝみやなといふなれば、もろこしそなといふなり、うちには
なほくるしきかたりなとおもふほとに、(わか)人くかうのとのなりけりといふに、いとあさま
しういみし、(わか)わかいへもついひち許へたてたれば、さはかしうわかき人をもまとはしやし
つらん、いかてわたらんとまとふにしも、くるまのすたればかけられるものは、からう
してのりてこしほとに、みなはてにけり、(中)略 こゝには大夫ありければ、いかに、つちに
やはしらすらんとおもひつる人も、くるまにのせ、かとおつようなとものしたりければ、ら
うかはしきこともなかりけり、あはれおのことで、ようおこなひたりけるよとみきくもか

寛仁四年十月十五日

八二

なし、○中 四月○中 又ちそく院のわたりにもするひ、たいふもひきつゝけてあるに、くるまともかへるほとに、よろしきさまにみえける女くるまのしりにつゝきそめにければ、おくれすおひきければ、いへをみせしとにやあらん、とくまきれいきにけるを、おひて、たつねはしめて、又日かくいひやるめり、

おもひそめ物をこそおもへ今日よりはあふひはるかになりやしぬらん
とてやりたるに、さらにおほえすなといひけんかし、されと又、

わりなくもすきたちにけるこゝろかな三木の山もとたつねはしめて

といひやりけり、山とたつ人なるへし、かへし、

みわの山まぢみることの「のい」「い」ゆたしきすきたてりとんえこそしらせね

となん、○中 五月になりぬ、さうふのねなかきなど、○中 つれ／＼なるに、とりよせてつ

らぬきなとす、○中 たいふのまいるにつけてものす、○中 たいふまひひとつとかくして、

かのとしろに、

わかそてはひくとぬらしつあやめ草人のたもとにかけてかはかせ

御かへりこと、

ひきつらんたもととはしらすあやめ草あやなきそてにかけすもあらなん

といひたなり、○中 いし山にあひたりしほうしのもとより、御いのりをなんすると、いひ

たるかへりことに、○中 たゝいまは、この大夫を人／＼しくてあらせ給へなと許を、申給

へとかくにそ、なにとおりあらん、かきくらしして、なみたこほるゝ、十日になりぬ、今日

そたいふにつけてふみある、なやましきことのみありつゝ、おほかなきほとになりける

を、いかになとそある、かへりこと、又のひものするにそつくる、○中 ひかれて、かもて

いつみにおんしつれば、「はカ」「御イ」つかへりもきこえて、かへりぬといふ、○中 かくてつれ／＼と六

月になしつ、○中 大夫そはのもみちのうちましりたるえたにつけて、れいのところによる、

なつやまのこのした露のふかければかつそなけきのいろもえにける

かへりこと、

つゆにのみいろもえぬれはことのはをいくしほとかはしるへかるらん

○中 さなから八月になりぬ、○中 大夫れいのところにあみやる、さき／＼のかへりこと、

も、みつからのとはみえさりければ、うらみなとして、

ゆふされのねやのつま／＼なかむればつからのみそくも／＼かきける

寛仁四年十月十五日

八三

寛仁四年十月十五日

八四

とあるを、いかゝおもひけん、しろいかみにものゝさきにしてかきたり、
くものかくいとそあやしき風ふけはそらにみたるゝものとするゝ
たちかへり、

つゆにてもいのちかけたるくものゝにあらきかせをはたれかふせかむ
くらしとて、かへりことなし、又の日、昨日のしらかみおもひいてゝにやあらん、かくい
ふめり、

たくろのやくゝひ火のあとを今日みればゆきのしらはましろくてはみし
とてやりたるを、物へなんとて、かへりことなし、又日、かへりにたりや、かへりことゝ、
ことはにてこひにやわたれば、昨日のは、いとふるめかしき心ちすれば、きこえずといは
せたり、又の日、一日はふるめかしか、いとことほりなりとて、

ことほりやいはてなけしとし月もふるのやしろのかみさみにけん
とあれと、けふあすはものいみと、かへりことなし、あくらんとおもひのまたしきに、
夢はかりみてしはかりにまとひつゝあくるそおそきあまのとさしは
このたひも、かういひまきはせは、又、

女ニ紅梅ノ
枝ヲ贈ル

さもこそはかつらき山になれたらめたゝひとことやかきりなりける
たれかなこはせるとなん、わかき人こそかやういふめれ、
つねのとしよりも、いろこくめてたうにほひたり、
かひなくてとしへにけりとなかむれはたもとはなのいろにこそしめ
かへりこと、

冷泉院ノ小
弓ニ参ル

的中

としをへてなとかあやなくそらしも花のあたりをたちはそめけん
といへり、なほありのことやとまちみる、
てぬなどのゝしる、まへしりゑわきて、さうそけは、そのこと大夫によりとかうものす、
その日になりて、かந்தちめあまた、ことしやむことなかりけり、こゆみおもひあなく
て、ねんせさりけるを、いかならんとおもひたれば、さいそにいてゝもろやしつ、つき
ゝあまたのかす、このやになんさしてかちぬる、などのゝしる、さて又二三日すきて、
大夫、のちのもろやはかなしかりしかなゝとあれは、まして我も、
にふみものする、ことついつけてもあらず、これよりもいとおさなきほとのことののみい

女トノ歌ノ
贈答

寛仁四年十月十五日

八五

ひければ、かうものしけり、
みかくれのほとゝいふとんあやめくさなほしたからんおもふあふやと
かへりことなほくし、

したからんほとをもしらすまこも草よにおひそはし〔めい〕人はかるとん
略○中 五月のはしめの日になりぬれば、れいの、大夫、

うちとけてけふたにきかんほとゝきすしのひもあへぬときはきにけり
かへりこと、

ほとゝきすかくれなきねをきかせてはかけはなれぬるみとやなるらん
五日、

ものおもふにとしへけりとんあやめ草けふ〔をい〕にたひくすくしてそしる
かへりこと、

つもりけるとしのあやめもおもほえすけふもすきぬる心みゆれば
とそある、いかにうらみたるにかあらんとそ、あしかりける、略○中 九月になりて、略○中
たかの人もあれば、たかとん、とにたちいてゝあそふ、れいのところにおとろかしにやる
〔道綱〕

右馬助
任官
ノ申慶

頭ハ叔父
藤原遠度

院ノ賭射

めり、

さころものつまもむすはぬたまのをのたえみたえすみよをやつくさん
かへりことなし、又ほとへて、
○コノ歌、新勅撰和歌集ニ收ム、

つゆふかき袖にひえつゝあかすかなたれなかきよのかたきなるらん
かへりことあれと、よし〔天延二年正月〕かゝし、
略○中 十五日に、大夫しも、〔な脱カ〕にかし〔きイナシ〕なにも、きおこなひ

なとす、なとそすらんと思ほとに、つかさめしのことあり、めつらしきふみにて、むまの
すけになんとつけたり、
○天延二年正月、三十日ノ條參看、こゝかしこによるこひものするに、そのつかさの

かみ、おちにさへものしたまへは、まうてたりけり、いとかしこうよろこひて、ことのついでに、
〔藤原遠度〕〔をい〕殿にもものし給なるひめきみは、いかゝものし給ふ、いくつにか、御としなとはとゝ

ひけり、かへりて、さなんとかたれば、いかてきゝ給ひけん、なに心もなく、おもひかく
つきほとしあらねはやみぬ、そのころ院のゝしりゆみあへしとてさわく、かみもすけも
〔へい〕 〔ヒイアリ〕

おなしかたに、いてゐのひゝにはいきあひつゝ、おなしことをのみの給へは、いかなるにか
あらんとかたるに、略○中 又の日、いてゐのところよりよふけてかへりきて、ふしたると
ころよりかへりていふやう、殿なん、〔兼家〕きんちかつかさのかみの、こそよりいとせちこのた
〔にい〕

遠度養女ヲ
得ンコトヲ
切望ス

遠度ノ來訪

うふことのあるお、〔養女〕そこにあらんこはいかゝな〔リイ〕にたる、おほきなりや、心ちつきにたりやな
とのたまひつるを、又かのかみも、とのおほせられつることやありつな〔るイアリ〕となん、のたま
ひつればは、〔ハイナシ〕さりつとなん申つれば、あさて許、よき日なるお、御ふみたてまつらむ〔トイ〕な
ん、のたまひつるとかたる、〔中〕こてし日〔さてそのカ〕になりて、またあり、〔文カ〕〔中〕このすけ〔道綱〕のきみのか
うおはしませは、まいりはへらんこと、人みとかむましう思たまふるに〔中〕とあり、〔中〕
五六日になりぬ、おほつかなうもやありけん、すけのもとに、せちにきこえさすへきこと
なんあるとてよひ給、いま〜とてあるほとに、〔衍カ〕よつかひはかへしつ、そのほとにあめふ
れと、いとほしとていつるほとに、ふみとりてかへりたるをみれば、くれなるのうすやう
ひとかさねにて、こうはゐにつけたり、〔中〕ありきみ〜〔カイ〕なをおはしませとかきて、など
にかあらん、あかきみとあるうへはかいけちたり、すけ、いかゝせんといへは、あなむつ
かしや、みちになんあひたるととてまうてられね、とていたしつ、〔イナシ〕〔中〕三月になりぬ、
〔兼家〕〔衍〕〔女イ〕かしこにもめはうにつけて申つかせければ、その人のかへりことみせにあり、〔中〕みれ
は、この月ひあしかりけり、つきたちととなん、こよみ御らんしてたゝいまものたまはず
るなとそかいたる、〔中〕ついたち、七八日のほとひるつかた、〔遠度〕むまのかみおはしたりと

賀茂祭ニ馬
寮使ト爲ル

觸穢ニ依リ
テ停ム
遠度ヨリ馬
槽ヲ借ラン
トス

道綱トせう
と
薬玉ヲ作ル
騎射ノ手番
ニ參ル

いふ、〔中〕略 きよらの人ありとて、おくまりたるおん〔ちイ〕なつ、もなとうちとけすかたにてい
て、みるに、ときしもあれ、この風のすたれをとへふき、うちへふきまとはせは、すたれ
をたのみたるものとも、我か人かにて、おさへひかへさはくまに、なにか、あやしのそて
くちもみなみつらんと思に、しぬはかりいとおし、よへいてゐるところより、よふけてか
へりて、ねふしたる人をおこすほとに、かゝるなりけり、からうしておきいて、こゝに
はひとものなきよし〔リイ〕いふ、〔中〕略 きそめぬれば、しはしはものしつ、〔中〕略 この月とこそは殿
にもおほせはあし、〔イイ〕廿よ日のほとなん、よき日はあなるとて、せめらるれと、すけつかさ
のつかひにとてまつり〔賀茂祭〕にもすへければ、そのことをのみおもふに、人はいにきのはへる
をまちけり、みそきのひ、いぬのしにたるをみつけて、いふかひなくとまりぬ、〔天延二年〕
〔中〕略 かうのきみ、なをこの月のうちには、たのみをかけてせん、〔中〕略 すけ、むまふね
しはしとかりけるを、れいのふみのはしに、すけのきみに、ことならすは、むまふねもな
しと、きこえさせ給へとあり、〔五月〕〔中〕略 五日のあか月に、せうとたる人、ほかよりきて、〔中〕
すのこに、すけとふたりゐて、天下のきくさを取りあつめて、めつらかなるくすたません
なといひて、そゝくりゐたるほとに、〔中〕略 すこしひたけて、かんのきみ、てつかひにもの

寛仁四年十月十五日

九〇

したまは、もろとんとあり、さふらはんといひつるを、しきりにをそしなといひて、
 人くれはものしぬ、略○中 八月になりぬ、この世の中は、もかさおこりてのゝしる、○天延二
十八日ノ 廿日のほとに、このわたりにもきになり、すけ、いふかたなくおもくわつらふ、
條參看、 いかゝはせんとて、ことたえたる人にもつくはかりあるに、わかこち（ウイ）はまいてせんかたし
 らす、さいひてやほとて、ふみしてつけたれは、かへりこといとあらゝかにてあり、さて
 はことはにてそ、いかにといはせたる、さるまましき人たにそ、きとふらふめるとみる心
 ちそそへて、たゝならさりける、むまのかみも、おもなくしはしゝとひ給ふ、九月つい
 たちにおこたりぬ、略○中 かくてあれと、ことなることなければ、またありきもせず、廿か
 あまりに、いとめつらしきふみにて、すけはいかにそ、こゝなる人はみなおこたりにたるに、
 いかなれはみえさらんと、おほつかなさになん、いとにくゝしたまふめれは、うとんとはな
（兼家）
（ウイ）らて、いとみなんすきにける、略○中 とこまやかなるを、あやしとそおもふ、略○中 すけありきし
 はしむる日、みちにかのふみやりしところ、ゆきあひたりけるを、いかゝしけん、くるま
（ハイ）
（ウイ）のとうかゝりて、わつらひけりて、あくる日、よへいさゝらになんしらさりける、さて、
（ヒイアツ）
 とし月のめぐりくるまのわになりて思へはかゝるおりもありけり

といひたりけるを、とりいれてみて、そのふみのはしに、なをゝしきてして、あらず、
 こゝにはゝとちうてんかちにてかへしたりけんこそ、なをある、（脱アラン）○中 わてしのまつりあ
（ウイ）さてとて、すけにはかにまひひとにめされたり、これにつけてそ、めつらしきふみある、
（賀茂臨時祭）
 いかゝするなとて、いるへきものみなものしたり、しかくの日、あるやう、けからひのい
 とまなるところなれは、うちにもえまいるましきを、まいりきてみいたしたてんとするを、
 よせ給ましかなれは、いかゝすつからん、いとおほつかなきことゝあり、むねつふれて、
（ヘカ）
 いまさらになにせんにかとおもふことしけゝれは、としへさうそきて、かしこへおまいれ
 とて、いそかしやりたりければ、まつそうちなかれける、もろともなたちて、まひゝとわ
 たりならさせて、まいらせてけり、まつりの日、いかゝはみさらんとて、いてたれは、ま
（ウイ）
（ウイ）たのつらに、なてうこともなきひわやうけ、しわくちうちおろしてたり、○中 我思人に
（檳榔毛）
 はかにいてたるほとよりは、とも人なともきらゝしうみえたり、かんたちめ、てことに
 くだものなとさしいてつゝ、ものいひなとし給へは、おもたゝしき心ちす、○天延二年十一
參看、 さてすけに、かくてや、なとさかしらかる人のありて、ものいひつゝく人あり、や
中略、 つはしのほとにやありけん、はしめて、
月二十三日ノ條

寛仁四年十月十五日

九一

寛仁四年十月十五日

九二

かつらきやかみよのしるしふかゝらはたゝひとことにうちもとけなん
かへりこと「こカ」たたひはなめり「か脱カ」、

かへるさのくもてはいつこやつはしのふみみてけんとたのむかひなく
こたみそかへりこと、

かよふへきみちにもあらぬやつはしをふみゝてきとんなにたのむらん
とかきてしてかいたり、又、

なにかそのかよはんみちのかたからんふみはしめたるあとをたのめは
又かへりこと、

たつぬらんかひやなからんおほそらのくもちはかよふあとはかもあらし
まけしとおもひかほなめれば、又、

おほそらもくものかけはしなくはこそかよふはかなきなけきをもせめ
かへし、

ふみみれとくものかけはしあやうしとおもひしらすもたのむなるかな
又やる、

なをゝらん心たのもしあしたつのくもちおりくるつはさやはなき

こたみは、くらしとてやみぬ、しはずになりたり、又、

かたしきしとしはふれともさころものなみにしむるときはなかりき

ものへなんとて、かへりことなし、又のひ許（こイナシ）、かへりここひにやりたれば、そはのきに、

みにとのみかきておこせたり、やかて、

我なかはそは「みカ」のぬるかとおもふまでみきとはかりもけしきはむかな

かへりこと、

あまくもの山のはるけきまるなれはそはぬる「めカ」いろはときはなりけり

ふるとしに、せち分するを、○天延二年十月十七日こなたに、なといはせて、

いとせめておもふ心をとしのうちにはるくることもしらせてしかな

かへりことなし、またほとなきことを、すぐせなとやありけむ、

かひなくてとしくれはつるものならはるにもあはぬみともこそなれ

こたみもなし、いかなるにかあらんとおもふほとに、かういふ人、あまたあなりときく、

さてなるへし、

寛仁四年十月十五日

九三

寛仁四年十月十五日

九四

われならぬ人まつならはまつといはていたくならしそおきつしらなみ
かへりこと、

こしもせずさすもあらずなみよせのはまはかけつゝとしをこそふれ
としせめて、

さもこそはなみのころはつらからめとしさへこゆるまつもありけり
かへりこと、

ちとせふるまつもこそあれほともなくこえてはかへるほとやとほかす
とそある、あやし、なてうことそと思、かせきあるゝほとにやる、

ふくかせにつけても物をおもふかな大うみのなみのしつ心なく
とてやりたるに、きこゆへき人はけふのことをしりてなんと、こととして、ひとはついた
るえたにつけたり、たちかへり、いとおしうなといひて、

わかおもふ人はたそとはみなせともなけきのえたにやすまらぬかな
なとそいふめる、ことしいたうあるゝとなくて、はたらゆきふたゝひ許そふりつる、すけ
のついたちのものどん、またあをむまにもものすへきなど、ものしつるほとに、くれはつる

正月ノ準備

ひ ○天延二年十月三十日 にはなりにけり、○下
略

〔後拾遺和歌集〕

雜一五

母にをくれ侍りて、又のとしのわさなと過て、○長徳二年五月 二日ノ條參看、つれづれに侍けるたくれ
に、ちりつもりたることなとをしのこひて、ひくとはなけれど、今はほとなとすきに
ければ、おりくゝならしけるを、をはなりける人のあひすみけるかたより、ことの音
きけはものそかなしきなど、いひにをこせて侍ける、返事によめる、

大納言道綱朝臣

なき人は音つれもせてことのをゝたちし月日そかへり來にける

〔藤原長能集〕

藤原長能

こかみにまかりおくれて、○長徳元年々々末雜 載、生死ノ條參看、人々わかれ侍りしには、傳殿のものゝ上に
かきつけてたまへりし、○桂宮本長能集、こ守なくなりてのち、人々いへにあつまりて侍しを、みな
なたのさうしにかきつ けたまへりしニ作ル、あかれて、傳殿の母北方はとまりて、しはしすみてほかへわたり給とて、は

こゝにともしらてや君かすきぬらんたてはかなしき深草のさと ○同集、三句ヲすきにけむニ、
結句ヲふかくさのやとニ作ル、

かへし

寛仁四年十月十五日

九五

母ノ死後琴
ヲ彈ジテ伯
母ト歌ヲ贈
答ス

外伯父藤原
理能ノ死ヲ
悼ミテ同長
能ニ歌ヲ贈
ル

おほつかな誰かきつけしことのはそみれは涙のかきくらしつゝ

〔新拾遺和歌集〕

十九 雜歌中

右近大將道綱家に、人々小弓いてあそひける時、まかり侍らて申つかはしける、

贈法印慈應

あつさ弓いてもかひなき身にしあれはけふのまとるにはつれぬるかな

返し

道命法師

あつさゆみ君しまとるにたくはねはともはなれたる心ちこそすれ

〔玉葉和歌集〕

十二 戀哥四

前右近大將道綱、九月はかり頼め侍けるに、辨乳母

春の日をなかしと何に思ひけん秋の暮こそひさしかりけれ

返し、きくにつけて、

前右近大將道綱

秋もあまた過ける君ときく物を久しき暮はけふのみやしる

〔辨乳母集〕

おなし比、○常に恨かちに中あしきころ ふの大なこんの北方におはすと聞て、

我ならてあらしと思へはとはれけりけふもや秋の暮は久しき

〔後拾遺和歌集〕

十五 雜一

赤染、右大將道綱に名たち侍けるころ、つかはしける、

大江匡衡朝臣

あるかうへに又ぬきかくるから衣みさほもいかめくりイつもりあふへき

〔詞花和歌集〕

七 戀上

さらにゆるきけもなき女に、七月七日つかはしける、

大納言道綱

七夕にけさひく糸の露をもみたはむけしきをみてやゝみなん

〔新勅撰和歌集〕

十二 戀哥二

つれなかりける女につかはしける、

右近大將道綱

さ衣のつまもむすはぬ玉のをのたえみ絶すみよをやつくさん

〔和歌色葉集〕

上 六、名譽歌仙者

集・打聞に入たる歌よみはおほかれと、むねとおほえたかきは四百五十七人也、○中略

寛仁四年十月十五日

九八

俗百六十人 略 ○中

詞花・續詞

傳大納言藤原道綱卿 法興院殿御息、母伊勢守倫寧女、

〔勅撰作者部類〕

自帝王至庶人之部

道綱 正二位、大納言、法興院關白藤原兼家男、

〔後〕續拾遺集

一、雜一、

詞花集

一、戀上、

新勅撰集

一、戀二、

玉葉集

一、戀四、前、

〔萬代和歌集作者部類〕 道綱、右大將、戀二、一、

〔藤氏系圖〕

○前田 家本

兼家

道綱 母伊勢守倫寧女、春宮傳、大納言、正二位、後拾遺作者、右大將、樂吹家也、

〔小右記〕

○前田 家本

長和二年二月

三日、乙丑、召使申云、明日祈年祭、分配上中宮大夫被申礙

略 ○中

者、

略 ○中

抑長秋不勤公

役、既爲例事、素浪戸位、若是謂歟、

八月

廿三日、壬午、參内、

○中 略

行成卿云、

一昨齋王行禊、

○長和二年八月二

十一日ノ條參看

大納言道綱不奉車、

只奉手振・車副・下仕等、行事所依不具不承引、仍歸去了、太奇事也者、

○道綱、一條天皇ノ

上東門第行幸ニ供奉

筆策ノ家

公事ヲ勤メズシテ戸位素餐ト評セラル

齊宮御禊ニ車ヲ出サズ

寛仁四年十月十五日

九九

藤原實資ノ非難ヲ受ク

公事ニ於テ失儀多シ

不覺

セズ、又、競馬ニ走馬ヲ出サザルコト、長和三年五月十六日ノ條ニ見ユ、

寛仁元年八月

十四日、己卯、宰相來云、

○中 略

被勘一代一度仁王會例、

○寛仁元年十月八

日ノ第一條參看

其檢校内議在僕者、

上藤中宮大夫道綱、而不可被定充、傍人難堪、已備員數、世稱素浪耳、

○道綱、諸公事ヲ闕怠

スルコト、寛弘八年十

二月二十七日ノ條・長和二年正月一日ノ第一條・同年四月二十四日・同五年十一月十五日・寛仁元年八月

三十日・同年十一月二十五日等ノ諸條・同二年十一月二十五日ノ第二條及同三年十二月五日ノ條ニ見ユ、

〔小右記〕

○前田 家本

長和元年四月

十一日、戊申、

○中 略

黄昏大外記敦頼來、

申雜事次云、

去月小除目、

○長和元年三月二

十六日ノ條參看

依左相府被定申、

被仰當日

上藤大納言道綱卿、於仗座所被行、不書別式部・兵部、書一帛内覽左相府、々々返難云、

○源經房

書二紙可被奏者、仍如彼命令改書、經奏聞、

○中 略

上卿縱雖不覺、執筆人

不可書一帛、共是不覺也云々、

○中 略

大納言道綱卿任中宮大夫、未行公事、而先令申御讀經

卷數、

○長和元年三月二十

三日ノ第一條參看

其作法極不便

○中 略

云々、

〔除目内覽一切不問事也、〕

○實資、道綱ノ除目ノ清書ヲ内覽セシメタルヲ難ズルコト、長和元年四月二

十七日ノ第二條ニ、道綱、諸公事ニ從ツテ失儀アルコト、寛弘八年正月八日

ノ第一條・長和三年正月七日ノ第一條・同五年正月八日ノ第一

條・同月二十九日ノ條及寛仁元年十一月二十五日ノ條ニ見ユ、

寛仁四年十月十五日

九九

一家ノ長老ヲ切望ス

實資ニ一文不通ノ人ト酷評セララル

會テ道長ノ病ヲ喜ブ者ニ數ヘラル

道長ニ追從シテ恥ヲ棄ルツト評セララル

病ニ依リテ籠居ス

寛仁四年十月十五日

寛仁三年六月

十五日、庚子、宰相來、○中 良久談話次云、或云、道綱卿令申入道殿云、一家兄也、此度若不任丞相、何恥勝之、○藤原顯光ガ左大臣ヲ辭スベキ由ノ風聞アルニ依リテ、大納言等、大臣ヲ競望スルコト、寛仁三年六月十日ノ第二條ニ見ユ、 只一・二个月可借給、縱雖無悉不可從事、何況有病乎者、余所思者、○道綱 第一大納言年勞太多、所陳可然、但一文不通之人未任丞相之故、世以不許、以之可驗、

〔小右記〕

○前田 家本 長和元年六月廿日、丙辰、○中 略

資平自左相府來云、○中 又云、喜悅相府病之卿相五人、○道長ノ病ノコト、長和元年六月六日ノ條ニ見ユ、 大納言道綱・予・中納言隆家・參○藤原 懷○藤原 一・通任云々、是兩三所告也云々、

寛仁元年九月

廿二日、丁巳、今日大殿引率北方○源倫子・尙侍○藤原威子・最弟女等、被參石清水、○寛仁元年九月二十日ノ條參看、中略、 次第、○中 次主人、○中 次攝政、○中 次中宮大夫道綱、○中 縱觀者等云、中宮大夫不被祇候上計歟、弃恥追從、謂後人何云々、

〔寶物集〕

○圖書 家本 病苦ト申ハ、四百四種之病ミナヒトツトシテヤスキコトナシ、○中 我

後一條天皇御幼少ニ乗ジテ金ヲ掠メ取ル

身ノクルシクタエカタキノミアラス、ヒトサヘカロクオモフナリ、ヲサシキミト申トモ、ヲロカニサヘオモイキコユルコトニテハムヘル、カナシク侍レ、○中 朝光○藤原・道綱ナト、前ノ大將ニテイリコモリ給シモ、病ノユヘトコソ承候シカ、

〔玉葉〕 承安三年三月

十六日、戊申、參女院御方、○中 入夜○藤原基房 關白被參御前、良久言談、關白被語事等、○中 一、傳大納言道綱、後一條院幼稚御時、參内申云、金千兩打散テ御覽ハ、尤有興事也、早召納殿可被散云云、仍召金千兩御覽、更無其興之由有仰、于時道綱、實無興ク候けりと申テ、併懷中退出、時人惡之云々者、

〔續古事談〕

○王道后宮 後一條院オサナクオハシマシケル時、傳大納言參テ御前ニ候テ、金百兩ナケチラシタルヤ御覽シタル、イミシク興アル物也ト申サレケレハ、イマタミス、イカナルソト被仰ケレハ、大納言、マコトニオモシロキ物ナリ、御覽スヘシトテ、ヲノコトモメシテ、オサメ殿ノ砂金百兩タテマツレトアリケレハ、藏人トリテ參タルヲ、ヒキアケテ、御前ニナケチラサレタルヲ御ランシテ、イツレオモシロキト被仰ケレハ、大納言、サラハステ候ナントテ、ヒキツ、ミテフトコロニ入テ、イテラレニケルトソ、

寛仁四年十月十五日

殿上ノ御宴
ヲ舞ヒテ冠
ヲ落ス

藤原顯光ノ
嘲笑ニ應ヘ
クテ暴言ヲ吐

禽獸ニ同ジ
ト歎ゼラル

興言スル侍
アリ
侍鳥帽子ヲ
鼠ニ喰破ラ

道綱自ラノ
鳥帽子ヲ與
フ

寛仁四年十月十五日

一〇二

〔古事談〕

王道后宮

庖丁、○中

先供御膳、次給衝重上達部、盃酒數巡、殊召堪能之侍臣、以大乳垵賜酒云々、其後奏管絃、大納言道綱進出舞之間落冠、衆人解頤、右府顯光、有嘲詞云々、仍道綱卿放言右府云々、聽之者或彈指、或嘆息云々、其詞云、何事云ソ、妻ヲハ人ニクナカレト云々、道綱密通右府北方云々、是則三位中將母也、人々歎息、道綱所吐、不異禽獸者也云々、

○續古事談異事ナシ、寛弘元年十月十日ノ第二條參看、

〔今昔物語〕

二十八
本朝付世俗

傳大納言得鳥帽子侍語第四十三

今昔、傳大納言ト云フ人御シキ、名ヲハ道綱トナシ、家ハ一条ニナシ、其ノ家ニ世ノ□者ニテ、物可咲ク云テ、人咲ハス侍有ケリ、字ヲハ内藤トソ云ル、其レカ其ノ家ニテ、夜ル寢タリケ程ニ、鳥帽子ヲ鼠ノ咋テ持行テ、散々ニ咋ヒ損タリケ、取替ノ鳥帽子モ不爲テ、宿直壺屋ニ袖ヲ被テ、籠居レハ、主大納言此ヲ聞給ヒテ、糸惜キ事トテ、我カ鳥帽子ヲ、此レ取テ給ハセタリ、内藤、其ノ鳥帽子ヲ給ハリシテ、壺屋ヨリ出テ、異侍共ニ向テ云ケル様、主達ヨ、此レ見ヨ、寺冠・社冠ノ得テセム、一ノ大納言ノ御舊鳥帽子ソハ、給メテ、頸ヲ持立テ、シタリ顔ニ袖ヲ打合セテ居タリケ、見テ、人皆ナ咲リケ、世ニハ墓无キ事ニ付テモ、此ク物可咲ク云フ者ノ有

ナリケリ、大納言モ此レヲ聞テ、咲ヒ給ヒケリ語リ傳ヘタ也、

〔御堂關白記〕

○陽明文
庫所藏

寛弘元年二月

十九日、癸酉、○中略、道長、木幡淨妙寺三味堂建立ノ地ヲ相ス、還來次入法往、見所々修理、○中略、春宮大夫堂木工等、

〔御堂關白記〕

寛弘三年十月

廿五日、甲午、寅時行法性寺、卯時奉佛開眼、○寛弘三年十二月二十六日ノ第二條參看、中略、春宮大夫堂供養、上達

部五六人許來、退出、

〔日本紀略〕

一條

長保四年八月

十四日、丁丑、○中略、今夜、皇太子自東三條院遷御大夫道綱卿大炊御門第、自去春比、有御惱之故也、○道綱ノ大炊御門第燒亡ノコト、寛弘四年三月二十四日ノ條ニ見ユ、

〔御堂關白記〕

○陽明文
文庫本

寛仁元年九月

廿一日、丙辰、○中略、還渡中宮大夫大炊御門家、是爲參石清水也、○寛仁元年九月二十二日ノ條參看、道長、方忌ヲ避ケテ道綱ノ

〔小右記〕

○前田
家本

寛仁元年九月

大炊御門第二渡ルコト、長和五年六月二十八日ノ第一條ニ見ユ、

一〇三

法性寺ニ堂
ヲ建立ス

堂供養

邸宅

大炊御門第

道長ノ宿泊

寛仁四年十月十五日

廿二日、丁巳、○中略大殿去夕渡中宮大夫道綱卿家、郁芳門家、

〔小右記〕○九條家本 長和五年二月

十日、乙酉、○中略一昨祭使○春日祭使兼經從大納言道綱家一條頼光家、出立、○長和五年二月九日ノ條參看、

○道綱、藤原兼家修スル所ノ延曆寺惠心院供養ニ、冷泉上皇ノ御諷誦使ト爲ルコト、
永觀元年十一月二十七日ノ條ニ、圓融上皇ノ堀河院御遊ニ參ルコト、寛和元年二月二十一日ノ條ニ、花山天皇ノ御出家ニ際シテ、劍璽ヲ捧持シテ一條天皇ニ獻ルコト、同二年六月二十三日ノ條ニ、一條天皇御即位ノ儀ニ、藏人方ノ諸事ヲ奉行スルコト、同年七月二十二日ノ第一條ニ、賀茂祭ニ、右大臣藤原爲光ノ下人ニ濫暴セラル、コト及ビ爲光ヨリ劍ヲ贈ラル、コト、永延元年四月十七日ノ條補遺ニ、兼家ノ大井川遊宴・賀茂詣等ノ出行ニ從フコト、同二年九月十七日・永祚元年二月二十八日・同年十二月二十三日補遺等ノ諸條ニ、射場始并ニ賭射等ニ、射手ヲ奉仕スルコト、永延二年十月五日ノ條・正曆四年三月二十九日ノ條及ビ長和二年二月七日ノ第一條ニ、殿上人ト共ニ、大井川ニ遊ブコト、永延二年十月六日ノ條ニ、延曆寺ノ圓融法皇御受戒ノ儀ニ列スルコト、同月二十九日ノ第一條ニ、賀茂并ニ石清水臨時祭・祈年穀奉幣等ノ神事ニ依リ

テ參内スルコト、同年十二月七日・永祚元年三月二十二日・同年十一月二十日・正曆四年十一月二十日等ノ諸條・同五年二月十七日ノ第一條・長徳二年閏七月九日ノ條・長保元年二月二十日ノ條・同年三月二十九日ノ第一條及ビ同年十一月三十日・寛弘二年十二月六日・同八年八月二十七日・長和三年十一月二十七日・同四年十一月二十七日・寛仁元年十一月二十七日・同三年三月十三日等ノ諸條ニ、藤原道兼家ノ不斷念佛ニ赴クコト、永延二年々々末雜載、諸家ノ條ニ、圓融法皇ノ東寺御灌頂ノ僧前ヲ奉仕スルコト、永祚元年三月九日ノ條ニ、殿上ノ御遊ニ侍スルコト、同年十月十日ノ條補遺ニ、皇太后宮東三條院藤原詮子ノ御讀經・御佛名・修正月會・法華御八講等ノ諸佛事ニ參入スルコト、同月二十八日・同年十二月十四日・正曆元年十二月二十日等ノ諸條補遺・長徳二年二月二十二日・同三年十月十八日・長保元年七月五日等ノ諸條及ビ同二年正月四日ノ第二條ニ、元日・旬・相撲・重陽・豐明等ノ諸節會ニ參列スルコト、永祚元年十一月十五日ノ條補遺・正曆四年七月二十八日・同年十一月一日・同月十五日・同五年正月十六日・長徳三年九月九日・長保二年十一月十九日・寛弘二年十月一日・同八年正月一日・長和二年七月二十九日等ノ諸條及ビ同年八月一日ノ第一條ニ、爲尊親王ノ冷泉院

寛仁四年十月十五日

并ニ内裏参入ニ扈從スルコト、永祚元年十一月二十一日ノ條補遺ニ、兼家讀經并ニ佛名ニ参ルコト、同年十二月十四日ノ條補遺ニ、藤原道頼母ノ周忌法事ニ參會スルコト并ニ藤原道隆女子ノ著裳ニ列座スルコト、同年々末雜載、諸家ノ條補遺ニ、藤原實資ト共ニ、藤原景齊ヲ坂本ノ宅ニ訪フコト、同ジク諸家ノ條ニ、皇太后東三條院詮子ノ職曹司ヘノ遷御并ニ石山寺御參詣ニ隨從スルコト、正曆元年十月二十五日ノ第二條・同三年二月二十九日ノ條及ビ長徳元年二月二十八日ノ條ニ、圓融法皇御葬所ニ、重服ノ身ヲ以テ参入スルコト、正曆二年二月十二日ノ條ニ、朝賀ニ、威儀ノ役ヲ奉仕スルコト、同四年正月一日ノ條ニ、攝政道隆ノ賀茂詣ニ、前驅ヲ勤ムルコト、同年四月十四日ノ條ニ、賀茂祭使藤原隆家ノ出立所ヲ訪フコト、同月十五日ノ條補遺ニ、仁和寺躑躅會ニ列スルコト、同月二十日ノ條ニ、源雅信ノ忌日法會ニ、仁和寺ニ参ルコト、同年七月二十六日ノ第二條ニ、議定ノ席ニ列ルコト、同年八月二十三日・同五年二月十三日・長保元年三月九日・同年六月二十五日等ノ諸條・同年七月二十五日ノ第一條・寛弘二年正月二十七日ノ條・同年七月十七日ノ第二條・同年十二月二十一日ノ條・長和元年十二月二十五日ノ第一條・同三年六月十七日ノ條・同四年閏六月十四日ノ條・同年十二月二

十一日ノ第四條・同五年正月十三日ノ第一條及ビ寛仁元年九月二十八日ノ條ニ、一條天皇ノ大原野社行幸ニ行事ヲ勤仕スルコト、正曆四年十月三日・同月十六日及ビ同月二十二日等ノ諸條ニ、二宮大饗・敍位・除目・官奏・賭射・釋奠等ノ諸公事ニ参入スルコト、正曆四年十月九日・同月二十日・同年十一月十二日・長徳二年正月六日・同年八月二日・同三年八月五日・同四年正月十八日等ノ諸條・寛弘二年八月一日ノ第一條・同八年八月十一日ノ第一條・同年十二月十七日ノ條・長和元年正月三日ノ條・同二年正月二日ノ第二條・同月二十四日ノ條・同三年十月十五日ノ條・同四年十月二十七日ノ第二條・同五年正月二日ノ第一條・同年二月十六日ノ條及ビ寛仁二年正月二日ノ第一條ニ、御讀經・御佛名・仁王會・御齋會等ノ諸佛事ニ参入スルコト、正曆四年閏十月十六日ノ條・同五年二月二十四日ノ條・長保元年閏三月七日ノ第一條・寛弘元年正月八日ノ條・同八年十二月十九日ノ第四條・長和元年五月二十三日ノ第一條・同二年八月十二日・同月十九日・同年九月二十二日・同三年正月八日等ノ諸條・同年六月二十七日ノ第一條・同年十二月二十五日ノ第一條・同四年閏六月十六日ノ條・同年十二月二十一日ノ第一條及ビ寛仁三年三月十六日ノ第一條ニ、實資ノ嬰兒ノ死亡ヲ弔

フコト、**正曆四年**々々末雜載、生死ノ條^{補遺}ニ、内大臣藤原伊周家大饗ニ列スルコト、**長德元年**正月二十八日ノ條ニ、藤原兼隆ノ元服ノ儀ニ臨ムコト、同年二月十七日ノ條ニ、近江田上御網代司ノ補任ニツキテ申スコト、同年々々末雜載、公家ノ條ニ、藤原道長第ノ和歌會ニ列スルコト、同二年八月七日ノ條ニ、脩子内親王ノ東三條院參院及ビ三條宮渡御ニ供奉スルコト、ソレゾレ同三年二月九日ノ條及ビ**長和二年**正月二十七日ノ條ニ、一條天皇ノ諸所行幸ニ供奉スルコト、**長德三年**六月二十二日ノ第一條・**長保元年**三月十六日ノ條及ビ同年六月十六日ノ條ニ、大納言ニ任ゼラレ、道長ヨリ著座ヲ督促セラル、コト、**長德三年**七月五日ノ條ニ、右近衛大將トシテ、違期ノ相撲人ノ處置ニツキテ奏スルコト、同月三十日ノ條ニ、道長ノ男藤原教通ノ七夜ノ儀ニ列スルコト、同年十月十六日ノ條ニ、丹生・貴布禰兩社止雨奉幣ノ上卿ヲ勤ムルコト、同月二十一日ノ第一條ニ、新嘗會ニ、故障ヲ申シテ小忌ヲ辭スルコト、同年十一月十八日ノ條ニ、法性寺座主ノ補任及ビ臨時敍位ノ上卿ヲ命ゼラル、コト、同四年十月二十九日ノ第一條及ビ第三條ニ、武藏諸牧駒牽ヲ行フコト、**長保元年**二月八日ノ條ニ、仁王會ノ檢校ヲ辭スルコト、同年三月二十日ノ條ニ、春宮大夫トシテ、内裏焼亡ニ際シテ東宮^{居貞親王}

ノ御在所ヲ尋ヌルコト、同年六月十四日ノ第一條ニ、同ジク、東宮ノ行啓ニ供奉スルコト、同年七月八日ノ第三條及ビ**寛弘六年**十月二十二日ノ條ニ、内裏造宮別當ニ定メラル、コト及ビコレヲ辭スルコト、ソレゾレ**長保元年**七月十一日ノ第一條及ビ同二年六月八日ノ條ニ、道長ノ宇治・桂・白河等ノ遊覽ニ同行スルコト、同元年八月九日ノ第三條・**長和三年**十二月九日ノ第二條・同四年八月二十八日ノ第二條・**寛仁元年**十月十二日ノ條及ビ同二年三月二十九日ノ條ニ、東三條院ノ慈徳寺御供養ニ參列スルコト、**長保元年**八月二十一日ノ條ニ、實資ニ消息ヲ送ルコト、同年九月十五日ノ條ニ、道長ノ東三條院競馬ニ參會スルコト、同年十月二十日ノ條ニ、東宮御讀經ニ參入スルコト、同月二十七日ノ第一條ニ、道長ノ女藤原彰子ノ入内并ニ里第退出ヲ送迎スルコト、同年十一月一日ノ第二條・同月七日ノ第二條及ビ同二年二月二十五日ノ條ニ、五節ヲ獻ズルコト、同元年十一月二十二日ノ第二條及ビ同月二十五日ノ條ニ、固關ノ官符ヲ奉行スベキ由ノ召命ヲ蒙ルコト、同年十二月五日ノ條ニ、道長家ノ拜禮・臨時客并ニ大饗ニ列ルコト、同二年正月一日・**寛弘元年**正月三日・同五年正月二十五日等ノ諸條・同七年正月一日ノ第二條・**寛仁元年**正月二日ノ條及ビ同年十二月四日ノ條ニ、御齋會

ノ上卿ヲ勤ムルコト、長保二年正月八日ノ條ニ、賭射ノ停止ヲ知ラズシテ參入スルコト、同月二十六日ノ條ニ、中宮子彰ノ宮司除目ニ、執筆ヲ奉仕スルコト、同年二月二十五日ノ條ニ、道長第ノ競馬ノ爲ニ、藏人所ノ移鞍十具ノ下給ヲ奏請スルコト、同年三月六日ノ條ニ、河原院釋迦像ノ祇陀林寺遷移ニ際シテ、東三條院ノ御見物ニ供奉スルコト、同年四月二十日ノ第一條ニ、陣申文ノ上卿ト爲ルコト、同月二十七日ノ條ニ、右近衛府眞手結延引ノ由ヲ奏スルコト、同年五月七日ノ條ニ、道長并ニ賴通ヨリ馬ヲ贈ラル、コト、同年九月十三日ノ條・寛弘三年々々末雜載、諸家ノ條及ビ寛仁元年十月七日ノ第一條ニ、東宮ノ内裏御參入ノ由ヲ奏スルコト、長保二年十二月十三日ノ條ニ、賴通ノ來訪ヲ受ケテ、コレニ馬ヲ贈ルコト、同年々々末雜載、諸家ノ條ニ、藤原行成ノ年賀ヲ受クルコト、同條・長保五年々々末雜載、諸家ノ條・寛弘元年正月三日ノ條及ビ同四年々々末雜載、諸家ノ條ニ、道長修スル所ノ東三條院算賀ノ法華八講ニ參ルコト、長保三年九月十四日ノ條ニ、荷前ニ、上卿ヲ勤メ、併セテ山陵使ヲ奉仕スルコト、同年閏十二月十日ノ條ニ、源時中ノ男・藤原能信・同公成・同長家・同經輔等ノ元服ノ儀ニ、加冠ヲ勤ムルコト、ソレゾレ同年々々末雜載、公家ノ條・寛弘三年十二月五日・

同八年正月二十日・寛仁元年四月二十六日等ノ諸條及ビ同二年十一月九日ノ條ニ、道長家法華三十講ニ會シ、又、ソノ饗ヲ儲クルコト、長保四年三月一日ノ條・寛弘二年五月四日ノ第一條・同三年五月二日ノ條・長和四年五月一日ノ第二條及ビ寛仁二年五月一日ノ條ニ、道長ニ隨從シテ、興福寺維摩會ニ臨ムコト、長保五年十月十日ノ條ニ、祭使・五節ノ支度等ニ際シテ、行成トノ間ニ裝束ノ贈答アルコト、同年十一月十日ノ條及ビ同月十八日ノ條ニ、賴通ノ春日祭使出立所ニ會スルコト、寛弘元年二月六日ノ條ニ、當子内親王御著袴ノ儀ニ參ルコト、同年八月二十三日ノ第一條ニ、殿上ノ地火爐次ニ侍スルコト、同年十月十日ノ第二條ニ、道長ノ移徙・賀茂詣・春日詣・祭禮見物・諸所巡檢等ニ隨從スルコト、同二年二月十日・同年九月二十二日・同三年四月十六日・同四年二月二十八日・同年十一月二十二日・同五年四月十八日・同六年四月二十四日・同八年四月十七日・同月十八日・長和元年閏十月二十七日・同二年四月三日等ノ諸條・同四年四月二十三日ノ第一條・同月二十四日ノ條・寛仁元年十一月十日ノ第二條・同二年六月二十七日ノ第二條及ビ同三年二月二日ノ條ニ、圓融寺并ニ圓教寺法華御八講ニ參ルコト、寛弘二年二月十二日・長和二年二月十二日・同年六月二十二

寛仁四年十月十五日

一一二

日・同三年六月二十二日・同五年二月十二日等ノ諸條ニ、中宮皇太后ノ行啓ニ供奉シ、又、臨時客・御讀經等ニ同宮ニ參入スルコト、寛弘二年二月二十日ノ第二條・同年十月八日ノ第一條・同五年四月十三日ノ條・同年十一月十七日ノ條・同六年十二月二十六日ノ第一條・同七年正月二日ノ第二條・同八年正月三日ノ條・同年十二月十九日ノ第二條・長和元年九月十七日ノ第一條・同五年正月二日ノ第一條及ビ寛仁三年二月二十三日ノ條ニ、臨時仁王會ノ檢校ヲ勤ムルコト、寛弘二年二月二十五日ノ第一條ニ、道綱ノ病ニ依リテ、道長第作文ヲ延引スルコト、同年三月二十九日ノ條ニ、道綱、檢非違使右衛門少志林重親ノ解官并ニ宥免ノ仰ヲ奉ルコト、同年九月六日ノ條ニ、道長ノ木幡淨妙寺三昧堂供養ニ參ルコト、同年十月十九日ノ條ニ、敦康親王ノ石山寺御參詣等ニ扈從スルコト、同月二十五日ノ第一條・長和元年八月七日ノ條及ビ同三年十月十一日ノ第二條ニ、同親王ノ御讀書始ニ參入スルコト、寛弘二年十一月十三日ノ條ニ、一條天皇ノ道長ノ上東門第行幸ニ際シ、御贈物ヲ執ルコト、同三年九月二十二日ノ條ニ、春日祭使教通ノ還立ニ會スルコト、同四年十一月八日ノ第一條ニ、東宮居貞王子親王・王女禊子ノ御著袴ニ參ルコト、同年十二月二十六日ノ條ニ、賭射ニ、的付ヲ奉仕ス

ルコト、同五年正月十八日ノ條ニ、敦成親王御生誕并ニ三夜等ノ御儀ニ、中宮御在所上東門第ニ參入スルコト、同年九月十一日ノ第三條及ビ同月十三日・同月十五日・同月十七日等ノ諸條ニ、一條天皇ノ中宮御在所行幸ニ、陪膳ヲ奉仕スルコト、同月十六日ノ條ニ、敦成親王五十日ノ御儀ニ、陪膳ヲ勤仕スルコト、同年十一月一日ノ第二條ニ、荷前使ヲ闕怠シテ、勘問セラル、コト、同年十二月二十八日ノ條ニ、中宮呪咀ノ犯人ノ罪名勘申ヲ命ズルコト、同六年二月五日ノ第二條ニ、花山天皇周忌御法會ニ列スルコト、同月八日ノ條ニ、信濃駒牽ノ上卿ヲ勤ムルコト、同年八月十七日ノ條ニ、敦良親王ノ御生誕并ニ三夜等ノ御儀ニ、中宮ニ參入スルコト、同年十一月二十五日・同月二十七日・同年十二月二日及ビ同月四日等ノ諸條ニ、同親王五十日ノ御儀ニ、陪膳ヲ奉仕スルコト、同七年正月十五日ノ第二條ニ、臨時給ヲ申請スルコト、同年二月十六日ノ條ニ、敦成親王宮東ノ朝覲行啓・御讀書始・御馬御覽・賀茂祭御見物等ノ諸儀ニ供奉スルコト、同年四月二十四日ノ條・同八年九月十三日ノ第二條・長和二年正月十日ノ第一條・同三年十一月十七日ノ條及ビ同年十一月二十八日ノ條ニ、荷前ニ、山科使ニ定メラル、コト、寛弘七年十二月二十日ノ條ニ、石清水臨時祭使藤原兼綱ノ裝束所

寛仁四年十月十五日

一一三

ノ饗ニツキテ指示スルコト、同八年三月九日ノ條ニ、一條天皇ノ御葬送并ニ七々日御法事ニ、法服・僧前等ヲ奉仕スルコト、同年六月二十五日ノ條・同年七月八日ノ條及ビ同年八月十一日ノ第二條ニ、一條院御念佛ニ參ルコト、同年七月十九日ノ條・同年十一月二十四日ノ第一條及ビ同年十二月十五日ノ條ニ、西京ニ火アルニ依リテ、參内スルコト、同年九月二日ノ條ニ、坊官除目ニ、凶服ニテ參入シ、命ニ依リテ吉服ニ改ムルコト、同月十六日ノ條ニ、三條天皇諸皇子ノ親王宣下ノ慶ヲ奏スルコト、同年十月五日ノ第二條ニ、三條天皇御即位ノ儀ニ參列スルコト、同月十六日ノ第一條ニ、冷泉上皇崩御ニ依リテ參院シ、御葬送・五七日・七々日御法事等ニ參入スルコト、同月二十四日・同年十一月十六日・同月二十九日・同年十二月七日等ノ諸條ニ、大嘗會齋場所ニ於テ、念佛ヲ唱ヘタル由ヲ風聞セラル、コト、同年十月二十五日ノ條ニ、病ニ依リ、道長ノ見舞ヲ受クルコト、同年々末雜載、疾病・生死ノ條ニ、三條天皇ノ御拔齒ニ關與スルコト、**長和元年**二月八日ノ第二條及ビ同三年正月七日ノ第二條ニ、子藤原兼經ノ春日祭使料トシテ、道長ヨリ雜物ヲ送ラル、コト、**同元年**二月十日ノ條ニ、中宮皇太后藤原妍子ノ入内・行啓等ニ供奉スルコト、同年四月二十七日ノ第二條・**同二年**正月

十六日ノ第一條・**同三年**三月二十二日ノ條及ビ**寛仁三年**三月二十一日ノ條ニ、皇太后彰子ノ法華御八講ニ、饗饌ヲ奉仕スルコト、**長和元年**五月十五日ノ條ニ、衰日ナルニ依リ、一條天皇周忌御法會ニ諷誦ヲ修セザルコト、同月二十七日ノ第一條ニ、尙侍藤原威子ノ著裳ノ儀ニ參ルコト、同年十月二十日ノ條ニ、大嘗會御禊ニ、出車ヲ奉仕スルコト、同年閏十月二十七日ノ條ニ、道長家讀經若シクハ道長ノ修法ニ參會スルコト、同年十二月二十二日ノ第二條・**同二年**八月十四日ノ第二條及ビ同年九月二十二日ノ條ニ、中宮妍子ノ御宴ニ饗ヲ設クルコト、同年二月六日ノ條ニ、三條天皇皇女禎子三夜ノ御儀等ニ參入シ、御膳・折櫃等ヲ奉仕スルコト、同年七月八日・同年八月二十七日及ビ同年十月二十日等ノ諸條ニ、三條天皇ノ道長上東門第行幸ニ、陪膳ヲ奉仕スルコト并ニ行幸供奉ノ加階ニ預ルコト及ビコレヲ兼經ニ讓ルコト、同年九月十六日ノ條及ビ同三年正月二十四日ノ條ニ、申請シテ、左馬寮ノ馬ヲ賜フコト、**同二年**九月二十三日ノ第二條ニ、齋宮當子内親王ノ野宮御參入ヲ見物スルコト、同月二十七日ノ條ニ、勸學院歩ニ、同院別當トシテ勸盃スルコト、同年十一月二十二日ノ第一條ニ、腰痛等ヲ病ムコト、同年々末雜載、疾病・生死ノ條・**同五年**正月六日ノ條・同月十二日ノ第一條・

寛仁二年十月十六日ノ條及ビ同三年八月二十八日ノ第一條ニ、敍位議ニ參入シ、先年ノ起請ニ關シテ定ムベキ由ヲ命ゼラル、コト、長和三年正月六日ノ條ニ、春日祭使能信ノ爲ニ、舞人ノ下襲ヲ調へ、尋デ、コレヲ藤原資平ノ料ニ轉ズルコト、同年二月四日ノ條ニ、道長ト共ニ、三條天皇ヲ難ジ奉ルコト、同年三月十二日ノ第一條ニ、法興院法華八講ニ參ルコト、同年六月二十八日ノ條及ビ同四年閏六月二十七日ノ條ニ、敦明親王第一王子^敦七夜ノ御儀ニ參入スルコト、同三年十月十二日ノ條ニ、帝王大患ノ先例ニツキ、三條天皇ノ勅問ニ奉答セザルコト、同年十二月四日ノ條ニ、中宮^妍御佛名ニ參入スルコト、同月二十三日ノ條ニ、春日社行幸延引ノ諸事ヲ奉行スルコト、同四年三月二十七日ノ條ニ、禎子内親王御著袴ノ儀ニ奉仕シ、敦明親王ノ御笛ニ感泣スルコト、同年四月七日ノ第三條ニ、教通第ノ焼亡ヲ見舞フコト、同年四月十三日ノ第二條ニ、三條天皇ノ御服藥ニ侍スルコト、同月三十日ノ條ニ、源賴光修スル所ノ法華八講ニ臨ミ、念珠・蘇芳等ヲ送ルコト、同年閏六月十二日ノ第二條ニ、中宮所充ヲ行フコト、同年八月十六日ノ條ニ、子齊祇ノ濫行ニ關シテ、天台座主慶圓ニ消息ヲ送ルコト、同月二十七日ノ第一條ニ、三條天皇ノ諸所行幸ニ供奉スルコト、同年九月二十

日ノ條及ビ同年十一月十九日ノ第二條ニ、道長ノ算賀ノ法會ニ參ルコト及ビソノ屏風和歌ヲ詠ムコト、同年十月二十五日ノ條ニ、敦良親王ノ御讀書始ニ列スルコト、同年十二月四日ノ條ニ、後一條天皇御即位ノ行幸ニ供奉スルコト、同五年二月七日ノ條ニ、藤原穆子ヨリ、年々時服ヲ贈ラル、コト及ビ穆子ノ周忌法事ニ、諷誦ヲ修スルコト、ソレゾレ同年七月二十六日ノ條及ビ寛仁元年七月二十二日ノ條ニ、小一條院^敦ノ御婚儀ニ關シテ、實資ニ語り、又、ソノ儀ニ列スルコト、同年十月八日ノ第四條及ビ同年十一月二十二日ノ第二條ニ、道長ニ從ツテ、園城寺ノ圓珍遠忌ノ法會ニ臨ムコト、同年十月二十九日ノ第三條ニ、後一條天皇御元服ノ御遊ニ、笛ヲ奉仕スルコト、同ジク、後宴ニ、上壽ヲ勤仕スルコト、寛仁二年正月三日ノ條ニ、道長ノ病ヲ見舞フコト、同年六月二十日ノ第二條ニ、病後ノ初參ニ、廢務ノ日ニ參内シテ、嘲笑ヲ受クルコト、同月二十一日ノ條ニ、師明親王ノ御出家ニ、仁和寺ニ扈從スルコト、同年八月二十九日ノ第二條ニ、小一條院ノ大井川及ビ桂ノ御遊ニ從フコト、同年九月十六日ノ條ニ、太皇太后^彰ノ中宮^威御在所行啓ニ、御膳ヲ奉仕スルコト、同年十月二十二日ノ條ニ、中宮ノ内裏御參入ニ供奉スルコト、同月二十六日ノ條ニ、教通ノ兩女著袴ノ儀ニ臨ム

寛仁四年十月十七日

一一八

コト、同年十一月九日ノ條ニ、道長修スル所ノ二親ノ爲ノ法華八講ニ參ルコト及ビ皇太后子ノ同會行啓ノ延引ヲ提議シテ、道長ノ激怒ヲ買フコト、同年十二月十四日ノ條ニ、敍位議ヲ行フコト、同三年正月五日ノ條ニ、舊隨身日下部有信ノ番長還補ヲ申請スルコト、同年十一月三日ノ條ニ、頼通家臨時客并ニ大饗ニ參ルコト、本年正月二日ノ條及ビ同月二十二日ノ條ニ、道長ノ無量壽院落慶供養ニ參列スルコト、同年三月二十二日ノ條ニ見ユ、

十七日、甲午、小除目、

〔小右記〕

○前田十月家本十月

十七日、甲午、○中略

宰相藤原資平從内示送云、經輔任左少將、大納言公任卿承行、於陣承之依可奉仕春日祭使所被抽任歟

○十一月一日ノ第一條參看、○中略、前帥隆家頻問送經輔慶事・初參等事、已及一兩度、每事答對、

十八日、乙未、早朝大納言被注送云、昨日除目、刑部權少輔家經藤原字佐使、無官無便云々、左少將經輔祭使料カ者、○中略

左近衛少將
藤原經輔
春日祭使
爲サガ爲ト
藤原隆家
慶初參ノ作
法ヲ同實資
刑部權少輔
藤原家經

〔左經記〕 十月

十七日、甲午、○中略、關白藤原賴通殿令參内給云々、及晚歸參内、於左仗有除目、上四條大納言、左少將藤原經輔、刑部少輔藤原家經云々、

〔日本紀略〕後一條院 十月

十七日、甲午、小除目、來月一日春日祭使少將被任也、

〔公卿補任〕七長曆三年 參議正四位下同經輔、卅四、同年十月十七日任左右少將、

○春日祭ノコト、十一月一日ノ第一條ニ、宇佐使ヲ發遣スルコト、同月十一日ノ條ニ見ユ、

二十日、丁酉政、陣申文、内印、是日、長門ノ新司ニ、築垣ノ宣旨ヲ下ス、

〔小右記〕○前田家本十月

十五日、壬辰、○中略、賀茂御祖社遷宮ノコトニカ、ル、本月十四日ノ條ニ收ム、藏人辨章藤原信持來伯耆國解并カ召行元等之使解文等、示可奏聞由了、

廿日、丁酉、參内、參上殿上、帥中納言行成・左大辨道方藤原・修理大夫通任・右大辨朝經・左京大夫經通參入、帥・左大辨等政了參入、權辨重尹下宣旨一枚、即下同辨、藤原義通申請下御社神殿二字覆

寛仁四年十月二十日

一一九

政ノ上卿藤原行成

長門國司卒
去交替ノコト
築垣ノ下スベ
ハ重テ官
符ヲ下スルニ
依リ宣旨ヲ
以テス
申文ノ上卿
藤原實資
伯耆勘出文
源俊賢ノ懇
望ニ依ル

寛仁四年十月二十日

勘文、○本月十日ノ條參看、長門國築垣事、去年給官符了、○三年九月二日而國司卒去、○三月二十八日ノ新司任了、○中略、御惱ノコト第一條、更又不可給官符、可給宣旨之由云々、奏聞、依請者、以重尹奏請、即宣下、○中略、御惱ノコトトニカ、ル、本月八日ノ條ニ收ム、爲令申文著陣座、伯耆守隆佐申勘出文、前々司道行任終年、前司致頼任三年、紀俊賢源實申馬新文、申文作法如恒、大辨道方、史忠信、宇治納言欲行内印事、仍退出、資平○藤宰相今日乘車尻、

○内裏大垣ノ修築ヲ始ムルコト、三年十月十四日ノ條ニ見ユ、

一一〇

春日祭使ハ
新任左少將
藤原經輔
父藤原隆家
裝束ヲ人ニ
請ハズ
藤原實資摺
ヲ贈リ馬
ヲ貸ス
出立
皇太后ヨリ
榜ヲ賜フ

十一月

小盡
戊申朔

一日、戊申平野祭、春日祭、

〔小右記〕

○前田
家本

〔十月〕

十七日、甲午、○中

宰相從内示送云、藤原經輔任左少將、○中依可奉仕春日祭使所被抽任歟、○十月十七日ノ條參看、中略、者、

卅日、丁未、今日春日祭使左少將經輔從都芳家出立、前帥舞人陪從下襲・袴等皆調具、不

乞人々由、先日所談、然而事存前例、仍送摺袴、亦不觸〔事由カ〕□于上達部・殿上人云々、帥芳

心尤深、仍今日〔并カ〕還立日可詣訪由、含宰相了、帥以安道朝臣示送云、經輔共人無馬、々二

疋可借與者、即借送了、宰相從祭使所來云、未剋許出立、上達部下居穩座、々後詣到、不

幾哥儂、源中納言經房・左三位中將道雅・致仕大納言著直衣在簾中者、宰相參内、〔菅〕敦

頼朝臣云、以家調摺袴皆令著、其後皇太后〔藤原妍子〕□袴二腰、〔以綾摺重、袴五倍、〕御使逃去、仍被物大進頼

任、々々云、尋本御使可給歟、〔晚景〕曉頭從處々多出來者、

十一月

二日、己酉、今日奉造石塔、○年末雜載、宗教ノ條參看、昨依春日祭

略

○中

寛仁四年十一月一日

一一一

遷饗

寬仁四年十一月一日

宰相向祭使還饗所、余催也、(藤原實資)

三日、庚戌、○中 左少將經輔來、言摺袴之恐、相遇清談次云、昨日皇太后宮權大夫經房、修理大夫(藤原)通任、左三位中將道雅、宰相來訪、資平

〔日本紀略〕後一條院 十月

十七日、甲午、小除目、來月一日春日祭使少將被任也、

十一月一日、戊申、平野祭、

〔春日祭歷名部類〕(寬仁四) 同年十一月一日、戊申、祭、

民部卿從二位前大納言藤原懷忠薨、

〔小右記〕○前田家本 十一月

三日、庚戌、○中

去朔日民部卿懷忠薨、(藤原)年八、或云、剃頭後入滅者、

〔公卿補任〕六 寬弘六年 大納言從二位同懷忠、寬仁四年十一月一日出家、薨、年八十六、

〔公卿補任〕七 前大納言從二位藤原懷忠、(藤)八十、民部卿、月日薨、

〔辨官補任〕後一條院 左中辨正四位下藤重尹 十一月一日任父喪服解、(依力)
(懷忠)

年八十六
出家ストノ
說
藤原重尹ノ
服解

年八十七
ノ說
官歷

左兵衛權少
尉

式部大丞

前兵庫頭

〔中右記〕 大治五年正月

八日、辛亥、○中

裏書 藤氏大臣大納言年齒、

○上 前大納言懷忠、八十七、

〔本朝世紀〕 天慶五年四月

十八日、辛未、天晴、○中 賀茂祭警固召仰ノコトニカ、(藤原實賴)上卿仰云、召諸衛、內豎稱唯、出而

召之、爰○中 左兵衛權少尉藤原懷忠等、自日華門參入、

〔政事要略〕二十六 年中行事二十六
十一月二 中卯新嘗祭事

吏部記、○中

天曆五年十一月廿二日、新嘗會、(式部)省權大輔維時朝臣在仗下、諮云、閣外可列丞可列左右、

○中 大丞懷忠○中 可奉仕、而皆爲小忌、摺袍就列、頗有其疑、改服奉仕、又不作盡理、

望蒙處分、○下略、全文ハ天曆五年十
一月二十二日ノ條ニ收ム、

〔西宮記〕十 辨官事
○前田家本

佐忠私記云、應和二年二月五日、乙巳、(癸)○中 巳一剋著結政座、○中 忠信又申兵庫寮與前頭

藤懷忠解由等、

寬仁四年十一月一日

〔東宮冠禮部類記〕 冷泉院

應和三年二月廿八日、辛亥、○中略、東宮憲平親王御元服ノコトニカ、カル、應和三年二月二十八日ノ條ニ收ム、左近將監尾張安居蒙上宣、
率少納言藤原朝臣懷忠○中略入自日華門、

〔類聚符宣抄〕

四 帝皇 荷前

太政官

請被下宣旨於中務・大舍人・内豎等省寮所、來十二月荷前使出立之日、官人・職事各一人率内舍人・大舍人・内豎、隨召仰令頒進狀、

○本文 略ス、

安和元年十月十一日

從五位上行少納言兼侍從藤原朝臣懷忠

○前後ノ署名略ス、

〔公卿補任〕

六

參議正四位下藤懷忠、

五十

故大納言元方卿九男、母故大納言兼右大將

道明卿第六女、

天曆四正七從五下、氏〔十六イアリ〕

同八三十三阿波權守、天德二閏七廿八侍從、應和元

八七左衛門佐、

同四三廿七左少將、

康保二正廿五備中權介、同三九十七伊與權介、天祿元

八五遷右少將、

十二月廿五讚岐權守、

同三二廿九從四下、

左中將、同四正廿八遷右中將、

天延二正廿八備中守、

十月十七權左中辨、

天元四四四左中辨、同五正卅備後權守、寛和二

中將

少將

氏爵

左大辨

藏人頭

參議

勘解由長官

正三位

左衛門督

權大納言

大納言

從二位

官歴ノ異説

昇殿

從五位上

正五位下

〔アリ〕 廿八右大辨、于時正 四下九月廿一播磨權守、永延元十一一左大辨、同二二廿七藏人頭、同三

正四近江權守、七月十三任參議、左大辨・近江權守等如元、○左大辨及ビ近江權守ノ注記ハ、以

至、元藏人頭、十月五從三位、去三月春日行幸行事賞、追所叙也、正曆二年四月廿六兼勘解由長

官、○勘解由長官ノ注記ハ、以同四年十一月十五日正三位、朔旦、大辨 勞、超時光、同五年八月廿八日任權

中納言、長徳元年六月十九日轉正、八月廿八日左衛門督、同三年七月五日任權大納言、

○藤原道長ニ著座ヲ促サル、コト、九日民部卿如元、長保三年八月廿三日轉正、卿如元、同五年

長徳三年七月五日ノ條ニ見ユ、

正月七從二位、寛弘六年三月四日辭大納言、以男重尹申任右中辨、不去卿、○三條西本

〔公卿補任〕 異本 寛弘六年 宮内廳書陵部所藏九條家本中右記部類第二十九紙背

大納言藤原懷忠 大納言正三位元方九男、母大納言道明六女、天曆四年正月七日從五下、

氏、八年三月十四日任阿波權守、天徳二年正月一日侍從、〔月カ〕閏七年廿八日任侍從、四月廿八

日昇殿、應和元年七月任左衛門佐、三年正月七日從五上、佐勞、四年三月廿七日任左近少

將、康保二年 〔正カ〕月卅日兼備中權介、三年九月十七日兼伊與權介、安和元年十一月廿七日正

五下、少將 勞天祿元年八月五日任右近少將、伊與介 如元十一月廿日從四下、少將 勞四年正月廿八日

任左近權中將、三月廿日兼備中守、天延四年正月七日從四上、中將 勞貞元々年十二月十二日

寛仁四年十一月一日

正四位下
造宮賞

攝政藤原兼
家家家司

民部卿

勸學院別當

寬仁四年十一月一日

一二六

任右近權中將、二年正月廿八日兼備中守、三年十月十七日任權左中辨、天元四年四月三日任左中辨、十二月四日正四下、造宮、五年正月卅日兼備後權守、天元三年七月一日兼大和權守、(藤原合争)年十二月昇殿、寬和二年正月廿八日任右大辨、永延元年十月十四日止加階、(藤原合争)一男敍從五下、(此日行幸攝政藤原守、爲家)十一月十一日任左大辨、同二年三月十一日補藏人頭、永延三年七月十三日任參議、兼、十一月(階脱)敍從三位、(去年春日)正曆二年四月廿六日兼勘解由長官、四年十一月十五日敍正三位、辨勞、五年八月廿八日任權中納言、六十、長德元年六月任中納言、八月廿八日兼左衛門督、三年正月兼民部卿、止督、七月五日任權大納言、(元)長保三年八月任大納言、五年正月七日敍從(三)位、(寬弘六年カ)月二日辭大納言、以男重尹任右中辨、(于時年)寬仁四年 月 日薨、(八十)六、

〔朝野群載〕

七 攝錄家 補勸學院別當

○本文略ス、全文ハ天元四年正月十日ノ條ニ收ム、

天元四年正月十日

別當權左中辨藤原朝臣懷忠奉

奉行

別當一

賀茂齋院別當

冷泉院昇殿

大納言ヲ辭シテ籠居ス

世系

父藤原元方

〔類聚符宣抄〕

七 定所々別當勾當預事

親王別當

左中辨藤原朝臣懷忠

左少辨藤原朝臣惟成傳宣、中納言藤原朝臣濟時宣、奉勅、件人宜爲賀茂齋院別當者、(時)當

齋院ハ選子、
内親王ナリ、

天元五年四月五日

左大史大春日朝臣良辰奉

〔小右記〕

○九條 家本 永祚元年十一月

廿二日、己亥、(爲尊親王)新冠親王被參冷泉院、(冷泉上皇)○中 右大辨自御前云、兩源大納言・左大辨・(懷忠)余等聽給昇殿者、即四人列立、令奏慶賀拜舞、(藤原實資)

〔小右記〕

○前田 家本 長和三年五月

十一日、丙申、(中略)上東門第行幸ノコトニカ、外記公資申云、出馬事、令申親王・公卿、(大江)○中 又云、可申民部卿乎者、辭大納言、籠居之人也、雖帶有位、必不可告催之由仰之、(懷忠)

〔尊卑分脈〕

藤原氏 武智麿孫

藤原元方 正三位、大納言、民部卿、母石見守從五下氏(藤)
原 江女、天曆七三十一薨、五十六、爲春宮怨靈、(六)
原 憲平親王

寬仁四年十一月一日

一二七

寛仁四年十一月一日

母藤原道明

藏文辨 致忠 從四下、右馬權頭、右京大夫、
 母攝津介賀備能女、
 使文辨 陳忠 正五下、信乃守、
 母參議從四上橘良殖女、
 由忠 長門守、正五下、出家、
 母同、
 尚忠 佐渡守、主水正、
 母、
 藏 克忠 彈正少弼、從五上、右中辨、延佐、
 母大納言道明女、
 式文 全忠 佐渡守、從五下、式大丞、
 母、
 頭藏辨 懷忠 左門佐、左中將、參議、左大辨、中納言、侍從、式、
 母同克忠、寛仁四十一薨、八十一、
 則忠 從五下、河内守、
 母、
 仁 元方 大信都、
 母、
 女子 村上天皇女御、廣平親王母、
 藏文式 令尹 正五下、越中守、
 母、
 爲尹 藏人所雜色、從五下、
 母、
 光尹 土佐守、民部少輔、正五下、
 母、

室藤原尹忠

廷尉 中尹 從四上、備前守、皇后宮亮、
 母、
 式頭 重尹 兵部卿、正二位、
 母尹忠女、
 式藏文 輔尹 木工頭、從四下、權右中辨、大和守、
 母同重尹、
 女子 母、

〔尊卑分脈〕 藤原氏 貞嗣孫

道明 正三、右大將、
大納言、

尹忠 從三、刑部卿、母散位常作女、
永祚元八二薨、八十號猪隈三位、
母、

貞節 木工允、
母、

貞廉 從五下、豐後守、
母越後守清原樹蔭女、

貞潔 正五下、大藏大輔、
母、

女子 中納言重尹母、

〔權記〕 寛弘五年正月

十四日、丙子、中右大將著申文座、藤原說孝右大辨候申文、先有召、就膝突之後退出、見申文、

寛仁四年十一月一日

陣申文ノ作
法ニツキテ
藤原說孝ノ
問ニ答フ

室ハ母ノ姪

荷前ニ幣物ヲ宇治ノ河原ニテ燒ク

路上ノ禮ニ小野宮流ヲ用フ

懷忠ト藤原行成ノ御禊ヲ後年返禮テ受ク

行成ノ奇禍ヲ見舞フ

更入東座末、北面就云々、(懷忠)是民部卿御説云々、今朝戸部御許令隆範朝臣尋、所被示如是、

〔江次第〕十一 十二月 荷前事 懷忠卿爲荷前使時、(藤原德子・同安子・同超子)當宇治三所、(藤原)夜冴寒、至河原邊、次官庶政

申云、此已宇治也、即燒幣物、此事常爲後悔、

〔續古事談〕二 臣節 民部卿大納言ト云人宰相ニテ、(藤原顯光)堀川ノ大臣ニミチニアヒニケリ、宰

相、(藤原實賴)小野宮ノ説ナリトテ、車ヲカケハツサス、タ、ヲサヘタリケレハ、大臣、(藤原師輔)九條ノ説ト

テ、前ヲオロサレサリケリ、其後ハカケハツシケリトソ、

〔權記〕 長保二年四月

十日、丁巳、○中 略 詣民部卿第、問右衛門佐 重尹、明日御禊前駟事、○長保二年四月 十一日ノ條參看、先年余

○藏人頭右大 辨藤原行成 爲左兵衛佐、供此役之時、戸部以藏人頭左大辨被過問、依思舊意、所詣問也、

九月

十一日、乙卯、○中 略 來客數輩、問去夕事、○行成、鴨河原ニ盜ニ射ラル、コト、民部卿・藤中納

言(實資)・平中納言被御消息、

○懷忠、春日祭ニ、内侍ニ替リテ、神饌ヲ供ズルコト、應和二年十一月六日ノ條ニ、

旬儀ニ、酒番・出居侍從等ヲ勤ムルコト、同三年四月一日ノ條及ビ永觀二年十月十七

日ノ第一條ニ、天台座主補任ノ宣命使ト爲ルコト、康保二年二月十五日ノ條及ビ同三

年八月二十七日ノ條ニ、勅使トシテ、喜慶ニ最澄筆ノ法華經ヲ下賜スルコト、同二年

二月是月ノ條ニ、宇佐使ト爲ルコト、同年九月十五日ノ條ニ、辨トシテ、官奏ニ候ス

ルコト、天元五年二月十日ノ條及ビ永觀二年六月十六日ノ條ニ、賀茂齋院御禊ノ上卿

代ヲ勤ムルコト、天元五年四月二十四日ノ條ニ、辨トシテ、官符・官牒ニ署ヲ加フル

コト、永觀元年二月二十五日ノ條・同年々末雜載、神社ノ條及ビ同二年三月七日ノ條

ニ、同ジク、官文殿ノ補任ヲ宣スルコト、永延二年并ニ永祚元年々末雜載、公家ノ條

ニ、同ジク、列見ニ臨ムコト、寛和二年二月十六日ノ條ニ、怨恨ニ依リテ、内大臣藤

原道隆ノ任大臣大饗ニ參列セザルコト、永祚元年二月二十三日ノ條ニ、圓融法皇ノ御

灌頂ニ、供僧ノ饗ヲ儲クルコト、同年三月九日ノ條ニ、攝政藤原兼家ノ卒都婆造立供

養ニ參ルコト、同年九月二十六日ノ條補 遺ニ、季御讀經闕請定ヲ執筆スルコト、同月二

十九日ノ第一條補 遺ニ、五節ヲ獻ズベキ由ヲ命ゼラル、コト、同年十一月十四日ノ條補 遺

ニ、節會ニ、祿所參議ヲ勤ムルコト、同月十五日ノ條補 遺及ビ正曆四年正月七日ノ條ニ、

爲尊親王御元服ノ儀ニ參入スルコト、永祚元年十一月二十一日ノ條補 遺ニ、除目ニ、執

筆及び清書上卿等ヲ勤ムルコト、同月二十九日・正暦元年十月五日・同五年三月二十三日等ノ諸條及び長徳四年十月二十三日ノ條ニ、結政・外記政・請印・申文・官奏等ノ諸公事ニ參入スルコト、正暦元年七月二日・同月十一日・同月二十三日・同月二十八日・同年八月五日・同年九月二十三日・同年十一月一日・同月三日・同月十四日・同二年正月二十二日等ノ諸條・同四年正月二十三日ノ第一條^補・同年四月十七日ノ條^遺・同月二十八日・同年七月八日・同月二十七日・同月二十八日等ノ諸條・同年十月七日ノ第一條・同月十六日・同月二十日・同月二十九日等ノ諸條・同五年正月十三日ノ第二條及び同年二月二十九日・同年四月十九日・長保元年五月九日・同年六月二十五日等ノ諸條ニ、除目・敍位・僧綱召并ニ諸議定ノ座ニ列ルコト、永祚元年十二月九日ノ條^補・正暦元年十月十日ノ第三條・同年十一月十六日・同四年七月八日・同年八月二十三日・同年十月九日・同年閏十月十七日等ノ諸條・同月二十六日ノ第一條・同月二十八日・同年十二月十七日・同五年四月二十七日・同年五月十五日・長徳元年正月五日・同二年正月六日・同月十日・同年六月十七日等ノ諸條・同三年四月五日ノ第一條・同年六月十三日ノ條・長保元年閏三月四日ノ條・同年七月十一日ノ第一條・同

月二十五日ノ第一條・同二年二月二十二日・同五年正月五日・同年二月二十八日等ノ諸條・寛弘元年三月二十七日ノ第二條・同年八月二十九日ノ條及び同二年六月十九日ノ條ニ、御讀經・仁王會并ニ御齋會等ノ諸佛事ニ參ルコト、正暦元年十二月十七日ノ第一條及び同四年閏十月十六日・同五年二月二十四日・長保元年七月二十二日・同四年四月二日・寛弘二年正月八日等ノ諸條ニ、藤原濟時女ノ著裳ノ儀ニ臨ムコト、正暦元年々々末雜載、諸家ノ條ニ、立后・任大臣・元日・白馬・踏歌・旬・相撲・重陽・朔旦冬至等ノ諸宴ニ參入スルコト、正暦二年九月七日ノ條・同四年十月一日ノ第一條・同年十一月一日ノ條・同五年四月一日ノ條・長徳元年十月一日ノ第一條・同二年十月一日・同三年九月九日・同年十月一日・長保二年二月二十五日等ノ諸條・同年八月十二日ノ第一條及び同五年正月七日・寛弘二年正月一日・同月十六日等ノ諸條ニ、故障ヲ申シテ、諸公事ノ上卿ヲ勤メザルコト、正暦四年五月十七日・長保元年十二月二十九日・同二年八月十三日等ノ諸條ニ、一條天皇ノ諸所行幸ニ供奉スルコト、正暦四年十一月二十七日ノ條・長徳二年正月五日ノ條・同三年六月二十二日ノ第一條・長保元年三月十六日ノ條・同年六月十六日ノ第一條及び寛弘五年十月十六日ノ條ニ、祈年穀

奉幣・賀茂臨時祭試樂等ノ諸神事并ニ小朝拜・賭射・駒牽等ノ諸儀ニ參入スルコト、
正曆五年二月十七日ノ第一條及ビ長徳二年閏七月九日・同年八月十七日・同四年正月
十八日・長保元年十一月三十日・同五年正月一日等ノ諸條ニ、關白藤原道隆ノ積善寺
供養ニ參列スルコト、正曆五年二月十七日ノ第三條ニ、疾疫御祈ノ山陵使及ビ賀茂奉
幣使ト爲ルコト、同年五月三日ノ第一條及ビ同月二十日ノ條ニ、結政所請印ヲ行フコ
ト、同月十一日ノ條ニ、臨時仁王會大祓ノ上卿ヲ勤ムルコト、同月十五日ノ條ニ、内
大臣藤原伊周家大饗ニ參ルコト、長徳元年正月二十八日ノ條ニ、藤原兼隆ノ元服ノ儀
ニ臨ムコト、同年二月十七日ノ條ニ、東三條院藤原詮子ノ法華御八講ニ參ルコト、同二年
二月二十二日ノ條及ビ同三年十月十八日ノ條ニ、擬階奏ノ上卿ヲ勤ムルコト、同二年
四月七日ノ條ニ、賀茂祭ニ、祭使ヲ訪フコト、同三年四月十六日ノ條ニ、藤原道長行
フ所ノ競馬ニ參ルコト、同年五月十七日ノ條ニ、外記政ノ上卿ト爲ルコト、同年十二
月十日・長保元年二月九日・同年閏三月二十六日・同年五月五日・同二年正月十五日
等ノ諸條ニ、五節ヲ獻ルニ依リテ、年給二合ヲ許サル、コト、長徳四年正月二十五日
ノ條ニ、園・韓神祭ノ上卿タルコト、同年二月十二日ノ條及ビ長保元年二月十七日ノ

條ニ、季御讀經ノ上卿ヲ勤メ、兼ネテ復任除目ヲ行フコト、長徳四年九月二十六日ノ
條ニ、懷忠ノ年給ノコト、長保元年正月三十日ノ條及ビ寛弘三年十二月十六日ノ條ニ、
道長ノ春日社參詣ニ隨從スルコト、長保元年二月二十七日ノ條ニ、御物忌ニ候宿スル
コト、同年三月二十日ノ條及ビ同年閏三月七日ノ第一條ニ、故關白藤原兼家ノ忌日法
會ニ、法興院ニ參ルコト、同年七月二日ノ第二條ニ、大神宮遷宮ノ上卿ト爲ルコト及ビ
コレヲ辭スルコト、同月二十日ノ條及ビ同二年九月七日ノ條ニ、内裏燒亡ニ依ル山陵
使ヲ定ムルコト、同元年七月二十三日ノ第一條ニ、東三條院ノ慈德寺供養御幸ニ供奉
スルコト、同年八月二十一日ノ條ニ、道長ノ女藤原彰子ノ入内ニ從フコト及ビソノ女
御ト爲ル慶賀ヲ奏スルコト、同年十一月一日ノ條及ビ同月七日ノ第二條ニ、固關ノ上
卿トシテ、内裏ノ召ヲ蒙ルコト、同年十二月五日ノ條ニ、元日ニ、道長第二參ルコト、
同二年正月一日ノ條ニ、東三條院ノ御惱ニ依リテ、參院スルコト、同年五月十四日ノ
第二條ニ、男藤原光尹ノ昇殿ヲ申請スルコト、同年八月十二日ノ第一條ニ、中宮彰子内
裏參入ノ諸事ヲ奉行スルコト、同年九月八日ノ條ニ、小除目ノ上卿ヲ勤ムルコト、同
月二十六日ノ第一條及ビ寛弘三年三月十九日ノ條ニ、臨時仁王會ノ檢校ヲ勤仕スルコ

寛仁四年十一月一日

一三六

ト、長保二年十月一日ノ第二條ニ、男重尹ノ濫行ニ依リテ、下手人ノ捕進ヲ命ゼラルルコト、同年十一月三日ノ第二條ニ、豊明節會ニ、藤原懷平ノ五節所ヲ訪フコト、同月十九日ノ條ニ、法務大僧正觀修ノ辭表ニ對スル勅答ノコトヲ行フコト、同三年正月三十日ノ第一條ニ、列見・鎮魂祭并ニ追儼等ノ上卿ヲ勤ムルコト、同年二月十一日・同四年十一月二十三日・同年十二月二十九日等ノ諸條ニ、春日祭ニ、祭使藤原頼通ノ出立所ヲ訪フコト、寛弘元年二月六日ノ條ニ、道長ノ法華八講及ビ法興院法華八講ニ參入スルコト、同年五月十九日ノ條及ビ同年六月二十七日ノ條ニ、當子内親王御著袴ノ儀ニ參列スルコト、同年八月二十三日ノ第一條ニ、賀茂臨時祭・内裏燒亡・道長第ノ諸道論義并ニ作文會・道長家法華三十講・敦成親王御生誕・同親王七夜ノ御儀等ノコトニ依リテ、公卿多數參會ノ際ニモ不參ノコト、同年十一月二十三日ノ條・同二年十一月十五日ノ第三條・同月二十七日ノ第一條・同四年五月三十日ノ條・同五年四月二十三日ノ條・同年九月十一日ノ第三條及ビ同月十七日ノ條ニ、道長家臨時客并ニ季讀經ニ參ルコト、同二年正月二日ノ條及ビ同年十二月二十日ノ第二條ニ、敍位議ニ參入スレドモ、管文ノ役ヲ避ケンテシテ、議所ニ著カザルコト、同年正月六日ノ第一條

ニ、上卿トシテ、尋禪・餘慶兩僧正ニ諡號ヲ贈ルベキ勅ヲ奉ルコト、同四年二月十五日ノ條ニ、敦成親王ノ三夜并ニ五夜ノ御儀ニ參ルコト、同五年九月十三日ノ條及ビ同月十五日ノ條ニ、民部卿トシテ、大和榮山寺領田畠ヲ注進セシメテ判ヲ加フルコト、同七年三月二十日ノ條ニ、病ムコト、同八年三月九日ノ條及ビ本年六月二十二日ノ第一條ニ、皇大神宮神人等、男中尹ノ暴行ヲ怒リテ、懷忠第二濫入ストノ風説アルコト、寛仁元年十二月九日ノ條ニ見ユ、

〔参考〕

〔正倉院文書〕

東南院文書
壹櫃第四卷

自署

正倉院行左中辨兼備後權守藤原親任

〔自署〕

○永觀二年三月七日太政官牒

寛仁四年十一月一日

一三七

二日、己酉、梅宮祭、

〔小右記〕○前田 家本 十一月

一日、戊申、○中 略

召使申云、明日梅宮祭可參入由、次第可申者、稱所勞、

丹生・貴布禰兩社ニ奉幣ス、

〔日本紀略〕後一條院 丹生(貴布禰) 十一月

二日、己酉、奉幣丹・貴二社、依祈晴也、

五日、壬子、入道前太政大臣藤原道長病ム、

〔小右記〕○前田 家本 十一月

六日、癸丑、○中 略

或云、從去夕入道殿惱氣坐者、藤原公任 四条大納言消息□、入道殿被惱痰病云々者、藤原資平 宰相參入道殿、

臨夜來云、所惱給雖無異、以惱苦由被傳示四条大納言□、

七日、甲寅、○中 略 晚頭參入道殿、宰相乘車後 定基律師申參入由、被命云、一昨不覺惱煩、未有

如此之惱時、昨日頗減、今日宜、依□重發今間湯治、不能相逢者、小時退歸、藤原 帥行成・左

祈晴

咳病

苦痛甚シ

輕快湯治

二日、己酉、梅宮祭、

〔小右記〕○前田 家本 十一月

一日、戊申、○中 略

召使申云、明日梅宮祭可參入由、次第可申者、稱所勞、

丹生・貴布禰兩社ニ奉幣ス、

〔日本紀略〕後一條院 丹生(貴布禰) 十一月

二日、己酉、奉幣丹・貴二社、依祈晴也、

五日、壬子、入道前太政大臣藤原道長病ム、

〔小右記〕○前田 家本 十一月

六日、癸丑、○中 略

或云、從去夕入道殿惱氣坐者、藤原公任 四条大納言消息□、入道殿被惱痰病云々者、藤原資平 宰相參入道殿、

臨夜來云、所惱給雖無異、以惱苦由被傳示四条大納言□、

七日、甲寅、○中 略 晚頭參入道殿、宰相乘車後 定基律師申參入由、被命云、一昨不覺惱煩、未有

如此之惱時、昨日頗減、今日宜、依□重發今間湯治、不能相逢者、小時退歸、藤原 帥行成・左

藤原道綱ノ
薨去ニ依リ
テ延引ス

當年分不堪
佃田奏

藤原頼通參
内ス
官奏ノ文九
枚
難アルニ依
リ山城國減
省勘文ヲ撰
留ム
内示ニ依リ
奏文ニ追加
ス

衛門督頼宗參會、(藤原)

九日、丙辰、早朝新宰相來、宰相々共參入道殿、(藤原經通)

八日、卯乙、不堪佃田奏、明日、官奏アリ、

〔左經記〕 十月

十六日、癸巳、天陰、朝間降雨、及午後天晴、依可有當年不堪奏參内、(藤原頼通) 關白殿被仰云、皇

太后宮大夫去夕薨卒云々、(藤原道綱) ○十月十五、日ノ條參看、仍今日奏不可行者、入夜歸宅、

十一月

八日、天晴、有官奏云々、(藤原定頼) 當年不堪文、不他文加之、左中辨被候云々、

九日、丙辰、天晴、參結政、侍從中納言被著左門陣、而剋限推移、大辨不被參、仍起座入

内、次結政畢辨已下入内、關白殿令參給、可有官奏也、(源道方) 左大辨并余著陣腋床子、史令見奏

書九枚之中、山城減省勘文正稅用殘數多之年々見不出舉之由、仍留之、史申可候文數之後、

大辨被見文之間、大夫史奉親朝臣申云、山城減省難旨尤可然、但内々有可用意御氣色云々、

前々中辨以下難文至大辨、相議追被入事、時々有例省、仍申大辨、々々被免、仍別加懸紙

追奉大辨、々々見了加卷前文等下史、々申可候文之後渡南、挿文挿歸北、次余起床子、率

史參御宿所、奏儀如常、

十一日、戊午、宇佐使ヲ發遣ス、

〔小右記〕

○前田 〔十月〕

十八日、乙未、早朝大納言被注送云、昨日除目、刑部權少輔家經〔藤原〕、〔藤原〕字佐使、無官無便云々、○十月十七日ノ條參看、中略、

十一月

十一日、戊午、○中 臨暗宰相從内〔退出カ〕云、去夕候内宿、今日帥納言行宇佐宮發遣事、有内

文并結政所請印、宰相著結政者、○中

今日宇佐使被發遣云々、使刑部少輔家經、〔藤原〕先日被擬使間、父廣業令申云、爲宇佐使之者、被召有官、

十二月

廿六日、壬寅、今夕宇佐使家經歸參、往還四十六日、

〔左經記〕 十一月

九日、丙辰、天晴、○中 今日宇佐使餞也、播磨守惟憲朝臣當殿、仍用意種々珍物等、又

余當使前、〔源經頼〕精進四種物、用机二脚、人々 〔有和歌興、式部丞平、執筆、聊有〕 入夜事了、人

餞 源經頼使ノ
前物ヲ調フ
和歌

使ノ歸京
往復四十餘
日

上卿藤原行
成藤原資平結
政所請印ヲ
使藤原家經

散位ノ使ヲ
避ケンガ爲
ニ除目アリ

幣帛神寶御
裝束ヲ香椎
ニ幣帛ヲ奉
使ニ御衣ヲ
賜フ
右近衛陣ニ
於テ内印結
政所ニ於テ
外印ノ請印

々退出、

十一日、戊午、天晴、參内、此日被奉幣帛・神寶・御裝束等字佐、兼被奉幣帛香椎御移了、〔廟カ〕

帥中納言被奉宣命草・清書等、召使刑部權少納輔家經於殿上小板敷、給宣命、次召家經御

内印、侍從宰相於結政所被外印之、余御當入夜歸宅、〔行脱カ〕

〔日本紀略〕 〔後一〕 十一月

十一日、戊午、奉幣宇佐八幡宮、

〔革命〕 〔外記勸例〕 ○京都御所東山御文庫記錄丙卅所收

勘申辛酉年被行例事

略 ○中

治安元年例 ○辛酉歲ナルニ依リテ、治安ト改元スル

略 ○中 治安元年二月二日ノ第二條ニ見ユ、

〔寛仁四年〕

同年十一月十一日、被立宇佐恒例使、其宣命辭別云、今年波公家重久可慎給起内仁、世

諺仁、庚申・辛酉能歲者、天下不靜登從古傳來 〔禮利、○次下ノ宣命ノ文ハ、〕 因茲天慎御坐須間仁、

寛仁四年十一月十一日

宣命
辭別
庚申辛酉
歲ハ靜穩
ラズト傳
フナ

災厄ヲ祈禳
セントス

寛仁四年十一月十三日

一四二

種々仁其徵在、○御惱ノコト、十月五日ノ第三條等ノ諸條ニ、安福殿及ビ内侍所ノ怪異ノコト、同月七日ノ條ニ見ユ、如此之事於攘退介牟事波、大菩薩乃廣御惠厚御助爾乃可依止奈利云々、

○中略

右、文簿所注如件、仍勘申、

承曆四年十二月十五日 大外記兼主稅助教伊豫權介清原真人定俊勘申 ○革曆類永保等同ジ

十三日、庚申、吉田祭、

〔小右記〕 ○前田家本 十一月

十日、丁巳、大納言公任示送云、大原野・吉田等祭饗、氏后所儲、而三后 ○太皇太后藤原彰子・皇太后同

妍子・中御服、○大納言藤原道綱薨ズルコト、十月十五日ノ條ニ見ユ、皇后宮尼、○皇后藤原成子、剃髮シ給フコト、三年五月九日ノ條ニ見ユ、關白・左右大

臣皆輕服、誰人可被儲乎、若貞信公并故殿御記等有所見如何者、更無其例、余答云、當時長者關白被召仰〔所カ〕司可宜、謂所司大膳・内藏寮・穀倉院等耳、若尋春日例可被□□歟、

十一日、戊午、大納言示送云、吉田祭饗被仰所司了、春日饗不可相叶者、可被仰所司之事、

昨日愚案也、余報云、左府者道綱服七個日、吉田・大原野等祭、彼卿薨後已經數日如何、〔日數カ〕

饗事被仰何司哉、亦春日饗不可相叶由何如、大納言云、大原野祭饗事、左府未被申左右云々、

三后大臣ハ
輕服皇后ハ
御尼
大原野吉田
祭饗ヲ奉仕
スル者無シ
所司ニ仰ス
藤原公任同
實資ト意見
ヲ交換ス

延長四年ノ
例

春日祭ノ饗
藤原顯光大
原野祭ノ饗
ヲ奉仕セン
ト申ス
鹿田莊ノ地
子ヲ給フベ
シ
圓助ノ服ニ
依リ辭退ス
參議藤原資
平祭ニ參ル
上卿輕服
祭儀散樂ノ
如シ

藤原賴通祭
ノ饗祿ニツ
キテ同道長
グニ指示ヲ仰
外記ヲ勘ヘ
先例ヲ勘ヘ
シム

依日延除服可被勤歟、而臨期被申障歟、吉田祭事、右府依服親假不可令奉仕之由被申、仍

被勘外記、〔藤原禮子(忠平) 藤原定方〕延長四年后宮并長者依御服右府勤行者、此外無所見云々、延長貞御記不見此事、

抑春日祭饗、宿院預於宿院辨備、有免田、於著到殿不設饗、仍不可相叶、所司者不承何司、

定大膳等歟者、〔藤原資平(退出力) 藤原〕臨暗宰相從内□□云、○中略又宰相云、頭辨定賴云、大原野祭饗事、可被奉

仕之由、申左府、被命云、給鹿田庄地子物奉之者、彼日彼殿家司致行朝臣云、可有円助服、

○本月二十三日ノ條參看、仍不可被奉仕、〔但波〕史奉親申云、被仰所司了者、今案左府與円助從父兄弟而已、

十三日、庚申、○中略

宰相云、昨夕候内宿、今朝罷出、今日參吉田祭、依關白仰也、分配中納言兼隆輕服者、入

夜宰相歸來云、非如在禮、〔立カ〕只定幄二字、無一屋、如散樂者、

〔左經記〕 十一月

五日、壬子、天晴、參關白殿御宿所、被仰春宮亮惟憲朝臣云、〔藤原〕太后宮・皇太后宮・中宮并

自己爲服身、大原野・吉田等祭左右府可被用意饗祿等歟、申入道殿可示送者、御返事云、

尋先例可被□□者、仍召大夫外記文義被仰可尋申之由、入夜降雨、余參候有、〔源經賴(宿カ) 奉勸カ〕

六日、癸丑、〔參カ〕早旦余入道殿、關白殿御坐、文義朝臣勘奉后宮并一人爲御服之時、二人儲大

寛仁四年十一月十三日

一四三

寛仁四年十一月十七日 十八日

一四四

原野祭饗祿等之例、延長四年右大臣定方被儲大原野祭饗祿等、(禮子)中宮村上御母○以上四字、當ニ小字ニ作ルベシ、并左大臣(眞信)公、依爲服身姉也、

〔定家朝臣記〕 平記八 ○陽明文庫所藏

康平三年正月

廿八日、召大外記師(中原)平被仰云、大原野祭(藤原寛子)皇后宮被行之、而已御假(暇)内也、可有其憚、前例可勘申者、還參申云、引勘文書無所見、但永承元年右大臣被行吉田祭、而有如此御假、(藤原教通)仍被勘先例、任寛仁四年例、被付諸司者、后宮臣下共事雖異、(其力)其趣相同歟者、

十七日、子、甲大原野祭、

〔小右記〕 ○前田 十一月

十六日、癸亥、召使申云、明日大原野祭、分配右衛門督(藤原)實成、依服不可參入、仍可參之由、外記令申者、答以所勞、

十七日、甲子、奉幣大原野祭、(藤原資平)宰相同共奉幣、今日使將監平恒頼、

十八日、丑、乙五節、

○大原野祭ノ饗ヲ所司ニ付スルコト、本月十三日ノ條ニ見ユ、

藤原實資同
資平ノ奉幣

上卿著服

藤原兼隆ノ
著服ニ依リ
藤原行成ヲ
シテ五節ヲ
獻ラシム

藤原實資同
經通ニ舞姫
ノ裝束等ヲ
贈ル

殿上燒飯

源經頼五節
ヲ獻ル
舞姫參入
御物忌
中宮ヨリ薰
香等ヲ給フ

〔小右記〕

○前田 千見 家本

十七日、甲午、○中略

(藤原資平)宰相從内示送云、○中權中納言兼隆依道綱服、○大納言藤原道綱薨ズルコト、十月十五日ノ條ニ見ユ、不可獻五節、仍今日被改帥中納言行成(藤原)者、

十八日、乙未、早朝大納言被注送云、○中五節大略帥歟者、

十一月

三日、庚戌、早朝左京大夫經通來語云、(藤原)○中略、藤原定頼、大辨ヲ望ムコト、者、請取五節舞姫裝束等退去、

十八日、乙丑、○中略、藤原經通、左京大夫ノ辭狀ヲ上ル舞姫裝束赤色唐衣・蘇芳織物掛・茜染搦綾送新宰相許、使隨身信成與桑絲二疋、(經通)コトニカ、ル、本月二十九日ノ條ニ收ム、

十九日、丙寅、晚景宰相來云、新宰相出食物于殿上、(藤原定頼)頭辨所設也、太豐贍者、

〔左經記〕 十一月

十八日、乙丑、天晴、及秉燭令參五節舞姫、女房六人・童二人・下仕四人、出車、(藤原教通)左大將・(源道方)源大辨・(藤原公信)右兵衛督・(藤原威子)中宮亮・源少將、今夜依御物忌不出御舞殿云々、(藤原威子)自中宮御方給薰・細櫛・粉等、(兼隆)帳臺作法

寛仁四年十一月十八日

一四五

寛仁四年十一月十九日 二十日

一四六

五節所御覽

如例、事畢舞姬等退下、獻舞姬人々、帥中納言・左京大夫・余・甲斐守、(源經賴)十九日、丙寅、天晴、左京大夫被儲殿上堦飯、舞姬等參上如例、今日自左大將殿給薰、御使被物、次又召大宮御方、給薰之、(彰子)廿日、丁卯、天陰、時□、後雨、余聊儲飯酒送殿上、及晚景御覽所々、童・下仕等自御所參大宮并中宮御方等、入夜歸宿廬、

〔小記目錄〕

七年中行事七 十一月 新嘗會事 付五節 九條家本 雜事

同四年九月廿二日、五節定事、

定

○新嘗祭ノコト、本月二十日ノ條ニ、豐明節會ノコト、同月二十一日ノ條ニ見ユ、

十九日、丙寅、鎮魂祭、

〔小右記〕

○前田家本 十一月

十九日、丙寅、○中略

〔小右記〕

○前田家本 十一月

〔小右記〕

○前田家本 十一月

二十日、丁卯、新嘗祭、

○中略、藤原資平、新嘗祭ノ小忌ヲ命ゼラ、今夜鎮魂、先勤件事、明且可隨狀者、ル、コトニカ、ル、本月二十日ノ條ニ收ム、

上卿藤原資平

上卿藤原行成觸穢平ニ小忌ヲ命ゼントス

〔小右記〕

○前田家本 十一月

十九日、丙寅、○中略

〔小右記〕

○前田家本 十一月

〔小右記〕

○前田家本 十一月

〔小右記〕

○前田家本 十一月

〔小右記〕

○前田家本 十一月

〔小右記〕

○前田家本 十一月

〔左經記〕 十一月

廿日、丁卯、天陰、時□、後雨、○中略

新嘗祭於神祇官被行、上帥中納言、(行脱カ)依有憚乍立門外被事云々、宰相・辨・少納言進御疊等云々、

○五節ノコト、本月十八日ノ條ニ、豐明節會ノコト、同月二十一日ノ條ニ見ユ、

二十一日、戊辰、豐明節會、

〔小右記〕

○前田家本 十一月

廿一日、戊辰、在節會部、

神祇官ニ於テ行フ外ニ留ル

寛仁四年十一月二十一日

一四七

内辨藤原實資
外任奏

藤原能信ヲ
大歌別當代
ト爲ス
上卿遲參

降雨
宣命ノ版位
ヲ宜陽殿ニ
改メ置ク
近衛陣ニ平
張ヲ立ツ
開門

小忌ノ參議
藤原經通

寛仁四年十一月廿一日、戊辰、豐明節會、欲參内、從午時許雨脚已無間隙、晚頭參入、(藤原實平)先是小忌宰相經通參入、頃之諸卿參入、臨昏頭中將朝任傳仰可奉仕内辨之由、召外記問小忌上・少納言等參不、申云、上卿(中納言)未參、少納言參入者、仰可催上卿之由、外記申外任奏候由、仰云、暫候、即移著南座、召見外任奏、以頭中將朝任令奏、即下給、無指仰詞、失前例、召外記返給、詞云、令侍列与、大哥別當中宮大夫不參、以左兵衛督(中納言)可令奉仕大哥別當代事、以頭中將令奏請、有依請之仰、内々戒示、又仰云、小忌上遲參、至今以小忌參議令曳列、若何如、有例乎者、令申有例由、早可引列者、大外記文義朝臣云、召使歸來申云、小忌上參内了者、尋五節所(邊力)未參者、至今諸卿可出外辨之由、相示了、即大納言教通・中納言經房・能信・參議道方・朝經・經通・資平等向外辨、此間雨脚如波、左右近仗可立平張之事、宣命版位可改置宜陽殿事等、仰文義朝臣、至標忽不可改、左右近仗立平張了、右頗懈怠、余於壁後著靴、以隨身令押次第小書於笏、呼頭中將、指示將等未引陣事・内侍召事等、小時引陣一二步、謝座、參上著座、頃之開門、關司分居、召舍人二聲、舍人稱唯、小納言參入、立承明門壇上、夜昏程遠、不能恠見、關白被告、即宣召刀禰、稱唯退出、次諸卿參入、(小忌參)經通・大納言教通・中納言經房・能信・參議道方・朝經・資平、列立宜陽殿、(藤原賴通)不見、畢宣侍座、謝座。

藤原賴宗男
ノ昇殿
白酒黒酒
國栖奏

内辨タル父
ノ子ヲ召ス
例ノ上卿藤
原行成頗ル
遅レテ五節
所ヨリ參ル
懈怠
五節舞

参内スト雖
謝座ニ列セ
ザル者ヲ見
参ヨリ除ク

謝酒如恒、參上著座、了大納言教通・參議道方外向五節所、此間居粉熟、小忌不候座、不能下箸、小時卿相從五節所歸參、小忌遂不參上、仍下箸、彼是云、小忌中納言行成在五節所、猶先可參上歟、中納言賴宗猶携息童昇殿事、不預謝座、不著座、到五節所云々、最可爲奇、居飯、良久不居汁、度々催仰、僅居了、諸卿就食、次造酒司勸白酒、次黒酒、其後一獻、國栖未奏歌笛之間、造酒司參上、欲勸二獻、仍令退歸、令催國栖、暫之奏哥笛、了二獻、不幾三獻、其後指示左兵衛督能信卿、即退下、向承明門、召右大辨朝經、(右乃大い、大柄、火藤原朝臣)仰云、大夫達仁御酒給へ、退下、更參上進立南檻下、召仰了復座、大哥奏一節、此間雨密、召資平朝臣、仰可召左兵衛督之由、(能信)左乃武舍人の官乃藤原朝臣召世、祖爲内辨之時召仰子之例、稱唯進南欄召如御酒勸使、左兵衛督能信卿參上、此間小忌中納言行成卿參上著座、可謂懈怠、可移立大歌座于宜陽殿之由、以右大辨朝經令仰、小選移立了、以内豎令召大歌、即座、令催可發哥笛聲之由、即發、次五節舞姫(進力)出、主殿女官四人執脂燭傍柱照舞、(女官退出、聲)人等令催進、舞了歸退、大哥退出、令撤其座、次(余カ)群卿退下、列立宜陽殿、(小忌不列、在五節所)其事歟、事拜舞了復座、余獨不還昇著仗座、召外記令進見參、(卿相已下一枚、俘囚一枚、祿目錄一)又不候座、仍見了返給、(藤原顯光)左大臣年七十七、然而至上達部不參入之時不入見參、(者イアリ)眞信公・故殿御不入見參、(見イナシ)記、有別宣旨可入歟、(敷イナシ)九條家本踏哥節會次第ヲ以テ校ス、次召内

大雨ニ依リ
宣命ノ後復
座セズ

雷鳴激シ
安倍吉平雷
鳴ノ占文ヲ
上ル
疫癘地震

近日時疫流
行ス

御物忌ニ依
リ出御ナシ
藤原頼通吉
服ヲ著シテ
參入ス

記令進宣命、見了返給、余起座、經南殿北廂、進射場、以頭中將朝任令傳奏、御覽了返給、到南殿東階下、南面、執宣命・見參等、取副於笏參上著座、懷見參・祿目錄、召左大辨道方、左の大い、大給宣命、次召右大辨朝經、其詞如宣命使、賜見參、參議數少時、小忌離□□也、退下、就祿所了、而在五節所不候座、仍不□、但右乃、

殿、余及諸卿退下列立宜陽殿、宣命使就版、宣制兩段、諸卿再拜儼踏如式、宣命使參上復座、諸卿相議不參上、夜深雨甚之故也、即就祿所給祿、子始此間雨脚如波、或早出、或暫留、余徘徊仗邊、時剋推移、待雨隙退出、此間雷電、歸家之後雷鳴殊甚、翌日問遣吉平朝臣、報云、上奏雷鳴異者、奏案密々書送、主上可慎御、又明年五月疫癘、亦地震者、至地震不指月、見合舊奏案無殊相違、但カ古奏有可施德化消災殃之文、而不注其事、有所懷カ歎何如、近日往々時行發起云々、或合家死亡、或一鄉悉煩云々、○疫癘ニ依リテ、臨時仁王會ヲ行フコト、十二月十八日ノ第一條ニ見ユ、

〔左經記〕

十一月

廿一日、戊辰、及晚右大將被參、有仰奉仕內辨、依御物忌無御出、關白殿著吉衣令參給、又左衛門督・新中納言各依召著吉衣被參、○藤原道綱薨去ノコト、十月十五日ノ條ニ見ユ、入夜降雨殊甚、舞姬上下之間事煩尤多、及丑刻事了、雷雨殊甚、此間女房等退出之、

○主計頭安倍吉平、雷鳴ノ占異ヲ奏スルコト、便宜合敍ス、五節ノコト、本月十八日

ノ條ニ、新嘗祭ノコト、同月二十日ノ條ニ見ユ、

二十三日、庚午陣定ヲ行ヒ、主稅寮勘申スル所ノ美作國春米ノコトヲ議ス、

〔小右記〕

○前田 十一月

六日、癸丑、召使云、明日可有陣定者、按察藤原齊信卿催者、答夜間無障可答由了、參カ早朝前美作介則理云、明日可有舊國定、必可參入者、仍欲參入、

七日、甲寅、今日定四條大納言有障不可參、明日可有之由、則理來告、藤原實資余答云、明日厄日、不可參、若明後日可必參入、則理即退、計之以此由傳示按察大納言歟、藤原資平宰相云、召使申云、明後日可有定者、

九日、丙辰、○中定、或云、不定者、取案内於按察大納言、報云、可有服親假、仍不可參入者、故左馬頭相尹弟僧田、

廿二日、己巳、美作守則理云、明日可被定主稅寮申事、必可令催參之由、按察大納言內々被示、若不參入、不可有定者、前脫カ四條大納言同被示此由、明日無定何爲者、答可參入由了、但不相逢、四條大納言被問送明日參不、明日可有定事、召使令申也、按察催者、仰可參入

上卿藤原齊
信前司源則
藤原實資ノ
列席ヲ請フ
實資ノ厄日
ニ依リ延引
ス

上卿ノ著服
ニ依リ延引
ス

則理公卿ノ
間ニ周旋シ
テ實資ノ列
座ヲ求ム

參列ノ公卿

實資途中退席ス

由、

廿三日、庚午、今日依可有定、申剋許參内、資平宰相乘、大納言齊信・公任・藤原教通・中納言行成・源經房・藤原實成・藤原參一公任・藤原朝經・藤原經通・資平參入、定申主稅寮勘申美作國春米事、未書定文之間、稱所勞觸按察罷出、

○陣定ヲ行ヒ、美作國申請スル所ノ主稅寮勘發ノ年料春米ノコトヲ議スルコト、三年十二月五日ノ條ニ、關白内大臣藤原賴通、美作國減省勘文ノ提出ヲ促シテ、主稅頭菅野實國ヲ召問セシムルコト、本年六月四日ノ第一條ニ見ユ、

二十六日、西癸、賀茂臨時祭、

〔小右記〕

○前田 十一月 家本

廿四日、辛未、早朝宰相來、資平資平藤原、經通經通藤原、兩人清談共參内、臨時祭試樂云々、心神不宜、不參入、

廿五日、壬申、中略 晚昏宰相來云、昨日試樂秉燭後始、藤原章信朝臣告送云、藤原入道殿曰、藤原下官臨時祭參入可宜由、被命者、

試樂

藤原賴通輕服ニ依リテ宣命ヲ内覽セズ出御

豫メ汁ヲ居ウルハ古例ニ背ク

重盃 挿頭花及螺盃銅盞ヲ長橋ニ置ク

廿六日、癸酉、中略

今日臨時祭、參内、資平宰相乘、車後陣頭無人、參上殿上、刻カ午□、大納言齊信・公任・藤原參議道方候殿上、

齊信卿云、依宣命事問内記、申祇候由者、示可被奏由、答云、上臈不被參之間所尋問、至今不可奏、汝可奏者、仍召内記、々々孝親參來小板敷下、仰可進宣命由、即持來、以藏人

式部丞貞親奏、藤原關白輕服、坐里□、藤原○藤原道綱覽スルコト、仍十月十五日ノ條ニ見ユ、御覽了返給、於小板敷給宣命於使頭中將朝任、了召内記給覽莒、此間居使・舞人・陪從衝重、下官及卿相假著壁下侍從座、先是震

儀 著御麴塵、出御々座、召男等、頭辨定賴參自殿上方、奉仰退下自南廊、徒跣座御前召使等、藤原儀 麴塵、座カ出御々座、召男等、頭辨定賴參自殿上方、奉仰退下自南廊、徒跣座御前召使等、

經竹後退□、歸カ使等參入著座、内藏頭經賴執盃著使□頭、□也、侍從執陪從盃、次々次下官執盃著使上頭、勸カ酒、了起座著上達部座、侍從執衝重居余前、三獻大納言齊信、使起座進

余許勸酒、此後巡往來卿相座、次下箸、此間可居汁、而預居、非古跡、欲早事歟、次大納言公任勸盃、々々人即著上達部座、每著座居衝重、中納言行成欲執盃之□、問カ藏人所衆執重

坏人円座進出、須應召、而先進出、仍暫令退吳竹後了、行成卿執盃、依日漸暮、件巡直流、次敷重坏人円座之間、右大臣參入、著上達部座、次侍從三人執重坏進著円座、次藏人頭定

賴執盃勸大臣、巡行了、大臣已下起座、次第□執挿頭、却カ先是挿頭立長橋、又置螺盃・銅盞、必不然事也、進使已下許挿

入御
再ビ出御
使ヲ召スニ
先ツテ歌遊
ヲ起スベシ
入御
頼通見物ノ
爲ニ行事ヲ
早ムベキヲ
指示ス

櫻花ノ下襲
ハ違例

定

公卿等頼通
第ヨリ再ビ
参内ス
使ノ歸參
御神樂

〔冠カ〕此間震儀入御、卿相參上殿上、所司撤御前座、塵掃除如例、次藏人等執円座敷御前簀子・長橋等、次出御、以藏人頭定頼召諸卿、次第進御前、參議等候長橋、定頼奉仰召使等、度御前如初、未蒙召之前歌遊爲例、而無音、不知先例、次使・陪〔從カ〕等參進、一二歌如恒、駿河舞・求子等如例、事了入御、申三、諸卿退下、定頼傳關白命云、上達部可候御神樂者、今日事可早之由、關白被催者、頭辨定頼所示卿相、緣關白可被見物云々、今日上達部不見物、事訖右大臣退出、公季ノ儀ニ參ルコトニカ、ル、本日ノ第二條ニ收ム、下官觸所勞於藏人罷出、齊信卿一人留候、自余從關白殿可歸參云々、

〔左經記〕

十月

今日參入卿相 右大臣・大納言齊信・公任・中納言行成・經房・實成・參議道方・公信・朝經・經通・資平 今日儼人下襲櫻花、失例、

十四日、天晴、中略

十一月

於關白殿御寢所有賀茂臨時祭定、頭中將入夜歸宅、

九日、丙辰、天晴、中略

今夜賀茂臨時祭試樂云々、

廿六日、癸酉、早且參内、賀茂臨時祭也、其儀如例、上達部見物之後、被參關白殿、中略

及深夜使已下歸參、有御神樂事、及深更事畢、

故式部卿敦康親王々女嬬子女王御著袴、

〔小右記〕

十一月

廿六日、癸酉、中略

賀茂臨時祭ノコトニ、藤原頼通今夕關白養女

五歳、故式部卿親王女

著袴云々、大納言公任

已下參入、有氣色之人々、候カ齊信・下官等依無御消息、猶豫不參、思慮多端、仍先令參資

平取案内、告送云、問帥中納言行成、答云、更不可參入、事是藝事也者、仍下官觸所勞於

藏人罷出、齊信卿一人留候、自余從關白殿可歸參云々、

〔左經記〕 十一月

廿六日、癸酉、早且參内、中略

賀茂臨時祭ノコトニカ、ル、上達部見物之後、被參關白殿、故式部卿宮御女今夜著袴、其事關白殿令

御、西對西廂廊有上達部・殿上人座、數盃之後、自大宮有御裝束、御使修理權大夫濟政朝

臣、同カ召著殿上人座上、給白褂・袴、不拜退、次及晚以馬一疋被奉四條大納言、今夜尊事

畢上達部・殿上人引歸參内、中略

自中宮又有御裝束之、

二十七日、甲一品脩子内親王、御養女 藤原頼宗女同延子ノ著袴ヲ行ヒ給フ、

〔小右記〕

十一月

廿五日、壬申、中略

寛仁四年十一月二十六日 二十七日

頼通第二於
テス
天皇太后ヨ
リ裝束ヲ賜
フ者藤原公
任
中宮モ裝束
ヲ賜フ

藤原頼通ノ
養女
藤原齊信同
實資等ニハ
案内無シ
内々ノ儀

藤原實資初
ルメ臨席ヲ憚

藤原道長ノ
關與スル所
ト聞キテ參
列ス

西對ニ公卿
等ノ座ヲ設
ク

藤原教通等
吉服ヲ著ケ
テ參列ス
賴宗ハ主人
ニ同ジ
延子ハ五歲

民部大輔方理來、傳一品宮御消息云、明後日聊有所營、可參入者、令申臨期無障者可參之由、或云、以左衛門督賴宗女爲彼宮養子、被著袴云々、〔女カ〕不可追從下臈卿相如著袴所、計之大納言達必不參入乎、抑人々興々歎、寄事於宮似招呼、

廿七日、甲戌、今日可參一品宮事、猶豫多端、或云、入道殿被口入者、大納言達新引出物馬從彼殿被送云々、若不參入、有不快事歎云々、仍問達按察、報云、今明物忌、覆推輕者、仍可參入、四條大納言云、隨狀可參入、今廻思慮、今日稱所勞、明日參除目如何、○本月二十九日ノ條、近代之躰不進退吾身、懋欲企參入之間、中務大輔方理來云、今日猶必可參入者、令申

可參由訖、秉燭後參入、宰相乘車後、兩脚猶降、西對有上達部東廂、殿上人等座、南廂、左衛門督賴宗、再三相催、仍著座、下臈相次著座、羞饌、高坏、一獻、金吾執盃、其後按察大納言齊信、藤原大納言、公任、左大將教通、輕服人、○藤原道綱薨ズルコト、而就吉、又左衛門督者如主人、就吉有何事、其外人就吉如何、又左兵衛督能信、皆著吉服、入道殿教歎、見如此事、下官不參者、必可有不快歎、左金吾兩度勸盃、金吾女五歲、爲宮養子、殊被營著袴事也、從一兩處被送兒裝束也、宮々歎、御使被物、又前物等殿上人執之進簾前、寢殿南簾前敷円座、左金吾傳可參由、先下官進、次々相同、次居衝重、左衛門督・左兵衛督等勸盃、

有管絃興、伶人在渡殿南緣、依雨歎、兩三曲後左衛門督執祿被余、女裝束、加織物褂、大納言皆同、中納言無褂、宰相祿不細見、又有伶人祿、大納言四人馬各一疋、牽庭前令騎、左金吾脫阿古女一重、被余隨身番長扶武、高亥時許事了歸家、兩脚終宵不止、右兵衛督公信見祿氣色退出、依別當歎、

管絃
祿
大納言四人
ニ馬ヲ贈ル

參列ノ公卿

延子幼時ヨ
リ宮ニ養ハ
ル

今日卿相大納言齊信・公任・教通・中納言賴宗・經房・能信・實成・參道方・公信・經通・左三位中將道雅・參資一、

〔榮花物語〕

二十一 後くみの大將 梅澤義一氏所藏三條西本 治安四年三月三日爲尼、年廿九、かゝるほとに、一條院の一品宮、としころいみしう道心ふかくおはしまして、○中 三月に、はかに 富岡本、コノ次ニ ならせ給ぬ、○中略、萬 壽元年三月 延子女御歎 三日ノ條 宮より春宮大夫殿、中姫君またおさなくおはせしおりよりとりはなちやしなひたニ收ム、てまつらせ給けるほとに、ことしは九はかりにそならせ給にける、この殿の御ありさまを、いみしうくちをしよう、心ほそくおほしめしたり、

○延子生誕ノコト、長和五年々末雜載、社會ノ條ニ見ユ、
二十八日、乙亥山城愛宕郡ノ地ニツキテ、延曆寺ト賀茂社司トノ爭論アルニ依リ、使ヲ遣シテ延曆寺領ノ四至ヲ實檢セシム、

〔小右記〕

○前田 十一月 家本

賀茂社司ノ 訴延曆寺外堺 五里ハ四至 内ト稱シテ 勝示ヲ打ツ 賀茂社司ノ 奏狀ノ 延曆寺并ニ 賀茂社司ノ 四至ノ官符 藤原實資同 道長ノ指揮 ヲ仰グ

十二日、己未、賀茂上下御社禰宜・祝等來令申云、天台牒云、外堺五里四至内不可爲神郷、又有上古官符、山使打勝示、不令進退小野・栗栖等郷、即出申文、付頭中將了、今日可令申關白殿者、件事不可仰左右、可在勅定、從何處可謂外堺哉、所不知也、

廿五日、壬申、右中辨經賴持來延曆寺奏狀并四至官符并賀茂上下御社司奏狀等、是四至相論事也、東限江口、南限急谷、西限下水飲、北限楞嚴院、延曆寺奏狀云、謂下水飲親林寺、示可隨入道殿處分之由了、小時歸來、傳入道殿命云、四至已在官符、早遣使可令實檢其四至、先申事由關白、仰可遣使由、但以史可爲使、

廿八日、乙亥、○中 右中辨經賴云、延曆寺申四至事、遣使可令檢由、關白有命者、仰可早遣由了、

閏十二月

十七日、癸亥、權左中辨經賴持來延曆寺四至注申史忠信等文并寺家使・賀茂社司・古老申文・繪圖等、子細在別帙、示可申入道殿之由、○中

晚頭權辨來傳入道殿消息云、延曆寺四至西限下水飲者、是官符文也、寺司云、以親林寺號下水飲、社司及國司等申不可知由、社司只申不知由、無所論申、仍隨寺家申、以親林寺爲

道長ノ裁定 寺領ノ西限 ハ親林寺

實檢使ハ史 古老申文 繪圖

西限、亦北限官符云、北限楞嚴院者、而寺司申云、楞嚴院北相去廿餘町有高日寺、是楞嚴院領、以件高日寺可爲北限者、官符所指以楞嚴院爲北極、而更以別院不可爲北限者、西限親林寺、北限楞嚴院、早以此限可爲延曆寺四至之由、可給官符者、即仰同辨、但可給官符事可申關白由、同仰辨了、○官符案ヲ作ルコト、治安元年四月十六日ノ條ニ見ユ、

卅日、丙子、○中 略

延曆寺四至内田島、正月七日以後可注進申文等、山城國司、并賀茂上下社司申文等、

〔小記目錄〕

十八 臨時八 訴訟事 ○京都御所東山御文庫本

同四年二月廿九日、内膳司申徭丁田事、

○賀茂社々司、愛宕郡ノ神領ニツキテ愁フルコト、三年七月五日ノ條及ビ同年十一月十四日ノ第二條ニ、神領ノ四至定マラザルニ依リテ、大原郷刀禰等、賀茂祭ノ雜事供奉ヲ拒ムコト、治安元年四月十六日ノ條ニ見ユ、

二十九日、子丙京官除目、權大納言藤原齊信ヲ大納言ニ、權中納言同行成ヲ權大納言ニ、參議源道方ヲ權中納言ニ任ジ、權中納言源經房ヲシテ、大宰權帥ヲ兼ネシム、

寺領内ノ田 島ヲ注進セ シム

寺ノ別院ヲ以テ北限ト爲サントコレヲ道長コレヲ否トス 官符ヲ下ス

内膳司徭丁 田ニツキテ申ス

寛仁四年十一月二十九日

一六一

〔小右記〕

○京都御所東 七月

十日、乙未、

○中略、藤原道長家法華三十講ノコト、ニカ、ル、六月二十九日ノ條ニ收ム、

今日參入卿相

○中略、參議資平、々々兼官事、

今日申入道殿、

○藤原道長太和顔、式部大輔廣業尙書事、有許容氣、廣業懇切有所示、仍候氣色耳、

頭辨定頼參議事未申、

○藤原若無所望歟、於卅講所問大納言、有所陳、初相違事有恨氣、若有望

申可有許容、

○藤原道雅然而未一定者、左三品亞將大強由按察語、

○藤原齊信是太后令舉給云々、計也依妹候宮

歟、

○資平近日上下品以女縁所望成熟耳、酉剋許事畢、罷出、

○宰相今日乘車尻、

十七日、丙寅、

式部大輔廣業來、即相逢、先日所示事洩達入道殿事等相示畢、

廿八日、丁丑、

○中略宰相資平來云、日來右大辨朝經、煩時行云々、

○藤原日來右大辨朝經、煩時行云々、

差師言朝臣訪、

○八十日有遂日增報、已及八十日、

○流布本、八今日流布本、八今日、

辨許、

○云イ依有消息、呼入臥内之、病太重、

○若イ爲有非常、少納言基房可猶子、又云、明日可辭勸

解由長官・

○コノ本、マ、關字ア大藏卿等者、病躰似重者、

○流布本ヲ以テ補フ、

〔小右記〕

○前田 千月

廿九日、丙午、

○中略晚頭宰相來云、參關白殿、不奉謁、次參入道殿、

○藤原頼通參關白殿、不奉謁、次參入道殿、

朔日不□會卿相之由、

○藤原頼通入道殿被命、上藹卿相連々被候、長言間、太苦、仍不可被謁者、或

藤原實資息
同資平ノ兼
官ヲ同道長
藤原廣業辨
ヲ望ム

近來女縁ヲ
以テ所望ヲ
シテモノ多シ

藤原朝經病
ニ依リテ勸
解由長官等
ヲ辭セント
ス

道長諸卿ノ
請謁ヲ厭フ

道長藤原定
頼ノ轉任ヲ
同公任ニ約
ス

道長無量壽
院ノ諸門人
札ヲ建テ人
ノ來訪ヲ停
ム
結番ノ僧以
外ハ參入ス
ベカラズ

寛仁四年十一月二十九日

一六一

〔小右記〕

○京都御所東 七月

十日、乙未、

○中略、藤原道長家法華三十講ノコト、ニカ、ル、六月二十九日ノ條ニ收ム、

今日參入卿相

○中略、參議資平、々々兼官事、

今日申入道殿、

○藤原道長太和顔、式部大輔廣業尙書事、有許容氣、廣業懇切有所示、仍候氣色耳、

頭辨定頼參議事未申、

○藤原若無所望歟、於卅講所問大納言、有所陳、初相違事有恨氣、若有望

申可有許容、

○藤原道雅然而未一定者、左三品亞將大強由按察語、

○藤原齊信是太后令舉給云々、計也依妹候宮

歟、

○資平近日上下品以女縁所望成熟耳、酉剋許事畢、罷出、

○宰相今日乘車尻、

十七日、丙寅、

式部大輔廣業來、即相逢、先日所示事洩達入道殿事等相示畢、

廿八日、丁丑、

○中略宰相資平來云、日來右大辨朝經、煩時行云々、

○藤原日來右大辨朝經、煩時行云々、

差師言朝臣訪、

○八十日有遂日增報、已及八十日、

○流布本、八今日流布本、八今日、

辨許、

○云イ依有消息、呼入臥内之、病太重、

○若イ爲有非常、少納言基房可猶子、又云、明日可辭勸

解由長官・

○コノ本、マ、關字ア大藏卿等者、病躰似重者、

○流布本ヲ以テ補フ、

十一月
兩大納言・帥納言等長言歟云々、除書以前不可被謁云々、

十一月

三日、庚戌、早朝左京大夫經通來語云、大辨事放埒、今朝關白所被密談、依四條大納言懇

切申、入道殿已有許容者、

四日、辛亥、○中略

四條大納言雜事次云、定頼轉任可無相違者、或云、入道殿約諾了云々、又大納言云、前帥

可任□之事、一定了者、

十三日、庚申、○中略

无量壽院門々被立札、其文云、無召人不可參、昨夕腹立給無極、或云、依所望事兩三卿相

頻參、起自其事歟云々、宰相云、親業朝臣云、今年更不可對人々、僧侶皆有番、此外

人不可參者、

十五日、壬戌、宰相參入道殿、夜深歸來云、○中略、藤原道長、月例ノ念佛ヲ修スルコトニカ、ル、年末雜載、宗教ノ條ニ收ム、諸卿雲集

者、門々札猶被立、

十七日、甲子、○中略

寛仁四年十一月二十九日

一六一

故式部卿宮
家榮爵申請
ノ文

藤原經通左
京大夫ノ辭
表ヲ上ル

除目ヲ關白
ノ直廬ニ於
テ行フ

寬仁四年十一月二十九日

一六二

故式部卿宮申請返上外國給三分四人、某年々給榮爵一人文、召大外記文義(小野)、先令仰事由、依有外國給事、前日令勸、次召少內記孝親下給申請文・名簿文等、平信、仰可作恪勤位記之由、

十八日、乙丑、略

宰相來語次云、昨日新宰相(藤原)、上辭左京大夫之狀、

廿八日、乙亥、召使云、今日除目始、大外記文義朝臣令申者、申剋許參內、宰相、卿相在

關白御宿所云々、日入左右大臣參入、秉燭後依關白御消息、左右大臣及諸卿參入御宿所、

關白內大臣藤原賴通ヲシテ、攝政ニ准ジテ官奏・除目(源)、左大辨道方執筆、依關白命令(召九)受領功課文、

等ヲ行ハシムルコト、三年十二月二十八日ノ條ニ見ユ、顯光、左大辨道方執筆、依關白命令(召九)受領功課文、

小時進、未及定之間事了、今日諸卿左大臣・右大臣・大納言齊信・公任・中納言賴宗・經

房・能信・實成・參一(藤原)道方・公信・經通・資一、

廿九日、丙子、早朝宰相來云、去夕或云、勘解由長官・大藏卿・修理大夫・左京大夫等間

可被任由云々者、皆(不カ)要官等也者、仍以書狀示遣藏人辨章信朝臣許、報云、即申關白了、

有聞由之報、宰相參入道殿、面申此由、命云、官職者公家之御定也、不可申左右者、宰相

參關白御宿所、余申終許參內、(藤原實資)、左右大臣同被參入、臨昏有關白御消息、仍大臣已下參入、

其儀如昨、定受領功課、攝津(藤原)、有造塔事、然而隨宜定無過、次肥後(菅野)、無過、山城

受領功過定

藤原永道厄
年ナルニ依
リテ山城守
ヲ辭セント
スコレヲ許サ
ズ

參議

致仕ノ人ノ
任官修理大
資平本意大
夫ヲ不關白
トシテ關白
ニ愁フ

道長ノ命ニ
依ル

經通ヲ正三
位ニ敘ス

經通大辨ヲ
恨シタルヲ

守永道辭退狀被下云、若可收歟、若可許納者、定申替人者、諸卿申云、辭狀、年當厄運、可怖、仍辭退者、依可慎厄年辭退、不可然、至依病辭申可有定、依可慎辭退事、無所據、不可許者、子剋許除書了、清書中納言能信・參議公信等也、

除目要官注耳、權大納言行成(兼侍)、權中納言道方・參議廣業(兼式部)、定賴(兼右)、左大辨

朝經・右大辨定賴・左中辨重尹・權左中辨經賴(兼近)、右中辨(兼)信(兼右衛)、左少辨義忠

(兼學)、右少辨賴明(兼太皇太)、民部卿俊賢(兼太皇太后宮大夫、致仕人也)、大藏卿通任・修理大

夫資一(兼侍)、太宰帥權中納言經房、自餘不注、定賴一座任二官、(參議)、某云、不可申慶者、

示早申由、曉更來云、申慶了、又言慶由拜禮云々、件官不本意由、愁歎無極、臨除書間有

可任之云々、仍重以章任朝臣令申關白、報云、不可拜任、(強歎)、可從本意、而入道殿有可必任之

由、難背彼命者、仍不能重申而已、

參議經通敘正三位、有行幸加階歟、可尋記、

十二月

一日、丁丑、略、早朝左京大夫經通來云、敘正三位、不可申慶者、依不任大辨、有其恨所

言歟、晚景猶示可申由了、修理大夫資平來云、被任不本意官、已無爲術、見氣色愁吟無極、

寬仁四年十一月二十九日

一六三

人々實資第
ニ慶賀ニ來
ル

資平修理大
夫ヲ辭セン
コトヲ屢道
長及ビ藤原
頼通ニ請フ

寛仁四年十一月二十九日

一六四

入夜重來云、不就職事、猶早辭申者、答左右可在心之由、今日慶賀人々來、右大辨定頼來、
 余束帶相逢、先拜禮、余答拜、秉燭後左大辨朝經・新宰相廣業來、兩人拜、余答拜、
 二日、戊寅、入夜宰相來云、欲參入道殿、有犬死穢、又到關白殿、仍參皇太后宮、令啓匠
 作事、不可堪勤仕由、可令申入道殿事、又云、以丹波守資業令申關白殿、已有可許氣者、
 三日、己卯、資平宰相來云、參關白殿、申匠作事、有許氣、命云、今月內可有直物、其次
 被行歟者、次參入道殿、被命其事、殊無勘當氣者、
 五日、辛巳、資平晚頭宰相來云、辭匠作事、以定基律師、令洩申入道殿、只今報云、委以執申、
 已有和氣、至今可被申關白殿歟者、
 六日、壬午、資平宰相來云、參兩殿、定基律師云、入道殿曰、匠作辭退事、彼許有其心者、有何
 事乎、無勘當氣者、
 七日、癸未、宰相入夜來云、今日參入々道殿、(齊信)按察・新大納言等在御前、宰相同候、有次
 被命匠作事、有恩許氣者、
 九日、乙酉、○中略、道長、枇杷殿ノ造作ヲ巡見スル入道殿小時歸給、關白及卿相同從彼御共、
 余亦追從、教通○藤左將軍申參從由、即有可相逢之命、仍奉謁、先被問匠作事、披達子細、頗有和

一旦出仕シ
タル後辭ス
ベシ

資平初メテ
修理職ノ文
書ヲ見ル

修理職納物
返抄ニ新物
任大夫ノ返

寛仁四年十一月二十九日

一六五

許氣、○中即退出、
 十日、丙戌、資平宰相云、參關白殿、被命云、辭退事有恩許氣、但非我情、申入道殿、可示案
 内者、
 十三日、己丑、○中宰相兼官後未參内、今日宜日、仍先參入、即罷出登山云々、○藤原道長、比叡山ニ上リテ受戒ス
ルコト、十二月十四日ノ條ニ見ユ、
 廿四日、庚子、○中宰相云、昨參殿、匠作事猶有不可免之氣色、但無勘當氣、仍先從事、
 退可辭申者、是上計也、
 廿五日、辛丑、○中黄昏修理大夫來云、今日可從職事之日令吉平勘云々、廿七日癸卯者、
 閏十二月
 四日、庚戌、○中匠作來云、今日參殿、面被命雜事、多是職事也者、
 七日、癸丑、入夜匠作來云、章信朝臣云、今日左頭中將云、(藤原公成)修理職納物返抄可用當時大夫

抄ヲ用フベ
キ宣旨ヲ下
ス道長等ノ策
スル所カ

寛仁四年十一月二十九日

一六六

返抄之由、宣旨下了者、依新大夫申、被下宣旨歟、取氣色於關白、命云、大夫無所申、依有所聞、所下之宣旨也者、匠作資平懷辭遁之心、不申他事、強爲令致職事、入道殿共所被行歟、鬱々耳、

十七日、癸亥、○中

匠作資平來云、今朝參關白殿、面被命雜事、前大夫返抄一切不可用、國司若有所愁、經案内、隨示仰、可放返抄者、

〔左經記〕 十二月

一日、丁丑、天晴、及午後、爲申慶賀、參左右兩府、而依御物忌、於門外令申案内退出、不拜、次參皇太后宮大夫・左大將殿、入夜歸宅、

源經頼ノ慶賀

三成ノ慶賀

二日、戊寅、參御堂、依犬死穢不著座、入夜參新大納言御許、語次被命云、一日爲申之慶賀參御堂、命令惟憲朝臣申事由之次、問慶賀人々所爲作法、惟憲答云、皆把笏二拜者、余思此事猶不快、仍把笏三拜、人々所爲各以異也者、及深更歸宅、

〔日本紀略〕

後一條院 十一月

廿八日、乙亥、除目始、

大藏卿藤原
通任
左大辨朝經

經通ノ造宮
賞

〔公卿補任〕

七

大納言正二位同齊信、藤原十月廿九日轉、中宮大夫如元、

權大納言正二位同齊信、中宮大夫、按察使、十一月廿九轉正、

同行成、四十十一月廿九日任、

權イ納言正二位同行成、權帥、十一月廿九任權大納言、

源經房、五十皇太后宮權大夫、十一月四日去權大夫、イ同廿九日兼太

宰權帥、去大夫、

從二位源道方、五十十一月廿九日任、宮内卿、

參 議從二位同道方、藤原左大辨、宮内卿、伊與權守、十一月廿九任權中納言、

從三位同通任、四十修理大夫、播磨權守、十一月廿九日兼大藏卿、去修理歟、

同朝經、四十右大辨、大藏卿、勘長官、備前守、十一月廿九日轉左大

辨、辭卿・長官等、

正四位下同經通、八十左京大夫、十一月廿九日正三位、去寬仁二年爲木工寮別當造殿賞、○新造内裏ニ遷御ノ

コト、二年四月二
十八日ノ條ニ見ユ、

寛仁四年十一月二十九日

一六七

廣業定頼ヲ
參議ニ任ズ
右大辨定頼

民部卿源俊
賢

源倫子給
皇后宮御給

同資平、卅四、侍從、美作守、十一月廿九日兼修理大夫、
正四位上同廣業、^{四十四}十一月廿九日任、式部大輔如元、大輔勞九個年、
正四位下藤定頼、^{五十一}十一月廿九日任、同日兼右大辨、近江守如元、元頭左
中辨、内藏頭、皇太后宮亮、

前權大納言正二位源俊賢、^{六十}治部卿、太皇太后宮大夫、十二月廿九日遷任民部卿、

〔公卿補任〕^七長久四年 參議正四位下源經長、寛仁四年十一月廿九日任雅樂助、^{從一位源倫子給}

〔公卿補任〕^七長元八年 參議正四位下藤經任、^{卅六、十一月十三日敍從四位下、}
^{〔藤原賴子〕}皇后宮御給、^{〇コノコト}

便宜合
敍ス、

〔辨官補任〕^{後一條院}

左大辨從二位源道方 ^{十一月廿九日任權中納言、^{年五十三、}宮内卿如故、}
^{〇道方、病ニ依リテ左大辨ノ辭狀ヲ上ル}

從三位藤朝經 八月三日依病辭大藏卿・勘解由長官、九月返辭狀、十一月廿七日重辭、同廿九日轉任、備前守如元、

〔朱書、下同ジ〕
右大辨正四位下藤定頼 ^{十一月廿九日任參木、轉任、^{年廿六、}}

左中辨
權左中辨
藤原章信右
中辨ニ直任
セラシ
左少辨
右少辨

左中辨正四位下藤重尹 ^{十一月廿九日任、}
權左中辨從四位上源經頼 ^{十一月廿九日見任、内藏頭・近江守如故、}
〔藏〕
右中辨正五位下藤章信 ^{十一月廿九日見任、}
〔中辨直任例〕
左少辨從五位上藤義忠 ^{十一月廿九日任、式部少輔・東宮學士・周防權介如故、}
右少辨從五位上藤頼明 ^{十一月廿九日任、太皇太后宮大進如故、前播万守正四位下説孝}
^{〔藤原〕}

男、

〔榮花物語〕^{十六}もとのしづく ^{〇上略、源頼定薨去ノコトニカ、かくて侍從中納言のく}
たり給へきひをとりかへし給ふに、^{〇行成ヲ大宰權帥ニ任ズルコト、三}
おほやけをはかりたてまつるやうなりとて、^{年十二月二十一日ノ第一條ニ見ユ、}かたはらいたくおほして、^{〔イナシ〕}きやうくなるや
うなれと、辭してんとおほしなりぬ、^{〔藤原長家室〕}それもこのひめ君のいといみしう、つねになやみたま

へは、^{〇藤原長家、行成ノ女ト婚スルコト、二年三月十三日ノ第二條}かくもおほしなるなるへし、^{〔なやむイ〕}
略、^{ニ、長家ノ室歿スルコト、治安元年三月十九日ノ第三條ニ見ユ、}かともおほしなるなるへし、^〇
カ、^{藤原道綱薨去ノコトニカ}かのし、うの中納言、^{大貳もし、給へは、}源中納言經房のきみ
^{マ天下向之由、僻事歟、彼時童俊賢卿也、補任符合、}なり給ぬ、^{源帥}のなかされ給しとき、^{〇富岡本、コノ次ニ}わらはにて ^{御ともにノ四字アリ、}をはしたりける君
^{〔故イアリ〕}

行成大宰權
帥ヲ辭ス

寛仁四年十一月二十九日

一七〇

なり、○源高明ヲ大宰權帥ニ貶謫スルコト、十一月廿九日にそなり給ぬる、おなしき日、侍從中
安和二年三月二十五日ノ條ニ見ユ、十一月廿九日にそなり給ぬる、おなしき日、侍從中
納言は大納言になり給ぬ、○下略、藤原公信ヲ檢非違使別當ニ補スルコトニカ、ル、
九月四日ノ第一條ニ收ム、以上、富岡本ヲ以テ校ス、

〔大鏡〕^三 ○東松委三氏本

一、太政大臣伊尹^(藤原)謙徳公、

侍從大納言行成卿事、

○上 略 寛仁四年十一月廿九日任權大納言、侍從如元、
年四十九、

一、太政大臣爲光^(藤原)恒徳公、

大納言齊信卿事、

○上 略 寛仁四年十一月廿九日轉大納言、

〔魚魯愚鈔〕

^六藏人方 院宮名替 ○中
^丁下勘文下

可勘合不^件女御寛弘六年給、寛仁四年十一月
以奏眞延任武藏大目、而任符未出、

前女御藤原義子家

正六位上物部宿禰利世

望武藏大目、

前女御給

〔頭書〕
寛仁四年以後至
治安三年四ヶ年、

右、寛弘六年給、寛仁四年十一月以奏眞延申任彼國大目、而眞延不給任符、仍以件利世可
被改任之狀、所請如件、

治安三年二月十日

散位從五位下平朝臣順忠

〔本朝續文粹〕

^六奏狀上 申京官

正四位下行式部大輔藤原朝臣敦光誠惶誠恐謹言、

請特蒙天恩、因准先例、被兼任參議・中辨闕狀

一、式部大輔雖不兼大辨・藏人頭任參議例、

○中

藤原廣業卿

寛仁四年十一月任參議、^{式部}大輔如
元、^勞四年、

已上、雖不兼大辨・藏人頭、依式部大輔勞、不過十年、皆所拜任也、延喜以往之

例寔繁有徒、不遑毛舉、○中

大治六年正月十九日

正四位下行式部大輔 某、

寛仁四年十一月二十九日

一七一

廣業式部大
輔ノ勞ニ依
リテ參議ニ
任ゼラル

寛仁四年十一月二十九日

一七二

執筆

行成人ノ
來賀ヲ促シ
テ書狀ヲ送
ル

尊圓親王添
狀

〔敍位除目執筆抄〕 十一廿八京^{〔官〕}、廿九日^{〔筆〕}、^{〔道方〕}入^{〔眼〕}、執^{〔筆〕}、同^{〔道方〕}

〔藤原行成自筆書狀〕 ^{○東京}日野原昌廣氏所藏

〔花押〕謹言、自去春來、偏思赴鎮、而公私有難拋之事等、暫逗留之間、俄奉 勅命、獻五節舞姬、^{○本月十八}相次期明春進^{〔發力〕}□之處、^{日ノ條參看、}忽蒙 朝恩、不慮昇^{〔進力〕}□、雖踈遠之輩、一接言談者、爲禮爲義、來賀有數、況親昵之人、無不會合共其忻悅、隨亦相待 光臨有日、然而無音、空送旬月、不知 芳情、尋其由緒、心竊異之^{〔進力〕}、近曾依諸寺別當事、預參其議、下

闕々、諸寺ノ別當ヲ補スルコト、十二月三十日ノ第二條ニ見ユ、^{〔添狀〕}本書ハ、本年十二月末乃至閏十二月ノ交ノモノナルニ似タリ、

一殊勝之權跡手本也、祕藏者也、

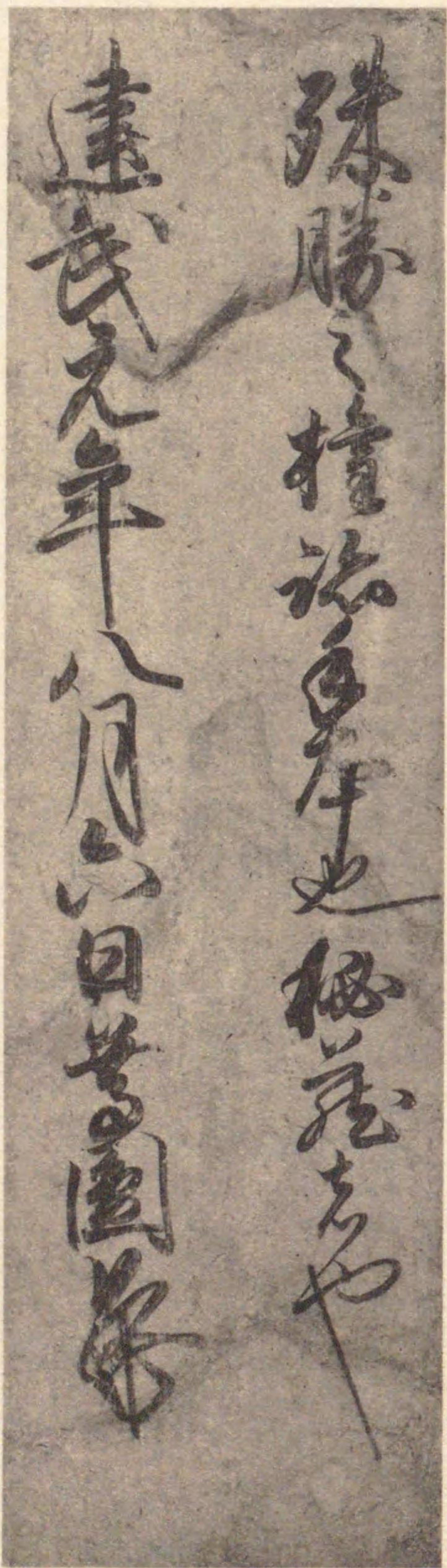
建武元年八月六日 尊圓(花押)

〔指定文化財總合目錄〕 ^{美術工藝品篇}重要文化財の部 東京都

〔指定種目〕

書^{○書} (昭和) 三・一・六・二八) 藤原行成筆書狀 一幅 ^{〔所有者〕}東京都世田谷區玉川等々力町三ノ七二一

附 尊圓親王添狀 一幅
○一代要記、異事ナキヲ以テ略ス、行成及ビ源經賴等ノ著座ノコト、十二月十日ノ條ニ、齊信・道方并ニ藤原定賴等ノ著座ノコト、治安元年二月一日ノ第三條ニ、經房ノ赴任ヲ餞シ給フコト、同年三月四日ノ條ニ見ユ、



(尊圓親王筆添狀)

原寸
横 〇・〇九二
縦 〇・三二五

雖疎遠之輩一接之亦
 為禮為義未嘗不為
 昭之人望不令其
 隨之相終
 為禮為義未嘗不為
 昭之人望不令其
 隨之相終
 為禮為義未嘗不為
 昭之人望不令其
 隨之相終

殊勝之禮法身年也極其
 遠長元年八月廿日書國

(尊圓親王筆添狀)

原寸
 橫縱
 〇・三二五
 〇・〇九二